

政治団体の手引

令和 7 年 3 月

 東京都選挙管理委員会

「政治団体の手引」の作成に際して

この手引は、政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項等の異動、解散等の各種届出手続き及び収支報告書の作成について記載例を示し説明するとともに、「政治資金パーティー」、「政治資金規正法・公職選挙法で規制される寄附の制限」、「政治活動の規制」及び「政治資金と税」などについて実務的に平易に解説したものです。

これら各種届出にあたり、東京都選挙管理委員会のホームページに各種様式等を掲載していますので、ご利用ください。

(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>)

また、総務省のホームページに掲載されている収支報告書作成ソフト等もご活用ください。

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html)

この手引の作成にあたって、「政治資金規正法要覧」(国政情報センター)、「政治資金ハンドブック」(ぎょうせい)、「逐条解説政治資金規正法」(ぎょうせい)等を参照しています。

この手引が、政治団体の皆様の一助となれば幸いです。

令和7年3月

東京都選挙管理委員会

この手引で引用している主な法令とその引用例

この手引で引用している主な法令は、政治資金規正法（法、規正法）、政治資金規正法施行令（令、規正令）、政治資金規正法施行規則（規正規則）、公職選挙法（公選法）です。

〔凡例 規正法 3 条① I ……政治資金規正法第 3 条第 1 項第 1 号〕

※この手引は令和 7 年 1 月時点で施行されている法律を基に作成しています。最新の法改正については、総務省 HP をご覧ください。

目 次

「政治団体の手引」の作成に際して

1	この手引で使用する用語の説明 ……………	1
	(公職の候補者、特定の公職の候補者、特定寄附、金銭等、一定期間 …)	
2	政治団体の主要な届出書類……………	3

I 政治資金規正法の対象

1	政治資金規正法の目的は何ですか。 ……………	4
2	政治資金をなぜ規制するのですか。 ……………	5
3	政治資金には具体的にどのような規制がありますか。 ……………	6
1	政治資金の流れを公開 ……………	7
2	政治資金のやりとりを直接制限 ……………	7
4	政治団体とはどのような団体をいいますか。 ……………	9
1	規正法の定める政治団体 ……………	9
2	政治活動を行う団体 ……………	10
3	政治団体の種類 ……………	11
5	政党とはどのような団体をいいますか。 ……………	12
6	「政党、政党の支部及び政治資金団体」と 「その他の政治団体」はどのように違いますか。 ……………	13
7	資金管理団体とはどのような団体をいいますか。 ……………	14
8	資金管理団体にはどのようなメリットがありますか。 ……………	15
9	国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。 …	16
10	国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。 ……	17
11	政治団体（政党）の支部とはどのような団体をいいますか。 ……	18

II 政治団体の各種の届出手続き

1	政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。 ……	19
1	政治団体の設立 ……………	19
2	届出前の寄附又は支出の禁止 ……………	22
3	政治団体の所管及び届出先 ……………	22
4	提出部数 ……………	23

2	資金管理団体の手続きはどのようにしますか。 ……	23
1	資金管理団体指定届 ……	23
2	資金管理団体届出事項の異動届 ……	24
3	資金管理団体指定取消届 ……	24
4	資金管理団体でなくなった旨の届 ……	24
5	資金管理団体の各種書類の提出先 ……	24
3	国会議員関係政治団体を設立するには どのような手続きが必要ですか。 ……	24
4	政党の設立届出はどのようにしますか。 また提出書類はどのようなものが必要ですか。 ……	25
1	政党の設立と届出 ……	25
2	設立届に添付する書類 ……	26
5	政治団体の役員に、何らかの制限がありますか。 ……	27
6	届け出た内容に変更が生じた場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	27
1	「届出事項等の異動届」の提出 ……	27
2	「資金管理団体届出事項の異動届」の提出 ……	28
3	政党支部の「届出事項等の異動届」の提出 ……	28
4	各届出事項の異動届の提出先 ……	28
7	政治団体の名称を変更した場合、手続きはどのようにしますか。 ……	28
8	都内で主たる事務所の所在地を移転した場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	29
9	代表者を変更した場合、手続きはどのようにしますか。 ……	29
10	公職の種類が変更になった場合、手続きはどのようにしますか。 ……	29
11	代表者の変更や、推薦・支持していた者の 公職の種類の変更等により、国会議員関係政治団体に 該当しなくなった場合、手続きはどのようにしますか。 ……	30
12	政治団体が道府県に移転したり、活動区域を変更した場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	31
1	主たる事務所の移転 ……	31
2	活動区域の変更を伴う主たる事務所の移転 ……	31
3	主たる事務所の移転を伴わない活動区域の変更 ……	33
	【参考】 都道府県間で「主たる事務所を移転」、 「主たる活動区域を変更」したときの手続き一覧 ……	35
13	政治団体を解散するときにはどのような手続きが必要ですか。 ……	36
1	政治団体解散届 ……	36
2	解散届の提出 ……	36

14	規正法 17 条 2 項団体と	
	通知がありました、どうすればよいですか。 ……	37
	【参考】 政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧 ……	38
	【参考】 収支報告書のオンライン提出のご案内 ……	39

Ⅲ 各種届出の記載例

記載例 1	政治団体設立届(後援会) ……	43
記載例 2	政治団体設立届(政党の支部) ……	44
記載例 3	政治団体設立届(国会議員関係政治団体) ……	45
参 考	政治団体の規約の例 ……	46
記載例 4	被推薦書 ……	48
記載例 5	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 ……	49
記載例 6	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知 ……	50
記載例 7	国会議員氏名届 ……	51
記載例 8	支部証明書 ……	52
記載例 9	政党の状況等に関する届 ……	53
記載例 10	届出事項等の異動届(名称などの変更) ……	54
記載例 11	届出事項等の異動届(国会議員の公職の種類の変更) ……	55
記載例 12	政治団体解散届 ……	56
記載例 13	資金管理団体指定届 ……	57
記載例 14	資金管理団体届出事項の異動届 ……	58
記載例 15	資金管理団体指定取消届 ……	59
記載例 16	資金管理団体でなくなった旨の届 ……	60

Ⅳ 政治資金パーティー

1	政治資金パーティーとはどのようなものをいいますか。 ……	61
2	政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。 ……	61
3	政治資金パーティーにはどのような規制がありますか。 ……	61
1	告知義務 ……	62
2	量的制限(個別制限)と公開基準 ……	62
3	その他の規制 ……	62
4	政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限 ……	63
4	特定パーティーとはどのようなパーティーをいうのですか。 ……	63

5	政治団体以外の者が特定パーティーを 開催するときの手続きはどのようにしますか。 ……………	64
1	設立届 ……………	64
2	異動届及び解散 ……………	64
3	特定パーティーを開催した者の寄附の制限 ……………	65

V 寄 附 の 制 限

1	規正法でいう寄附はどのようなものをいいますか。 ……………	66
2	寄附の量的な制限にはどのようなものがありますか。 ……………	67
1	総枠制限 ……………	67
2	個別制限 ……………	68
3	総枠制限及び個別制限のないもの ……………	69
3	量的な制限以外で規制されるのはどのような寄附ですか。 ……………	70
1	誰もがしてはいけない寄附 ……………	70
2	会社・労働組合・その他の団体がしてはいけない寄附 ……………	72
3	公職の候補者がしてはいけない寄附 ……………	74
4	後援団体がしてはいけない寄附 ……………	76
5	公職の候補者の関係会社等の禁止される寄附 ……………	76
6	公職の候補者の氏名を冠した会社等の禁止される寄附 ……………	77
7	その他寄附に関する制限 ……………	77
	【 参考 】 規正法及び公選法における寄附の制限一覧 ……………	78

VI 規 正 法 の 罰 則

1	寄附の制限に違反したときは、 どのような罰則が適用されますか。 ……………	81
1	規正法の寄附の制限に適用される罰則 ……………	81
2	公選法の寄附の制限に適用される罰則 ……………	82
2	寄附の制限以外にも罰則がありますか。 ……………	82

VII 政 治 活 動 の 規 制

1	政治活動と選挙運動はどのように違いますか。 ……………	84
2	日常の政治活動に何か規制がありますか。 ……………	84
1	文書図画の掲示に関する規制 ……………	84
	(立札・看板の類、ポスターの掲示及び演説会等の開催中に掲示するもの)	

2	その他の規制	86
	(解散電報、あいさつ状及び挨拶を目的とする有料広告の禁止)	
3	事前運動とはどのようなことをいいますか。	87
1	選挙運動にあたるおそれのある文言	87
2	選挙運動とみなされないもの	87
4	選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。	88
1	選挙期間中に規制される政治活動	88
2	政治活動規制の時間的場所的範囲	89
3	確認団体制度	89

Ⅷ 政治資金と税

1	政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか。	90
1	寄附収入に対する課税	90
2	事業収入に対する課税	90
3	政治団体に対する税金の扱い	91
2	公職の候補者が受けた寄附は課税されますか。	91
3	会社が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか。	92
4	個人が政治献金したときに課税上の優遇措置が受けられると 聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。	92
1	優遇措置の要件	93
2	「寄附金（税額）控除のための書類」の交付	94
3	寄附金控除の額	94

Ⅸ 政治団体の会計処理

1	会計帳簿の備付及び記載義務	96
2	政治団体の収支報告書	98
3	収入簿・支出簿・運用簿の様式	100
4	収入簿・支出簿・運用簿の記載要領	104

X 収支報告書の提出と記載例

1	収支報告書の提出	111
2	提出する収支報告書用紙の内容	115
3	収入・支出項目の分類基準	116
4	収支報告書各用紙の記載例	118
	I 表紙	118
	II 収入の状況	119
	1 収支の状況（その2）	119
	2 機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）	120
	3 借入金（その4）	120
	4 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（その5）	121
	5 その他の収入（その6）	121
	6 寄附の内訳（その7）	122
	7 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳（その8）	123
	8 政党匿名寄附の内訳（その9）	123
	9 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち 特定パーティーの対価に係る収入の内訳（その10）	124
	10 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その11）	124
	11 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳（その12）	124
	III 支出の状況	125
	1 支出項目別金額の総括表（「その13」、都団体は「その2」）	125
	2 経常経費の内訳（その14）	125
	3 政治活動費の内訳（その15）	126
	4 本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出の内訳（その16）	130
	5 資産等の状況（その17・その18・その19）	131
	6 宣誓書（その20）	133
	7 領収書等の写しを添付できない場合	134
	8 無償提供の記載方法	136
5	寄附金（税額）控除のための書類について	138

1 この手引で使用する用語の説明

(1) 公職の候補者

この手引では、公職の候補者を、公選法 86 条から 86 条の 4 の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）及び公職にある者（現職の者）をいい（規正法 3 条④）、公選法でいう「公職の候補者等」と同意語として扱っています。

また、公職とは、公選法 3 条の規定により「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長（都道府県知事、都道府県議会の議員、特別区の長、特別区議会の議員、市町村の長及び市町村議会の議員）」の職を指しています。

(2) 特定の公職の候補者

「特定の公職の候補者」は、(1)で述べた公職の候補者のうち、「①衆議院議員、②参議院議員、③都道府県知事、④都道府県議会の議員、⑤政令指定都市の長及び⑥政令指定都市の議会の議員」を指します。

この特定の公職の候補者を推薦し又は支持することを本来の目的とした政治団体（後援団体といいます。）のうち被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出している団体、現職の国会議員が主宰する政治団体及び現職の国会議員が主要な構成員である政治団体で国会議員氏名届を提出している団体に対し個人が寄附をしたときに、所得税法上の特定寄附金とみなされ「寄附金控除」の対象となります（租税特別措置法 41 条の 18）。これらの団体を「適格団体」といいます。

なお、この特定の公職の候補者が当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。

(3) 特定寄附（規正法 19 条の 4）

特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附を、自ら指定した資金管理団体に寄附したものをいいます。この場合、受けた年に係る収支報告書に、当該公職の候補者からの寄附のうち政党から受けたものについて㊟と表示して報告します。

なお、この特定寄附は寄附の量的制限の対象になりません。

(4) 金銭等

金銭等とは、規正法 4 条 1 項でいう「金銭その他政令で定める財産上の利益」をいいます。また、財産上の利益は、「有価証券」（規正令 2 条）を指していることから、金銭等とは「金銭及び有価証券」をいいます。

なお、有価証券とは小切手、商品券、公社債券等私法上の有価証券をいいます。

(5) 一定期間（公選法 199 条の 5）

公選法では、公職の候補者の後援団体が一定期間内に行う行事等において寄附する行為を禁止しています。

この一定期間については、次のように選挙によって異なります。特に、便乗補欠選挙及び便乗再選挙については、便乗される選挙により、一定期間が異なりますので、注意が必要です。

- ① 衆議院議員総選挙 任期満了の日の 90 日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙 任期満了の日の 90 日前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙 任期満了の日の 90 日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙 選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで

(6) 選挙区内にある者

公選法 199 条の 2 等で定める「選挙区内にある者」は、自然人・法人を問わず、当該選挙区内に住所・居所がある者に限らず、一時滞在者や通行人も含みます。人格なき社団（任意団体）や国・地方公共団体も同様に含まれます。

2 政治団体の主要な届出書類

届出書類		団体の種類		一般の政治団体				資金管理団体				政策研究団体				特定バーティカル開催団体				政治資金団体				政党の本部								政党の支部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				税優遇なし	あり	税優遇なし	あり	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	国会議員5人以上	設立	異動	解散	設立	異動	解散																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設立届	届	●			●			●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

- (注) 1 税の優遇措置の適格団体は、政党・政党支部・政治資金団体、特定の公職の候補者の被推薦書、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は国会議員氏名届を提出している政治団体に限られます。
- 2 政治資金団体の「指定届」及び指定の「取消届」は、政党本部が総務省に直接届け出ます（規正法6条の2）。
- 3 政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは、「政党支部の名称」の異動の場合です。
- 4 政党支部の異動で「支部証明書」が必要になるのは、「政党支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」及び「支部の単位」の異動の場合です。

I 政治資金規正法の対象

1 政治資金規正法の目的は何ですか。

1 目 的

議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています（規正法1条）。

政治活動の公明の確保とは、政治活動の実体を国民の前に公開し、いわばガラス張りにすることで国民の不断の監視と批判の下に置くことを意味し、政治資金の公開は、政治活動の公明を確保するための手段です。

また、政治活動の公正の確保とは、さらに積極的に社会的・倫理的な正義の実現を期することを意味し、政治資金の授受を量的・質的に規正することは、政治活動の公正を確保する手段であるといえます。

2 基本理念

本法の運用にあたっては、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない」ことを基本理念とし、そのうえで政治団体に対して、「その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行うべきこと」を義務付けています（規正法2条）。

2 政治資金をなぜ規制するのですか。

政治活動は、憲法で保障するように本来自由なものです。しかし、現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた代表によって構成される議会が、国民の意思を体現しつつ国政を運営していく議会制民主主義を採用しています。

議会制民主主義においては、選挙を通じて表明された国民の意思により政府が形成され、国政の方向が定められることを理念としていますが、現実的には、政党、政治団体、そして公職の候補者の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、政治の場に表明されています。また、議会制民主主義においては、選挙を通じて国民の代表である議員が選出され、議会における多数派を基礎として政治が運営されるということで、選挙時や日常の政治活動に関して多額の政治資金を要するのが通常となっています。

このため、政党や政治団体、公職の候補者にとっても、政治資金をどのように調達するかはきわめて現実的かつ重要な課題となっており、そこに政治資金を巡って癒着や政治腐敗が生じる可能性が存在しています。

我が国の規正法は、戦後の民主化の中で政治事情が混迷を続け政治的腐敗行為が続出したことから、政治資金による政治腐敗の防止を図るため昭和 23 年に議員立法という形で成立した法律です。

しかし、その後に発生した「黒い霧事件」などの反省から、法の改正によって、政治資金そのものを量的・質的に規制していく規制法としての性格を強めました。

さらに「ロッキード事件」や「リクルート事件」といった政治資金にまつわる疑惑問題がたびたび発生したことから、企業献金についての規制がさらに強化されました。

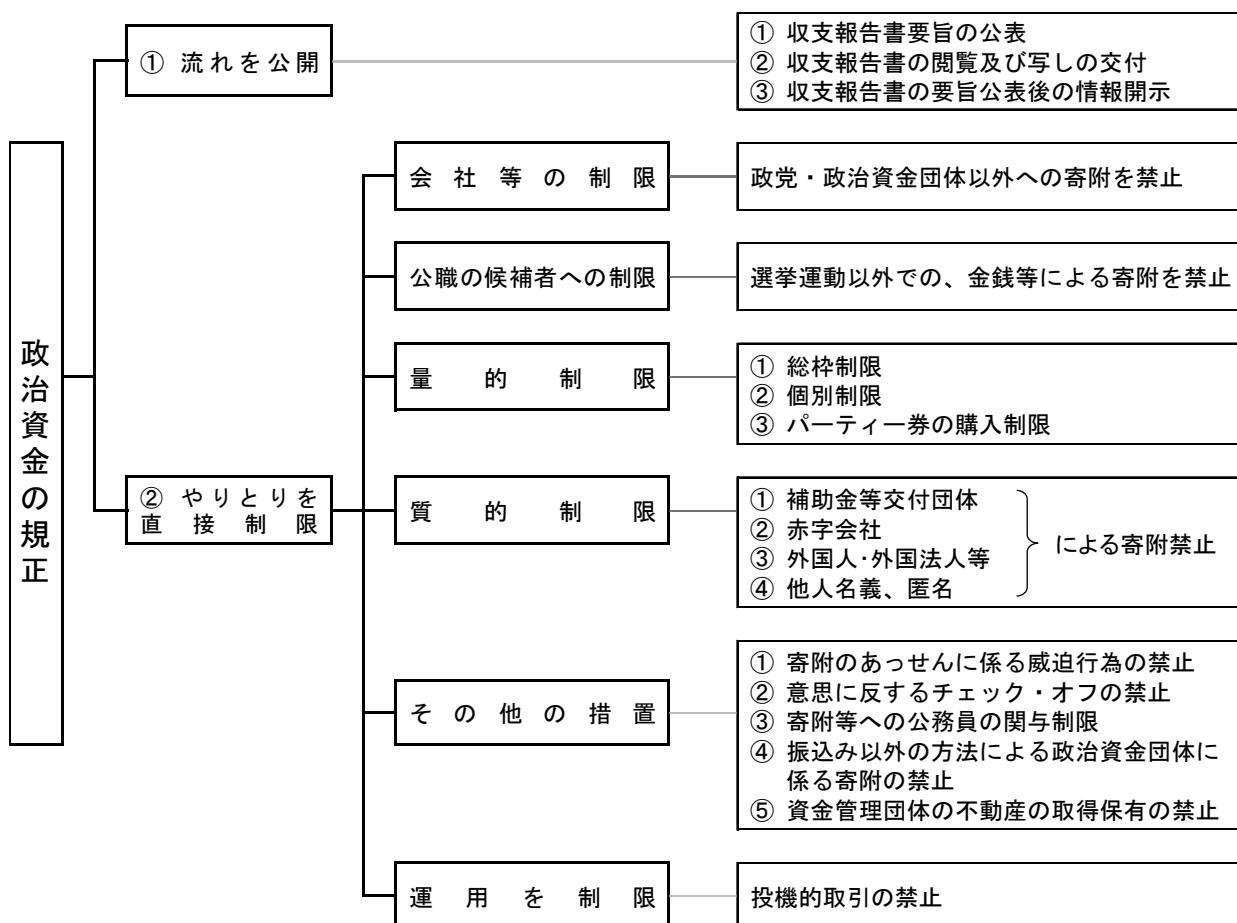
また規正法は、政治団体の届出をする前に「政治活動のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」（規正法 8 条）と定め、政治団体としての届出前に政治活動のための寄附の收受及び支出を禁止することによって政治活動の公明と公正を期そうとしています。

平成 19 年には、政治資金の使途に関する疑惑を契機に、国会議員関係政治団体について、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告における明細の記載基準額の引き下げ等が行われたほか、少額領収書等の写しの開示制度が創設され、収支報告の適正の確保や透明性の向上が図られました。

3 政治資金には具体的にどのような規制がありますか。

政治資金の規正には、①「政治資金の流れを公開」すること、②「政治資金のやりとりを直接制限」することの二つの考え方があります。

(図 1)



※ 政治団体の区分に応じ、収支報告の適正の確保等の観点から、次のような特例があります。

○政党・政治資金団体

- ・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付

○資金管理団体

- ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細、保有不動産の利用状況)

○国会議員関係政治団体

- ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細)
- ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書に政治資金監査報告書を添付
- ・少額領収書等の写しの開示制度

1 政治資金の流れを公開

規正法は、政治団体の会計責任者に対し、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における政治資金の収入、支出や資産等を記載した報告書を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないと規定しています。

この収支報告書の要旨は、都道府県の公報又は官報により公表され、提出された収支報告書は、公表から3年間、閲覧及び写しの交付の対象となります。

なお、東京都選挙管理委員会所管の政治団体の収支報告書は、公表から3年間、東京都選挙管理委員会のホームページに掲載されています。

2 政治資金のやりとりを直接制限

政治資金の流れを規正する一番大きなものは、寄附等に関する制限です。規正法は次のような制限をしています。

(1) 寄附者と寄附の対象者の制限

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党、政党支部及び政治資金団体以外の者への「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」が禁止されています（規正法21条）。

また、政党（又は政党支部）を除き、何人も、公職の候補者に対する「政治活動に関する寄附」は、選挙運動に関するもの以外、金銭等の寄附が禁止されています（規正法21条の2）。

(2) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、1人の寄附者が1年間にできる寄附額の総量を制限する「総枠制限」（67ページ参照）と、1人の寄附者が同一の者に対して1年間にできる寄附額を制限する「個別制限」とがあります（68ページ参照）。

また、政治資金パーティー券の購入についても、一定の額を超える支払いを同様に制限しています（62ページ参照）。

(3) 寄附の質的制限

寄附の質的制限は、寄附者自体に一定の制限を設けたもので、次のような寄附が制限されています。

- ① 国又は地方公共団体から補助金等の給付金や資本金等の出資を受けている会社等の寄附（72・73ページ参照）
- ② 三事業年度以上にわたり継続して欠損（赤字）を生じている会社の寄附（74ページ参照）
- ③ 外国人・外国法人等からの寄附の受領（74ページ参照）
- ④ 他人名義・匿名による寄附（71・77ページ参照）

(4) 資金管理団体の不動産取得及び保有の禁止

資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権）を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。

ただし、改正（平成 19 年 8 月 6 日施行）前に取得している不動産を除きます。

(5) 政治資金の公正な流れを担保するための措置

政治資金の授受が公正に行われる為に、寄附のあつせんをする場合、相手方に対して「業務等の関係を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法であつせんをする行為」や寄附しようとする者に対して「意思に反して、その者の賃金等から控除による方法で寄附を集めること」は禁止されています。

また、公務員がその地位を利用して寄附等を求め、若しくは受け、若しくは他の者が行っている政治活動に関する寄附等に関与することは禁止されています（77 ページ参照）。

(6) 政治資金の運用を制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることから、政治資金を例えば株券の購入などによる投機的取引で運用することは禁止されており、政治団体の会計帳簿に資金の運用状況を記載することを義務付けています（規正法 8 条の 3、9 条）

具体的には、政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次の方法以外により運用してはならないと規定しています。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 1 条 1 項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てん契約のあるもの

4 政治団体とはどのような団体をいいますか。

規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされる団体の2種類があり、それぞれ以下のとおり規定されています。

1 規正法の定める政治団体

(1) 政治団体

規正法3条で、「政治団体とは、次に掲げる団体をいう。」と定義しています。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（1号団体）

一般の政治団体がこれにあたります。

- ② 特定の「公職の候補者」を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（2号団体）

公職の候補者の後援団体（後援会）がこれにあたります。

- ③ 上記の①及び②以外の団体で、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」や「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体（3号団体）

これらの区別は「その政治目的が綱領、規約等に明記されるなど外見的に明らかなもの」によるとされています。

(2) 政治団体とみなされる団体

規正法は、上記（1）政治団体以外に、次の団体についても政治団体とみなして同法を適用しています。

- ① **政策研究団体**（規正法5条①Ⅰ）

政策研究団体とは「政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの」をいいます。

- ② **政治資金団体**（規正法5条①Ⅱ）

政治資金団体とは「政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定し、総務大臣に届け出たもの」をいいます。指定できるのは各政党とも1団体に限られます。

③ 規正法 18 条の 2 の政治団体（特定パーティー開催団体）

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないとされていますが、政治団体以外の者が開催することも可能です。

政治団体以外の者がパーティー券収入が 1 千万円以上と見込まれる政治資金パーティー（特定パーティーといいます。）を開催する場合には、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなされ、政治団体の届出が必要となります。この届出団体を「特定パーティー開催団体」といいます（63 ページ参照）。

なお、政治資金パーティーを政治団体以外の団体（特定パーティー開催団体を含む。）が開催し、残額を寄附するときには、政治団体とみなされず「会社・労働組合その他の団体」として、規正法による寄附の禁止や量的制限等の規制を受けます。

2 政治活動を行う団体

「政治活動を行う団体」とは、本来、政治活動以外の目的を持ち、「副次的に（一時的に）政治活動を行う団体」をいいます。例えば労働組合は、労働組合法の適用を受ける団体ですが、その時々において政治活動を行う場合もあります。このような団体は規正法の対象とはなりません。

しかし、このような団体が、政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行なっている場合には、規正法の対象となる政治団体と解されることとなります。

ただし、規正法の対象外となっている団体であっても、実際に政治活動を行う場合には公選法でいう「政治活動を行う団体」には含まれますので、選挙期間中の政治活動が制限される点に注意が必要です（「4 選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。」88 ページ参照）。

3 政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

政党	次のいずれかにあてはまる団体 ア 所属する国会議員を5人以上有すること イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上 国会議員関係政治団体 みなし1号団体
政治資金団体	政党のために資金の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、総務大臣に届出をした団体
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体 <資金管理団体> 公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けべき政治団体として指定したもの 国会議員関係政治団体 1号団体・2号団体

※ 国会議員関係政治団体については16ページ参照

（参考）政党・政治資金団体 （令和6年12月31日現在）

政党	政治資金団体
公明党	
国民民主党	国民改革懇話会
参政党	
社会民主党	
自由民主党本部	一般財団法人国民政治協会
日本維新の会	
日本保守党	
日本共産党中央委員会	
みんなでつくる党	未来創造党
立憲民主党	
れいわ新選組	

5 政党とはどのような団体をいいますか。

規正法でいう「政党」とは、「党」という名称にとらわれず、政治団体のうち次のいずれかの要件に該当し、必要な届出をした団体をいいます（規正法3条②）。

- ① 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- ② 直近に行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙、又は直近及び直近の前に行われた参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票の総数の100分の2以上であるもの

ただし、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属する政治団体は除かれます。

なお、政党としての要件は、規正法3条2項、政党助成法2条及び公選法86条1項でそれぞれ定めていますが、政党助成法では前述②に該当する団体に「衆議院議員又は参議院議員を有するもの」の要件を加え、公選法では逆に前述②に該当する団体の要件から「直近の前に行われた参議院議員の通常選挙」を除くなどその要件はやや異なっています。

6 「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」はどのように違いますか。

規正法は、政党本位の資金体制を確立するために、「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」に、次のような取扱上の差異を設けています。

- ① 政党は、政治資金団体を指定できます。しかし、その他の政治団体は指定できません（規正法 6 条の 2）。

ただし、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を「資金管理団体」として指定できます（規正法 19 条①）。

- ② 会社、労働組合等は、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附はできますが、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は禁止されます（規正法 21 条）。

- ③ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、個人、会社、労働組合等であっても、それぞれの寄附の総枠制限の範囲内であれば制限されません。

これに対し、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は、個人によるものは年間 1,000 万円の範囲内（総枠制限）、かつ同一のその他の政治団体に対しては年間 150 万円以内（個別制限）に制限されます。また、その他の政治団体から同一のその他の政治団体に対する寄附は年間 5,000 万円を超えることができません（個別制限）（規正法 21 条の 3、22 条）。

- ④ 公職の候補者の政治活動に関してする寄附は、政党及び政党の支部（政治資金団体を除く。）がするものは一切制限されません。

しかし、個人やその他の政治団体が政治活動に関してする寄附は、金銭等によるものは禁止（選挙運動を除く。）されています（規正法 21 条の 2）。

- ⑤ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対しては、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場においてされる 1,000 円以下の寄附は、匿名で行うことができます。

しかし、その他の政治団体に対しては、いかなる場合であっても匿名による寄附は禁止され、その寄附の所有権は国庫に帰属するものとされています（規正法 22 条の 6）。

⑥ 政党（本部のみ）及び政治資金団体は、収支報告書の提出に際し「監査意見書」の添付が必要です。しかし、政党の支部やその他の政治団体は添付不要です（規正法 14 条）。

⑦ 個人がする寄附に対する税の優遇措置について、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、所得控除制度又は税額控除制度のいずれかを選択することができます。

しかし、その他の政治団体に対する寄附は、適格団体に対する寄附に限り、所得控除制度の対象となります（規正法 32 条の 4、租税特別措置法 41 条の 18）。

さらに、政党は、政党助成法に基づく届出によって国からの交付金（政党交付金）を受ける対象の団体となることも大きな特徴です。

7 資金管理団体とはどのような団体をいいますか。

資金管理団体とは、公職の候補者が、その公職の候補者自身が代表となっている政治団体（その者以外の者の後援を本来の目的とした政治団体等を除く。）のうちから、「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの」をいいます（規正法 19 条①）。

また、公職の候補者が指定することができる資金管理団体は、1つの団体に限られます。

このように資金管理団体は、政治団体が「資金管理団体という帽子」をかぶったものです。したがって、政治団体としての各種の届出の他に、資金管理団体としての指定・異動（必要に応じて）・取消・なくなった旨などの届出が必要となります。

なお、政治団体の本部及び支部はそれぞれ 1つの政治団体とみなされるため、政治団体が支部を有する場合は、本部又は支部のいずれか 1つを資金管理団体として指定することになります（規正法 19 条の 6）。

8 資金管理団体にはどのようなメリットがありますか。

公職の候補者が政治団体を資金管理団体として指定する「メリット」は、次のとおりです。

- ① 公職の候補者自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自らの資金管理団体に寄附（特定寄附といいます。）するときには、その寄附額について、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）が適用されません（規正法 21 条の 3 ④）。
- ② 公職の候補者が、自らの資金管理団体へする寄附で特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）について、寄附の量的制限のうち個別制限（年間 150 万円以内）が適用されません。総枠制限の上限額である 1,000 万円まで寄附が可能となります（規正法 22 条③）。
- ③ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、その後援団体を自らの資金管理団体として指定しているときには、期間を問わず寄附が可能となります（公選法 199 条の 5 ③）。

なお、上記のメリットがある反面、資金管理団体は、次のとおり資金管理団体以外の団体よりも詳しい収支報告をしなければなりません。

① 人件費以外の経常経費の明細（112・116 ページ参照）

資金管理団体は、政治活動費の内訳に加えて、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の 1 件あたり 5 万円以上の支出について、政治活動費と同様に収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません（規正法 19 条の 5 の 2）。

なお、資金管理団体が国会議員関係政治団体である場合の収支報告書の記載については、国会議員関係政治団体の特例が適用されます。

② 保有不動産の利用現況

資金管理団体が平成 19 年 8 月 6 日前から所有している不動産について、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。なお、平成 19 年 8 月 6 日以降、資金管理団体は、不動産を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。

9 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。

「国会議員関係政治団体」は、平成 19 年 12 月の規正法改正により、新たに特例として設けられたものです。

1 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次の政治団体をいいます(規正法 19 条の 7 ①)。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（「1 号団体」）
- ② 租税特別措置法に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（「2 号団体」）

※1 国会議員に係る公職の候補者には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

※2 政党、政治資金団体及び政策研究団体は国会議員関係政治団体には該当しません。

※3 2 号団体に該当するか否かは、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をするかどうかにより判断されます。

※4 1 号団体と 2 号団体の両方に該当する場合があります。

2 国会議員関係政治団体とみなされる団体

政党の支部で、国会議員に係る選挙区を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である支部は、上記 1 ①の国会議員関係政治団体とみなされます（「みなし 1 号団体」）。

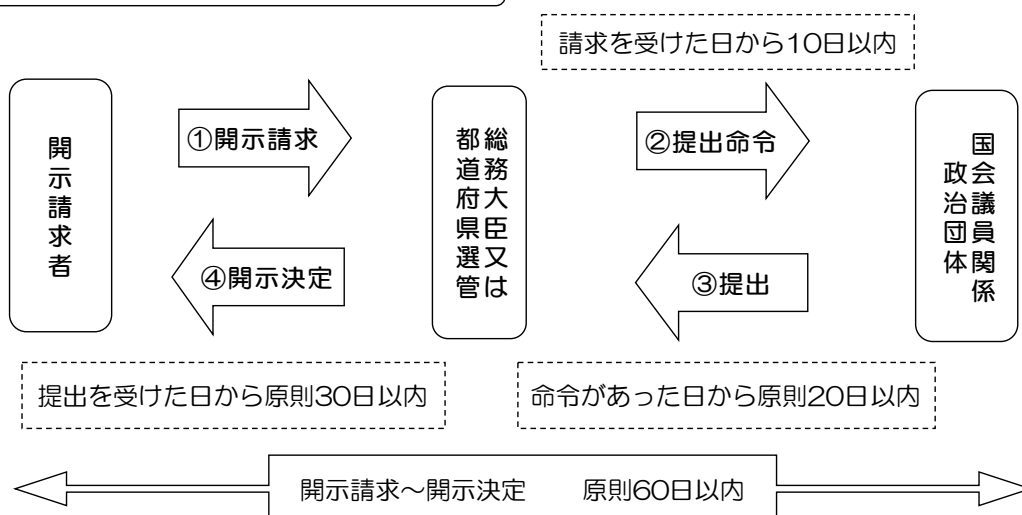
なお、都道府県を単位に設けられている政党支部は、（地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、）あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられている支部であれば、「選挙区を単位として設けられるもの」には該当せず、代表者が国会議員であっても、「国会議員関係政治団体」とみなされません。

例えば、〇〇党東京都支部連合会が、国会議員の選挙区支部として設けられているのでなければ、国会議員関係政治団体には該当しません（規正法 19 条の 7 ②）。

10 国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。

- 1 国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合は「設立届」に、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当することになった場合には「異動届」に必要事項を記載し、届け出なければなりません。
- 2 国会議員関係政治団体については、「収支報告の適正確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、次のような義務が課されています。なお、収支報告書の提出期限が、他の政治団体と比べ、2か月（解散の場合は30日）長くなります。
 - ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
 - ② 人件費以外の1件1万円超の支出に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを提出しなければなりません。
 - ③ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。
 - ④ 人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等（少額領収書等）について規正法による写しの開示制度の対象になります。

少額領収書等の写しの開示の流れ



11 政治団体(政党)の支部とはどのような団体をいいますか。

政治団体(政党)が支部として次のような要件を備えて届け出た場合、寄附に関する制限等を除き、諸手続きや収支報告書などで「単独の政治団体」とみなされ、支部についても設立の届出、収支報告書の提出が必要になります。

したがって、本部及び支部はそれぞれ別々に設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等の手続きが必要になります(規正法 18 条)。このように、政治団体の支部は独立した組織、機構を有し、独自に会計処理を行うものです。

- ① 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
- ② 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されていること。
- ③ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の授受を行える状況にあること。

※ ①から③の要件を満たさない下部(内部)組織(会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なもの)や支部としての届出のない組織は、規正法上の「政治団体(政党)の支部」とはなりません。

政治活動に関する寄附についての規定は、本部、支部を通じて一つの政治団体として適用されますので寄附の授受の制限については注意が必要です。

なお、資金管理団体に指定する場合には、政治団体の本部又は支部がそれぞれ1つの政治団体とみなされるため、本部又は支部のいずれかを指定することになります(規正法 19 条の 6)。

政治団体の支部は、当該政治団体の一部ですので、本部が規約等に基づき解散したときには、当該支部も当然に解散するものであり、規約等の変更によって支部だけが存続することはありません。

なお、政治団体の本部は、支部が解散したときには、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって支部の解散届出をすることもできます(規正法 18 条⑤)。

政治団体が支部を設ける場合には、本部規約の中に「支部を設置することができる」等の規定があり、それを受けて「支部規約」を規定している例が一般的となっています。

例：「第〇条 本支部は、本部規約第〇条に基づき設置する支部である。」

新たに政治団体が当該政治団体の支部を設立する場合には、①「設立届」、②「支部の規約」(当該政治団体の支部とわかるもの。)が必要となります。

Ⅱ 政治団体の各種の届出手続き

政治団体は、その組織した日又は政治団体の要件に該当した日から7日以内に届出をしなければなりません。また、その届出事項に異動が生じた場合も同様に7日以内に、その異動事項について届出をしなければなりません。

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付けるなど日々の会計管理を行うとともに、毎年、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出しなければなりません（「Ⅸ 政治団体の会計処理」96ページ参照）。

政治団体が解散した場合又は政治団体でなくなった場合は、解散から30日以内（国会議員関係政治団体については60日以内）に届け出るとともに解散日までの収支報告書を提出しなければなりません。

以下、政治団体がその設立をしてから解散をするまでの各種届出について説明します。

なお、これらの各種届出に必要となる書式について、東京都選挙管理委員会のホームページ（「政治団体/政治資金」→「政治資金規正法関係様式集」）に掲載していますのでご利用ください。

1 政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。

政治団体の設立には、「新たに政治団体を設立するとき」、又は「ある任意の団体が政治団体としての要件に該当したとき」があります。

規正法は、政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならないと規定し、政治団体設立の届出を義務付けています（規正法6条①、④、規正規則1条）。

1 政治団体の設立

政治団体は、その組織した日又は政治団体となった日から7日以内に、当該政治団体の目的（綱領、規約等を添付）、名称、主たる事務所の所在地及び主たる活動区域等について記載した「設立届」を提出しなければなりません。

(1) 設立届の記載事項

設立届には、次の事項を記載します。

- ① 団体の名称、団体の目的、主たる事務所の所在地、主たる活動区域
- ② 団体の区分、組織年月日

- ③ 役員（代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者）
 - 氏名 ●住所、電話番号 ●生年月日 ●選任年月日等
- ④ 国会議員関係政治団体（１号団体）に該当する場合は、
 - １号団体である旨
 - 代表者である公職の候補者に係る公職の種類
- ⑤ 国会議員関係政治団体（２号団体）に該当する場合は、
 - ２号団体である旨 ●公職の候補者の氏名
 - 当該公職の候補者に係る公職の種類
- ⑥ その他
 - 支部の有無 ●課税上の優遇措置の適用関係の有無

※ 注意 １ 役員のうち**会計責任者と会計責任者の職務代行者は兼務できません**。
 ２ 氏名は、通称名やペンネームではなく、必ず**戸籍上の氏名**を記載してください（戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません）。
 ３ **住所は、「各人の生活の本拠」（民法 22 条）を指しますので、事務所の所在地など**居住実態のない場所とすることはできません**。**
 ４ 政治団体（政党）の支部にあっては、「政治団体の名称」欄に、**当該支部を支部とする政治団体（政党）の名称（本部の名称）**をあわせて記載してください（記載例は 44 ページ参照）。

(2) 設立届に添付する書類

ア 綱領、党則、規約その他政令で定める文書

設立届を提出する際に、綱領、党則、規約など、その名称のいかんを問わず、政治団体の活動目的、組織、運営に関して定めた文書を必ず提出します（記載例は 46・47 ページ参照）。

この「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」は、「政治団体の目的、組織、運営に関して定めたもの」をいいます。したがって、「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」は政治団体の基本ともいえるもので、提出が義務付けられています（規正法 6 条②）。これが添付されないと「設立届」は受理できません。

また、後援団体には、公職の候補者の政治活動を支援する等の目的の記載が必要ですが、この場合の公職の候補者の氏名は、通称名やペンネームではなく、**戸籍上の氏名**を記載します。なお、戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません。

イ 課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合

政治団体（政党及び政党の支部を除く。）が、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をする場合、次のいずれかの文書の添付が必要です。

- ① **被推薦書**（都道府県議会の議員又は都道府県知事、政令指定都市の議会の議員又は長）
都道府県議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員、

政令指定都市の長（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）の推薦や支持を本来の目的とする団体が、個人の寄附に関して課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をする場合は被推薦書の提出が必要です（記載例は 48 ページ参照）。

ただし、政令指定都市以外の区市町村の議会の議員及び長は対象になりません（租税特別措置法 41 条の 18）。

② 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（衆議院議員又は参議院議員）

国会議員関係政治団体のうち 2 号団体の場合、衆議院議員又は参議院議員（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）から政治団体あてに国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をすることとされており、2 号団体の届出をする場合にはこの通知の提出が必要です（記載例は 49 ページ参照）。

③ 国会議員氏名届（現職の衆議院議員又は参議院議員）

政治上の主義や施策を研究する目的を有する政治団体で国会議員が主宰するものや主要な構成員が国会議員であるものが、個人の寄附に関して課税上の優遇措置を受けようとする場合は、国会議員氏名届の提出が必要です。

国会議員氏名届には、当該団体の主宰者（主な構成員）である現職の衆議院議員又は参議院議員の氏名、衆議院議員・参議院議員の別を記載します。候補者や候補者となろうとする者は除かれます（記載例は 51 ページ参照）。

ウ その他

① 政党を設立する場合（25 ページ参照）

●国会議員を 5 人以上有する政党

- ・所属国会議員届
- ・承諾書及び宣誓書
- ・政党の支部の状況に関する届（支部を有する政党のみ必要）

●得票率を 2 % 以上有する政党

- ・得票総数届
- ・宣誓書
- ・政党の支部の状況に関する届（支部を有する政党のみ必要）

② 政党支部を設立する場合

- ・支部証明書（記載例は 52 ページ参照）
- ・政党の状況等に関する届（記載例は 53 ページ参照）

(3) 政治団体の名称について

政治団体の名称として、既存の政党の名称又は政治資金団体の名称やこれらに類似する名称は使用できません（規正法6条③）ので、届出をする政治団体の名称を決める場合には注意してください。また、他の法令において特定の名称の使用禁止が規定されているもの等、法令に違反する名称も使用することはできません。

法令に違反しない場合であっても、名称がスローガンや単なる文章等（例えば「みんなで頑張りましょう」等）を用いている場合等、社会通念上団体の名称とは認められないものは、政治団体の名称として認められません。さらに、目的（活動内容）と相反するような名称やその名称からその団体の活動内容をまったく推測できないような名称、他の団体と同一名称により混乱を招くような名称等は名称として不適当です。

なお、「〇〇君（立候補予定者）を国会へ送る会」等の名称については、その名称を表示したビラ、ポスター、看板等を使用する場合、その団体の活動状況、時期、態様等によっては選挙運動性が問題となることもありますので、留意する必要があります。

2 届出前の寄附又は支出の禁止

設立届の届出前に政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることは禁止されています（規正法8条）。

3 政治団体の所管及び届出先

政治団体の所管及び届出先は、次のとおりです。

主たる活動区域等	所管	届出先	備考
一の都道府県において主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会	主たる活動区域が東京都内（区市町村を含む。）である団体を以下「 都団体 」という。
二以上の都道府県の区域にわたり主としてその活動を行う政治団体	総務大臣	主たる事務所の所在地の 都道府県選挙管理委員会 を経由して 総務大臣	以下「 全国団体 」という。
主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において主としてその活動を行う政治団体			
政党及び政治資金団体			

届出先は、活動区域のいかにかわらず、主たる事務所が所在する都道府県選挙管理委員会です。したがって、主たる事務所を東京都内におく政治団体は、都団体及び全国団体とも東京都選挙管理委員会の窓口で届出をします。

なお、区市町村の選挙管理委員会では、政治団体関係の事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

また、規正法に、郵便等によることなく文書で届け出なければならないと規定されているので、郵便等による提出は受理できません（規正法 6 条①）。

4 提出部数

設立届は、都団体、全国団体とも添付書類を含めて 3 部提出 してください。そのうち 1 部は受理印を押印しお返ししますので、政治団体で保管してください。

2 資金管理団体の手続きはどのようにしますか。

資金管理団体は、公職の候補者が、自らが代表者である政治団体のうちから、1 つの政治団体を「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの」をいいます（14 ページ参照）。

したがって、当該公職の候補者を代表者とする政治団体が無い場合は、自らが代表者である政治団体を設立する（「設立届」を提出する。）か、あるいは既存の政治団体の代表者を自分に変更（「届出事項等の異動届」を提出する。）した上で、資金管理団体に「指定」することになります。

資金管理団体の手続きには、「指定届」、「届出事項の異動届」、「取消届」及び「なくなった旨の届」があります。これらは、政治団体の「設立届」又は「届出事項等の異動届」と同様に、いずれも事由が生じた日から 「7 日以内」に公職の候補者が届け出る ことになります（規正法 19 条②、③、⑤、規正規則 14 条）。

1 資金管理団体指定届（記載例は 57 ページ参照）

公職の候補者が政治団体を資金管理団体に指定したときは、「資金管理団体指定届」を提出します。

指定できる団体は、政治団体の届出をしている前述（9 ページ参照）の 1 号団体又は 2 号団体（その者以外の者の後援を本来の目的とした政治団体を除く。）のうち、公職の候補者自身が政治団体の代表者となっている政治団体に限られます。なお、政党や政党の支部を指定することはできません（規正法 19 条①）。

2 資金管理団体届出事項の異動届（記載例は 58 ページ参照）

公職の候補者は、指定している資金管理団体が届け出ている

- ① 公職の候補者の公職の種類、選挙区及び現職又は候補者の別
- ② 政治団体の名称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者の氏名

に異動を生じたときは、その異動が生じた日から 7 日以内に資金管理団体届出事項の異動届を提出します。

選挙に立候補した場合など公職の種類、選挙区及び現職又は候補者の別の異動があるときには注意してください。

3 資金管理団体指定取消届（記載例は 59 ページ参照）

公職の候補者が、資金管理団体の指定を取り消したときは、「資金管理団体指定取消届」を提出します。

4 資金管理団体でなくなった旨の届（記載例は 60 ページ参照）

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったとき、当該資金管理団体の代表者でなくなったとき、資金管理団体が解散したとき又は規正法 19 条 1 項に規定する政治団体でなくなったときは、「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出します。

なお、資金管理団体の届出をした者が死亡した場合は、「届出事項等の異動届」により、政治団体の代表者を変更の上、新代表者が「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出します。

5 資金管理団体の各種書類の提出先

資金管理団体の指定、届出事項の異動、取消又はなくなった旨の届出は、政治団体の各種届出等と同様に、主たる事務所を東京都内におく政治団体は、都団体及び全国団体とも、東京都選挙管理委員会に届出をします。各手続きの提出部数は、都団体 2 部、全国団体 3 部です。

3 国会議員関係政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。

国会議員関係政治団体が新たに設立された場合は、設立の日から 7 日以内に設立届を、また既に存在している政治団体が新たに国会議員関係政治団体に該当することになった場合は、該当の日から 7 日以内に異動届を提出しなければなりません。

また国会議員関係政治団体のうち2号団体については、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けてから、7日以内に届出をしなければなりません。

届出先や届出書類は、一般の政治団体と同じですが、届出事項として次の項目の記入が必要です。

(1) 1号団体

- ① 1号団体である旨
- ② 代表者である公職の候補者に係る公職の種類

(2) 2号団体

- ① 2号団体である旨
- ② 公職の候補者の氏名
- ③ 当該公職の候補者に係る公職の種類

なお、2号団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の添付が必要です（記載例は49ページ参照）。

なお、1号団体と2号団体の両方に該当する場合は、それぞれの届出事項を記載するとともに、添付書類として「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出します。

4 政党の設立届出はどのようにしますか。 また提出書類はどのようなものが necessary ですか。

政党の設立には、新たに政党を設立する場合（規正法6条①）と、政治団体として届出のあった団体が政党の要件を満たして届け出る場合（規正法6条⑤）があり、いずれの場合も設立届の提出が必要となります。

政党は、一定の要件を満たしたときに届出によって「政党」となります（12ページ参照）。

なお、政党は、政治団体としての一面も併せ持っていますので、政治団体としての諸届出の提出が必要となります。

1 政党の設立と届出

既存の政治団体が政党の要件を満たした場合にはその日から、また新たに政党を組織したときにはその組織した日からそれぞれ7日以内に主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣へ届け出ることに なります。設立届の様式は、政治団体と同様です。

2 設立届に添付する書類（規正法 6 条①、②）

設立には、政治団体と同様、「綱領、党則、規約その他政令で定める文書を提出しなければならない」（規正法 6 条②）と定め、規正令 5 条 1 号で「綱領、党則、規約その他これらに相当するもの」としています。

さらに政党は、次の文書を提出するものとしています。

(1) 国会議員を 5 人以上有する政党（規正令 5 条Ⅱ、Ⅳ）

① 所属国会議員届（2 号様式）

当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載します。

② 承諾書及び宣誓書（3 号様式）

所属国会議員届にその氏名を記載されることについて、当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の書面です。

③ 政党の支部の状況に関する届（6 号様式）

支部を有する政党のみ必要です。当該政党の支部の数、支部の名称、支部の主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域等を記載します。

(2) 得票率を 2 %以上有する政党（規正令 5 条Ⅲ、Ⅳ）

① 得票総数届（4 号様式）

直近に行われた衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は直近に行われた参議院議員通常選挙若しくは当該選挙の直近に行なわれた参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙における当該政治団体の得票総数を記載した書面です。

② 宣誓書（5 号様式）

当該政党以外の政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が当該政党に所属していないことを当該政党の代表者が誓う旨の書面です。

③ 政党の支部の状況に関する届（6 号様式）

支部を有する政党のみ必要です。当該政党の支部の数、支部の名称、支部の主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域等を記載します。

5 政治団体の役員に、何らかの制限がありますか。

規正法には、政治団体の代表者等の役員や構成員の資格に関しての定めはありません。したがって、その団体の代表者等に誰がなっても、当該団体内部の問題であり、他の法令で制限されない限り自由です。

例えば、公務員は国家公務員法 102 条や地方公務員法 36 条で政治的行為が制限されており、政党やその他の政治団体の結成に関与することや、これらの団体の役員になることはできません。

また、政治団体の役員や構成員になることが社会通念上問題となるような場合、例えば刑事責任、意思能力、行為能力、労働基準法等との関係から 14 歳未満の者、意思無能力者などが役員となることには問題があると考えられます。

6 届け出た内容に変更が生じた場合、手続きはどのようにしますか。

政治団体として届け出た設立届の記載内容や、「届出事項等の異動届」により変更を届け出た内容にさらに変更が生じたときには届出が必要です。

また、資金管理団体は、「資金管理団体届出事項の異動届」が同時に必要となることもあります。

なお、政党の支部の「届出事項等の異動届」について、その異動内容によっては「支部証明書」又は「政党の状況等に関する届」が必要となります。

1 「届出事項等の異動届」の提出（記載例は 54・55 ページ参照）

政治団体は、「設立届」あるいはその後に届け出た「届出事項等の異動届」の内容や添付書類に変更があったときには、その事実が生じた日から 7 日以内に「届出事項等の異動届」に異動に係る事項を記載し、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出る必要があります（規正法 7 条①）。

（例えば）

- ① 政治団体名称の変更（規約の変更が伴います。）
- ② 主たる事務所の所在地の変更（規約の変更を伴うこともあります。）
- ③ 主たる活動区域の変更（規約の変更を伴うこともあります。）
- ④ 代表者、会計責任者、会計責任者の職務代表者の変更（いずれも氏名・住所・電話番号のみの変更を含みます。また、異動届に記載する前任者の氏名・住所は、届出済の内容と一致することが必要です。）
- ⑤ 支部の「有無」の変更
- ⑥ 規約の変更

- ⑦ 課税上の優遇措置の適用の変更（添付書類の変更を伴うことがあります。）
- ⑧ 国会議員関係政治団体の区分、公職の種類等の変更
- ⑨ 添付書類の変更など

なお、規約の変更の場合には、新規約及び旧規約の添付が必要となります。

2 「資金管理団体届出事項の異動届」の提出（記載例は 58 ページ参照）

公職の候補者は、公職の種類や選挙区又は現職・候補者の別、あるいは指定した政治団体の名称、所在地等の届出事項に異動を生じた場合（この場合は、1 の「届出事項等の異動届」が必要となることもあります。）、その異動の日から 7 日以内に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出します。

3 政党支部の「届出事項等の異動届」の提出

政党支部が届出した内容に異動が生じたときには、その異動の日から 7 日以内に、1 と同様の「届出事項等の異動届」を提出します。

また、政党支部は、支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位などに異動が生じたときには、異動届と併せて本部が発行する「支部証明書」を提出する必要があります。なお、支部の名称を変更したときには、「支部証明書」に加えて「政党の状況等に関する届」と新旧の「規約」も必要となります。

4 各届出事項の異動届の提出先

上記の異動に関する届出は、都団体は 2 部、全国団体は 3 部を、いずれも東京都選挙管理委員会の窓口へ持参するか、オンラインにより提出します。

なお、政治団体の「届出事項等の異動届」を郵便等によって届け出ても、受理できません（「資金管理団体届出事項の異動届」のみであれば可。）。

7 政治団体の名称を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、変更後 7 日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます（規正法 7 条①）。なお、政治団体の名称変更の場合、必ず規約の異動を伴いますので、「規約の異動」について記載し、新規約及び旧規約を添付します。

政党支部の場合は、「支部証明書」及び「政党の状況等に関する届」の添付が必要です。

資金管理団体の場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も必要です。

8 都内で主たる事務所の所在地を移転した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、移転後7日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます。なお、規約に主たる事務所の所在地を「東京都〇〇区△△町〇丁目△番〇号におく」と規定している場合には、規約の異動が必要になりますので、「規約の異動」について記載し、新規約及び旧規約を添付します。

政党支部の場合は、「支部証明書」の添付も必要です。

資金管理団体の場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も必要です。

9 代表者を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

「届出事項等の異動届」に必要事項を記載し、変更後7日以内に、郵便等によることなく文書で東京都選挙管理委員会へ届け出ます。なお、届出は新代表者名で行います。

代表者の変更に伴い、国会議員関係政治団体の届出や資金管理団体でなくなった旨の届出が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

10 公職の種類が変更になった場合、手続きはどのようにしますか。

資金管理団体の場合には、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。また、課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合や国会議員関係政治団体の場合は、「届出事項等の異動届」の提出が必要になります。

例1 区議会議員（候補者）が区議会議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

例2 都議会議員（候補者）が都議会議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、課税上の優遇措置の適用関係「有」の場合は、「届出事項等の異動届」に「被推薦書」を添付して提出します。

例3 区議会議員（候補者）が都議会議員（候補者）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、課税上の優遇措置の適用関係を「無」から「有」に変更する場合は、「届出事項等の異動届」に「被推薦書」を添付して提出します。

例4 都議会議員（候補者）が区長（候補者）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、これまで課税上の優遇措置の適用関係「有」だった場合は、課税上の優遇措置の適用関係を「有」から「無」に変更する「届出事項等の異動届」の提出が必要です。

例5 衆議院議員（候補者）が衆議院議員（現職）になった場合

資金管理団体の場合、「資金管理団体届出事項の異動届」の提出が必要です。

また、国会議員関係政治団体は、「届出事項等の異動届」の提出が必要です。1号団体かつ2号団体又は2号団体の場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の添付が必要です。

11 代表者の変更や、推薦・支持していた者の公職の種類の変更等により、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合、手続きはどのようにしますか。

国会議員関係政治団体以外の政治団体になったので、「届出事項等の異動届」の提出が必要になります。

また、1号団体かつ2号団体又は2号団体の場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（記載例は50ページ参照）を添付し、課税上の優遇措置の適用関係を「有」から「無」に変更します。

さらに、国会議員関係政治団体が資金管理団体の場合は、資金管理団体でなくなった旨の届の提出や、資金管理団体届出事項の異動届による公職の種類の変更の届出が必要になります。

12 政治団体が道府県に移転したり、活動区域を変更した場合、手続きはどのようにしますか。

政治団体が都道府県間で「主たる事務所を移転」したときや「主たる活動区域を変更」したときには、それぞれ手続きが必要となります。

なお、これらの届出は、郵便等では受理できません（規正法7条①）。

1 主たる事務所の移転

（１）全国団体が主たる事務所を東京都から道府県に移転した場合

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、道府県に事務所を移転したときは、東京都選挙管理委員会又は移転先の道府県選挙管理委員会のいずれかを經由して総務大臣あてに、移転後7日以内に「届出事項等の異動届」（3部）及び新旧の「規約」（3部）を提出します。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、「資金管理団体届出事項の異動届」（3部）を提出します。

（２）全国団体が主たる事務所を道府県から東京都に移転した場合

道府県に主たる事務所がある全国団体が、東京都内に事務所を移転したときは、東京都選挙管理委員会又は移転前の道府県選挙管理委員会のいずれかを經由して総務大臣あてに、移転後7日以内に「届出事項等の異動届」（3部）及び新旧の「規約」（3部）を提出します。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、「資金管理団体届出事項の異動届」（3部）を提出します。

2 活動区域の変更を伴う主たる事務所の移転

（１）都団体から道府県の全国団体へ

都団体が主たる活動区域を「東京都から全国へ」変更するとともに主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後7日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」（2部）及び新旧の「規約」（2部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」（2部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会を經由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」を提出します。

(2) 道府県の全国団体から都団体へ

全国団体が主たる活動区域を「全国から東京都へ」変更するとともに、主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後7日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」(3部)及び「新しい規約」(3部)などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「資金管理団体届出事項の異動届」を提出し、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」(2部)を提出します。

(3) 都団体から道府県団体へ

都団体が主たる活動区域を道府県へ変更するとともに、主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後7日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」(2部)及び新旧の「規約」(2部)を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会へ「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」(2部)を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会に「資金管理団体指定届」を提出します。

(4) 道府県団体から都団体へ

主たる活動区域及び主たる事務所の所在地が道府県である政治団体が、主たる活動区域を東京都内へ変更するとともに主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後7日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」(3部)及び「新しい規約」(3部)などを提出します。

設立届には、規約など道府県団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出

し、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」（２部）を提出します。

（５）都内にある全国団体から道府県団体へ

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、主たる活動区域を「全国から道府県へ」変更するとともに主たる事務所を道府県に移転したときは、移転後７日以内に、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」（３部）及び新旧の「規約」（３部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会へ「設立届」及び「新しい規約」などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「資金管理団体届出事項の異動届」（３部）を提出し、移転先の道府県選挙管理委員会に「資金管理団体指定届」を提出します。

（６）道府県団体から都内にある全国団体へ

道府県団体が、主たる活動区域を全国へ変更するとともに主たる事務所を東京都内に移転したときは、移転後７日以内に、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会あてに「届出事項等の異動届」及び新旧の「規約」を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」（３部）及び「新しい規約」（３部）などを提出します。

設立届には、規約など道府県団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、主たる事務所のあった道府県選挙管理委員会に「資金管理団体届出事項の異動届」を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」（３部）を提出します。

３ 主たる事務所の移転を伴わない活動区域の変更

（１）都団体から全国団体へ

都団体が主たる活動区域を「東京都から全国へ」変更したときは、変更後７日以内に、東京都選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」（２部）及び、変更がある場合は、新旧の「規約」（２部）を提出し、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「設立届」（３部）及び「新しい規約」（３部）などを提出します。

設立届には、規約など都団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに全国団体としての「資金管理団体指定届」（３部）を提出します。

（２）全国団体から都団体へ

東京都内に主たる事務所がある全国団体が、主たる活動区域を「全国から東京都へ」変更したときは、変更後７日以内に、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣あてに「届出事項等の異動届」（３部）及び、変更がある場合は、新旧の「規約」（３部）を提出し、東京都選挙管理委員会あてに都団体としての「設立届」（３部）及び「新しい規約」（３部）などを提出します。

設立届には、規約など全国団体として届け出ているときに添付している書類のすべてが必要となります。また、この設立届に記載する団体の組織年月日は、最初に届け出ている組織年月日となります。

なお、この団体が資金管理団体に指定されているときには、東京都選挙管理委員会に都団体としての「資金管理団体指定届」（２部）を提出します。

13 政治団体を解散するときはどのような手続きが必要ですか。

政治団体が設立届を提出した場合、解散の届出をしない限り、その実態にかかわらず存続しているものとして取り扱われます。したがって、たとえ活動が休止しているような場合であっても、毎年収支報告書の提出が必要になります。

政治団体が解散するときには届出が必要です（規正法 17 条①）。また、資金管理団体の指定を受けている政治団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届」も併せて提出をします（規正法 19 条③）。

1 政治団体解散届（記載例は 56 ページ参照）

ア 政治団体の解散

規正法は、政治団体が解散した場合や目的の変更その他により政治団体でなくなったとき、その政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、その日から 30 日以内（国会議員関係政治団体は 60 日以内）に、その旨及び年月日とともに、その解散の日現在の収支報告書を提出しなければならないと規定しています（規正法 17 条①）。これにより「解散届」及び解散日までの「収支報告書」及び領収書等の写しの提出が必要です。さらに、国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書も必要です。

イ 政治団体の支部の解散

政治団体の支部の解散について、当該支部に代わって、当該支部の本部が直接解散届を提出することができると規定されています。この場合、本部は、解散支部の代表者及び会計責任者であった者に対して、当該届出をした旨を通知する必要があります（規正法 18 条⑤）。

なお、通知を受けた、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から 30 日以内（国会議員関係政治団体は 60 日以内）に、その解散の日現在の収支報告書を提出することになります。

2 解散届の提出

ア 提出先

解散届の提出窓口は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会です。東京都内に主たる事務所のある政治団体は、全国団体及び都団体とも東京都選挙管理委員会に提出をします。

イ 提出部数

「解散届」は、全国団体が 3 部、都団体は 2 部です。

解散届には、収支報告書を 2 部（全国団体はさらに表紙 1 枚を別に添付します。）、領収書等がある場合には領収書等の写しを 1 部、国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を 1 部、それぞれ添付する必要があります。

14 規正法 17 条 2 項団体と通知がありました、どうすればよいですか。

政治団体が、当年の収支報告書をその提出期限までに提出しなかった場合において、その前年分の収支報告書も提出していないときは、規正法 8 条の適用については、この提出期限を経過した日から政治団体としての届出をしていないものとみなされます（規正法 17 条②）。

したがって、これらの団体はその日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても寄附を受け、又は支出をすることができません。

このような団体が、再び政治活動のために寄附を受け、又は支出をしようとするときには、一旦解散の手続きをとり、改めて設立の届出が必要となります。

規正法は、自然解散・自然消滅などは認めていませんので、政治団体として届出のある団体が政治活動をしなくなったときには、必ず解散の手続きが必要です。この手続きがされない限り、法的には解散したとは認められません。

規正法 17 条 2 項の適用を受けた団体が、解散の手続きをするときには、解散日までに未提出となっている収支報告書のすべてと、解散した日（届出時の該当年）までの収支報告書の提出が必要となります。

<図解：規正法 17 条 2 項適用団体>

日付		提出期間		提出状況
		04年分	05年分	
04年	12月			
05年	1月	04年分 提出期間 ～3/31		【05.3.31】04年分未提出
	2月			
	3月			
	4月			※提出期間後でも受付は行います。 必ずご提出ください。
06年	～			
	12月			
	1月	05年分 提出期間 ～3/31		【06.3.31】04年分未提出+05年分未提出
	2月			
	3月			
	4月			【06. 4. 1】★規正法17条②該当

※ 国会議員関係政治団体の場合は、収支報告書提出期限が 5/31、規正法 17 条 2 項適用日が 6/1 になります。

※ 提出期限が土曜・日曜日の場合など、提出期限が異なる場合があります（詳細は 99 ページ）。

【 参 考 】 政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧

区 分		政 治 団 体		政 党	政治資金団体	資金管理団体
届 出 事 項		(法3①)		(法3②)	(法6の2①)	(法19①)
設 立 又 は 指 定 届	届 出 期 限	組織の日又は政治団体となった日から7日以内 (法6①)			指定後直ちに (法6の2②)	指定から7日以内 (法19②)
	届 出 義 務 者	団体（又は代表者） (法6①)			政党 (法6の2②)	公職の候補者 (法19②)
	届 出 方 法	郵便等によることなく、文書で (法6①)			文書で (令6①)	文書で (法19②)
	届 出 事 項	・団体の目的、名称、事務所の所在地、活動区域 ・代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者それぞれの氏名、住所、生年月日、選任年月日 ・支部の有無 ・租税特別措置法41条の18の適用の有無 ・国会議員関係政治団体であるときはその旨、1号団体は代表者の公職の種類、2号団体は公職の候補者の氏名及び公職の種類	同 左 政党である旨 (法6①)		政治資金団体となるべき団体として指定した旨 (法6の2②)	・公職の種類 ・団体名称 ・所在地 ・代表者の氏名及び指定年月日 (法19②)
	添 付 書 類	・規約、党則、綱領等団体の目的、組織、運営等を定めたもの ・租税特別措置法41条の18の適用を受ける場合には、国会議員主宰団体等及び政策研究団体は「国会議員氏名届」、後援団体は「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出	・党則、所属国会議員届、承諾書及び宣誓書、宣誓書、得票総数届等 ・支部は政党の状況等に関する届、支部証明書		・政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写し	宣誓書 (法19④)
	提 出 部 数	3 部				全国団体は3部 都団体は2部
	提 出 先	・全国団体は、都選管を経由して総務大臣へ ・都団体は、都選管へ (法6①)	都選管を経由して総務大臣へ (法6①)		直接総務大臣へ (法6の2②)	全国団体は都選管を経由して総務大臣へ 都団体は都選管へ (法19②)
届出事項等の異動届		・異動の日から7日以内に提出 ・異動事項の新旧（規約・党則・綱領・国会議員氏名届・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知・国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知・被推薦書等の関係書類を含む。）を記載 ・提出部数は全国団体は3部、都団体は2部 ・届出義務者、届出方法は設立届と同様 (法7)				異動の日から7日以内に提出、異動事項の新旧、提出部数等は指定届と同様 (法19③)
政治団体の解散届 及び 指定の取消届 又は なくなった旨の届		・解散（又は政治団体でなくなった）日から30日以内（国会議員関係政治団体は60日以内）に提出 ・届出事項は団体名称・事務所の所在地・代表者・会計責任者・解散年月日 ・添付書類は当該年の1月1日から解散日までの収支報告書及び領収書等の写し ・国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を添付 ・届出義務者は代表者及び会計責任者であった者 (法17①)			指定の取消し後直ちに (法6の2②)	指定の取消し後又はなくなった日から7日以内にその旨届出 提出部数は指定届と同様 (法19③)
収 支 報 告 書 の 提 出		前年分のすべての収入・支出を翌年3月末日（国会議員関係政治団体は5月末日）までに会計責任者が提出する。提出先は設立届と同様。領収書等の写し及び国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を添付する。 (法12)	同 左 この他、政党本部及び政治資金団体は監査意見書を添付する。 (法14)			政治団体と同様

（注） 「法」は政治資金規正法、「令」は政治資金規正法施行令である。

収支報告書のオンライン提出のご案内

政治団体の収支報告書は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用して、インターネット上で提出ができます。

政治資金関係申請・届出オンラインシステムとは

○政治団体が、収支報告書の提出などを、インターネット上で簡単に行うことができるシステムです。

オンライン提出の3つのメリット

メリット1 時間帯にとらわれず収支報告書の提出が可能

○24時間・365日、平日・休日問わず受け付けていますので、ご都合のよい時間に提出できます。



時間の有効活用が可能に！

メリット2 窓口までの移動時間、待ち時間などが不要に

○収支報告書の提出や訂正の際に窓口まで出向く必要がありません。
○窓口での待ち時間も必要ありません。



さらなる時間の有効活用が可能に！

メリット3 窓口までの移動に必要な交通費、紙代、印刷代等が不要に

○窓口までの移動に必要な電車代、バス代等の必要経費はかかりません。
○提出枚数が膨大になる場合でも、電子データによる提出のため、窓口提出に必要な用紙代、印刷代等はありません。



経費の削減ができ、しかもエコ！

オンラインによる提出のためには・・・

ステップ1 オンラインシステムの利用申請

○政治資金関係申請・届出オンラインシステムのご利用に際し、システムの利用申請をしていただく必要があります。
○申請方法には、①電子申請による方法、②書面による方法の2つの方法があります。



○**全国団体が書面で申込む場合は、総務省にご提出ください。**

ステップ2 初回ログインURLの送信とパスワードの郵送

○ステップ1の利用申請に基づいて、初回ログイン用のURLが登録されたメールアドレスに送信されるとともに、ログイン用パスワードが利用者の住所に別途郵送されます。
○メールアドレスに送信された初回ログイン用URLから、ユーザID(メールアドレスと兼用)と別途郵送されるパスワードを入力し、オンラインシステムにログインします。

ステップ3 オンラインシステムによる収支報告書の提出

○政治資金関係申請・届出オンラインシステムにより収支報告書を提出します。

くわしくは、政治資金関係申請・届出オンラインシステムホームページをご覧ください。

(<https://kyoudou.soumu.go.jp/>)

政治資金 オンライン

検索



Ⅲ 各種届出の記載例

- 記載例 1 政治団体設立届(後援会)
- 記載例 2 政治団体設立届(政党の支部)
- 記載例 3 政治団体設立届(国会議員関係政治団体)
- 参 考 政治団体の規約の例
- 記載例 4 被推薦書
- 記載例 5 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 記載例 6 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知
- 記載例 7 国会議員氏名届
- 記載例 8 支部証明書
- 記載例 9 政党の状況等に関する届
- 記載例 10 届出事項等の異動届(名称などの変更)
- 記載例 11 届出事項等の異動届(国会議員の公職の種類の変更)
- 記載例 12 政治団体解散届
- 記載例 13 資金管理団体指定届
- 記載例 14 資金管理団体届出事項の異動届
- 記載例 15 資金管理団体指定取消届
- 記載例 16 資金管理団体でなくなった旨の届

※ 各種届出の様式は、東京都選挙管理委員会のホームページからダウンロードが可能です。

(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>)

※ 押印のない届出をする場合には、本人確認のため本人確認書類（代理人の場合は委任状等及び代理人の本人確認書類）が必要になります。

※ 届出における氏名の記載にあたっては、戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません。

《記載例 1》 後援会(国会議員関係政治団体ではない)を新たに設立する場合

受 付 印

政治団体設立届

組織年月日と選任年月日とは原則的に一致します。

令和△△年 11月 3日

総務大臣
東京都選挙管理委員会

殿

政治団体の名称	とちょう太郎後援会
事務所の所在地	東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
代表者の氏名	都庁 太郎 (印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	とちょうたろうこうえんかい	政治団体の区分			
政治団体の名称	とちょう太郎後援会	☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体（政党が指定） ☐ 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部			
		国会議員関係政治団体の区分			
		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和△△年11月1日		
主たる事務所の所在地	(〒160-0022) 電話 (03-5321-△△〇〇) 東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号				
主たる活動区域	☐ 全国(2都道府県以上) ・ ☒ 東京都 (新宿区)				
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日	
ふりがな	とちょう たろう	〒160-0004 電話 (03-5320-××〇〇)	大・昭・平	令和	
代表者	都庁 太郎	新宿区四谷〇丁目1番1号	〇〇・12・25	△△・11・1	
ふりがな	しぶや はるこ	〒160-0007 電話 (03-5320-□□〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者	渋谷 春子	新宿区荒木町〇番2号	〇〇・3・25	△△・11・1	
ふりがな	いけぶくろ なつこ	〒162-0825 電話 (03-5320-◇◇〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者の職務代行者	池袋 夏子	新宿区神楽坂〇丁目1番1号	〇〇・10・15	△△・11・1	
支部の有無	有 ・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		有 ・ 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員（現職） ☐ 衆議院議員（候補者等） ☐ 参議院議員（現職） ☐ 参議院議員（候補者等）				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな) ☐ 衆議院議員（現職） ☐ 衆議院議員（候補者等） ☐ 参議院議員（現職） ☐ 参議院議員（候補者等）				

＜＜記載例 2＞＞ 政党の支部を新たに設立する場合

受 付 印

政治団体設立届

組織年月日と選任年月日とは原則的に一致します。

令和△△年 11月 3日

総務大臣
東京都選挙管理委員会

殿

政治団体の名称	とちょう党新宿支部
事務所の所在地	東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
代表者の氏名	東京 太郎 (印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな	とちょうとうしんじゅくしぶ	政治団体の区分			
政治団体の名称	とちょう党新宿支部 (本部：とちょう党)	☐ 政党 ☒ 政党の支部 ☐ 政治資金団体（政党が指定） ☐ 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部			
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和△△年11月1日		
主たる事務所の所在地	(〒160-0022) 電話 (03-5321-△△〇〇) 東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号				
主たる活動区域	☐ 全国(2都道府県以上) ・ ☒ 東京都 (新宿区)				
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日	
ふりがな	とうきょう たろう	〒160-0004 電話 (03-5320-××〇〇)	大・昭・平	令和	
代表者	東京 太郎	新宿区四谷〇丁目1番1号	〇〇・12・25	△△・11・1	
ふりがな	うえの さぶろう	〒160-0007 電話 (03-5320-□□〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者	上野 三郎	新宿区荒木町〇番2号	〇〇・3・25	△△・11・1	
ふりがな	おおさき あきこ	〒162-0825 電話 (03-5320-◇◇〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者の職務代行者	大崎 秋子	新宿区神楽坂〇丁目1番1号	〇〇・10・15	△△・11・1	
支部の有無	有 ・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		有 ・ 無	
政治資金規正法第1項第1項関係政治団体	政党の支部の場合、添付書類として規約の他に「支部証明書」（記載例8参照）と「政党の状況等に関する届」（記載例9参照）が必要です。				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類		
			☐ 衆議院議員（現職） ☐ 衆議院議員（候補者等） ☐ 参議院議員（現職） ☐ 参議院議員（候補者等）		

＜記載例 3＞ 国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)を新たに設立する場合

受 付 印

政治団体設立届

組織年月日と選任年月日とは原則的に一致します。

令和△△年 11月 3日

総 務 大 臣
東京都選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	しんじゅく次郎後援会
事務所の所在地	東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
代表者の氏名	新宿 次郎 印

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

ふりがな	しんじゅくじろうこうえんかい	政治団体の区分			
政治団体の名称	しんじゅく次郎後援会	☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体（政党が指定） ☐ 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部			
		国会議員関係政治団体の区分			
		☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和△△年 11月 1日		
主たる事務所の所在地	(〒160-0022) 電話 (03-5321-△△〇〇) 東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号				
主たる活動区域	☐ 全 国 (2都道府県以上) ・ ☒ 東京都 (新宿区)				
区 分	氏 名	住 所 ・ 電 話	生年月日	選任年月日	
ふりがな	しんじゅく じろう	〒160-0004 電話 (03-5320-××〇〇)	大・昭・平	令和	
代 表 者	新宿 次郎	新宿区四谷〇丁目1番1号	〇〇・12・25	△△・11・1	
ふりがな	かめいど ふゆこ	〒160-0007 電話 (03-5320-□□〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者	亀戸 冬子	新宿区荒木町〇番2号	〇〇・ 3・25	△△・11・1	
ふりがな	りんかい しろう	〒162-0825 電話 (03-5320-◇◇〇〇)	大・昭・平	令和	
会計責任者の職務代行者	臨海 四郎	新宿区神楽坂〇丁目1番1号	〇〇・10・15	△△・11・1	
支部の有無	有 ・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無		有 ・ 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員（現職） ☒ 衆議院議員（候補者等） ☐ 参議院議員（現職） ☐ 参議院議員（候補者等）				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな) しんじゅく じ ろ う 新 宿 次 郎	公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員（現職） ☒ 衆議院議員（候補者等） ☐ 参議院議員（現職） ☐ 参議院議員（候補者等）			

「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」
(記載例5参照)の添付が必要です。

【参考 政治団体の規約の例】

規正法では、政治団体設立の届出を提出する際に必要とされている「規約等の文書」の形式について定めていません。このことから、一般に団体として活動する上で必要と思われる内容を次のように記載しますので、参考としてください。

なお、この形式はあくまで参考ですので、当該団体が必要と思われる項目を適宜自由に定めてください。また、別途「趣意書」、「綱領」等として定めた場合は、その書面も添付してください。

1 一般の政治団体の規約例（1号団体の規約）

新宿会規約

- | | | |
|-----|-------|---|
| 1 | 名 称 | 本会は、新宿会と称する。 |
| 2 | 事 務 所 | 本会の事務所は、東京都内に置く。 |
| 3 | 目 的 | 本会は、△△△△の理念に基づき、□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。
<例> △△△△ → 民主主義、自由主義、社会主義など
□□□□ → 福祉社会、住みよい日本など |
| 4 | 事 業 | 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 研究会、講演会の開催
(2) 機関紙、その他印刷物の発行
(3) 関係方面への宣伝活動
(10) その他、目的達成に必要な事業 |
| 5 | 会 員 | 本会の目的に賛同する者を会員とする。 |
| 6 | 役 員 | 本会は次の役員を置く。
代表者、会計責任者、会計職務代行者など |
| 7 | 会 議 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| 8 | 経 費 | 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。 |
| 9 | 会 費 | 本会の会費は年****円とする。 |
| 10 | 会計年度 | 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。 |
| 11 | そ の 他 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| 付 則 | | 本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より実施する。 |

※ 目的には、政治上の主義・施策等政治活動の内容を具体的に書いてください。

※ 付則の年月日は、設立届の組織年月日や異動届の異動年月日と原則一致します。

2 後援団体（後援会）の規約例（2号団体の規約）

と ち ょ う 次 郎 後 援 会 規 約

- 1 名 称 本会は、**とちょう次郎**後援会と称する。
- 2 事 務 所 本会の事務所は、新宿区内に置く。
- 3 目 的 本会は、**都庁次郎氏**の政治活動を支援することを目的とする。
(注) **都庁次郎は、戸籍名で記載すること。**
- 4 事 業 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 研究会、講演会の開催
(2) 機関紙、その他印刷物の発行
(3) 関係方面への宣伝活動
↳
(10) その他、目的達成に必要な事業
- 5 会 員 本会の目的に賛同する者を会員とする。
- 6 役 員 本会は次の役員を置く。
代表者、会計責任者、会計職務代行者など
- 7 会 議 ○○○○○○○○
- 8 経 費 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 9 会 費 本会の会費は年****円とする。
- 10 会計年度 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 11 そ の 他 ○○○○○○○○

付 則 本規約は、令和○○年○○月○○日より実施する。

※ 目的には、支援する（後援する）公職の候補者の氏名〔戸籍名〕を明記してください。

※ 付則の年月日は、設立届の組織年月日や異動届の異動年月日と原則一致します。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる後援会等の政治団体は、国会議員、都道府県議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長の後援会に限られます（区市町村の議会の議員及び長は対象となりません。）。

その場合には、「被推薦書」又は「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」の提出が必要となります。

《記載例 4》

都道府県の議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長に係る公職の候補者の推薦や支持を本来の目的とし、課税上の優遇措置が「有」の政治団体を設立する場合、又は被推薦者の公職の種類、氏名等に異動が生じた場合に必要書類となります。

被 推 薦 書

令和〇〇年 7 月 1 日

政治団体の名称 とちょう次郎後援会

代表者の氏名 佐藤 花子 殿

- ・「政治団体設立届」に添付する場合、組織年月日と同じ日付を記載します。
- ・2回目以降に提出する「被推薦書」には、最初に提出した「被推薦書」に記載した日付と同じ日付を記載します。

私は、令和〇〇年 5 月 1 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

氏 名	都庁 次郎 ⑩
住 所	新宿区西新宿〇丁目1番1号
公 職 の 種 類	都 議 会 議 員 (現職) ・ 候補者等)

公職の候補者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

令和〇〇年 7 月 1 日から

(注意)

- 1 「公職の種類」は、①都道府県の議会の議員 ④政令指定都市の市議会の議員は、「都議会議員（現職）」、その職は、「都議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄には、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が複数の場合には、被推薦者ごとに作成して添付すること。
- 4 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「都議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

- ・公職の種類の異動に伴い、「被推薦書」を再度提出する場合、公職の種類の異動年月日を記載します。
- ・「政治団体設立届」に添付する場合、この日付の記載は不要です。

《記載例 5》

国会議員に係る公職の候補者の推薦や支持を本来の目的とし、課税上の優遇措置が「有」の政治団体を設立する場合、又は被推薦者の公職の種類、氏名等に異動が生じた場合に必要な書類となります。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和△△年 11月 3日

政治団体の名称 **しんじゅく次郎後援会**

代表者の氏名 **新宿 次郎 殿**

公職の種類を変更する場合の記載例は、
衆議院議員（現職）（令和〇〇年9月1日から）

公職の種類 **衆議院議員（候補者等）**

公職の候補者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

氏 名 **新宿 次郎 ㊟**

住 所 **新宿区四谷〇丁目1番1号**

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和△△年11月1日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をすがあるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

公職の種類等の変更に伴い、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を再度提出する場合、最初に提出した「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」に記載した日付と同じ日付を記載します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番と
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日）から」の例により記載すること。

《記載例 6》

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和〇〇年 〇月 〇日

政治団体の名称 **しんじゅく次郎後援会**

代表者の氏名 **新宿 次郎** 殿

公職の候補者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

氏 名 **新宿 次郎** 印

住 所 **新宿区四谷〇丁目 1 番 1 号**

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和〇〇年〇月〇日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条第 2 項の規定により通知します。

この日付以降の寄附は、
寄附金控除の対象とは
なりません。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

《記載例 7》

- ・政治資金規正法3条1項1号又は5条1項1号の団体で、現職の国会議員が主宰する又は主な構成員である政治団体が対象です。
- ・上記の条件に該当し、個人の寄附に関して課税上の優遇措置を受けようとする場合は、この書類の提出が必要です。

国会議員氏名届

令和〇〇年 1月 7日

総務大臣
殿
東京都選挙管理委員会

政治団体の名称 **都庁政治研究会**

主宰者（主な構成員）である衆議院議員及び参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	氏 名	衆議院議員又は 参議院議員の別
主 宰 者	四谷 太郎	衆 ・ 参
主な構成員の氏名	早稲田 花子	衆 ・ 参
〃	内藤 三郎	衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参

- （備考）
- 1 氏名を記載し、衆・参のいずれかに○を付すこと。
 - 2 主な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

《記載例 8》

政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位に異動が生じた場合に必要な書類となります。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 **〇〇党△△支部**
主たる事務所の所在地 **東京都新宿区〇〇町1-1-1**
主たる活動区域 **東京都**

上記の支部は、本政党の支部（本政党の **東京都** を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

「政治団体設立届」における組織年月日や「届出事項等の異動届」における支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域、支部の単位などの異動年月日と同日、又はそれより後の日付が記載されることとなります。

政 党 の 名 称 **〇 〇 党**
主たる事務所の所在地 **東京都千代田区△△2-2-2**
代 表 者 の 氏 名 **党 首 太 郎 ⑩**

(備 考)

1以上の区市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の東京都〇〇〇区を単位として設けられる支部」というように記載すること。

《記載例 9》

政党の支部を設立する場合、又は政党の支部の名称を変更する場合に必要な書類となります。

政党の状況等に関する届

令和 ○○年 ○○月 ○○日

総務大臣
殿
東京都選挙管理委員会

政党の支部の名称 ○○党△△支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	○ ○ 党
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区△△2-2-2
	主たる活動区域	全国
1以上の区市町村の区域等を単位として設けられる支部		☒

(備 考)

1以上の区市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、□内に「✓」を記入すること。

《記載例 10》 政治団体が、名称などを変更する場合

受 付 印

活動区域の区分
☐ 全国（2都道府県以上）
☒ 東京都内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有・ ☒ 無

届出事項等の異動届

令和 〇〇 年 9 月 6 日

総務大臣
東京都選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	新宿政策研究会
事務所の所在地	東京都 新宿区高田馬場〇丁目1番1号
代表者の氏名	新宿 太郎 (印)

上欄には届出事項の変更後の内容（新の内容）を記入してください。

届出事項等に異動があつた場合は、変更した内容のみ新旧を記入し、それ以外は記入しないでください。
旧の内容は、前回提出した届出の内容を記載します。

異動事項	異動内容	異動年月日
ふりがな	しんじゅくせいさくけんきゅうかい	令和
政治団体の名称	新宿政策研究会	〇〇・9・1
	都庁政策懇話会	
主たる事務所の所在地	(〒169-0075) 電話 (03-5320-〇〇〇〇) 東京都 新宿区高田馬場〇丁目1番1号	令和 〇〇・9・1
	新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号	
主たる活動区域	☐ 東京都から全国へ ☐ 全国から東京都へ ☐ その他 ()	令和 ・ ・
区分	氏名	住所・電話
ふりがな	しんじゅく たらう	〒169-0051 電話 (03-5320-〇〇××)
代表者	新宿 太郎	新宿区西早稲田〇丁目1番1号
	都庁 太郎	新宿区四谷〇丁目1番1号
ふりがな		〒169-0074 電話 (03-5320-〇〇△△)
会計責任者		新宿区北新宿〇丁目3番4号
		新宿区荒木町〇番2号
ふりがな	〒	電話 ()
会計責任者の職務代行者		
その他	☒ 規約の異動 ☐ 被推薦書の内容 () ☐ 課税上の優遇措置の異動 (無から有へ) ☐ 課税上の優遇措置の異動 (有から無へ) ☐ 支部の有無の異動 (無から有へ) ☐ 政党の支部に関する届出事項の異動 (別紙のとおり) ☐ 政治団体の名称の変更 ()	
政治団体の区分	政治団体の名称が変更される場合は、規約の異動もあわせて必要になります。また、主たる事務所の所在地を変更される場合も規約の異動が必要になることがあります。その場合は、「規約の異動」にチェック及び「異動年月日」を記載し、新旧の規約を添付してください。	
	☐ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 () ☐ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 () ふりがな 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 () ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体 ☐ その他 ()	

《記載例 1 1》

国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)が公職の種類を変更する場合

受 付 印

活動区域の区分
☐ 全国(2都道府県以上)
☒ 東京都内

資金管理団体の指定の有無
☒ 有・ ☐ 無

届出事項等の異動届

令和 〇〇 年 9 月 6 日

総務大臣
東京都選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	しんじゅく次郎後援会
事務所の所在地	東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
代表者の氏名	新宿 次郎 (印)

上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください。

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	異 動 内 容				異動年月日
ふりがな					令和
政治団体の名称	新				・ ・
	旧				
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電 話 ()			令和
	旧	東京都			・ ・
主たる活動区域	新	☐ 東京都から全国へ ・ ☐ 全国から東京都へ ☐ その他 ()			令和
	旧				・ ・
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話	生年月日	
ふりがな		〒	電 話 ()	大・昭・平	令和
代 表 者	新			・ ・	・ ・
	旧				
ふりがな		〒	電 話 ()	大・昭・平	令和
会 計 責 任 者	新			・ ・	・ ・
	旧				
ふりがな		〒	電 話 ()	大・昭・平	令和
会 計 責 任 者 の 職 務	新			・ ・	・ ・
	旧				
そ	・ 国会議員関係政治団体の「2号団体」の場合、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」(記載例5参照)が必要です。 ・ また、資金管理団体に指定されている場合、あわせて「資金管理団体届出事項の異動届」(記載例14参照)が必要になりますのでご注意ください。				令和
	☐ その他 ()				・
政治団体の区分	新	☒ 第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 (衆議院議員 現職) ☒ 第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 (しんじゅく じろう) 公職の候補者に係る公職の種類 (衆議院議員 現職) ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体 ☐ その他 ()			令和
	旧	☒ 第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 (衆議院議員候補者) ☒ 第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 (しんじゅく じろう) 公職の候補者に係る公職の種類 (衆議院議員候補者) ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体 ☐ その他 ()			〇〇・9・1

《記載例 1 2》

受 付 印

活 動 区 域 の 区 分
☐ 全国（2都道府県以上）
☒ 東京都内

解散年分の収支報告書もあわせて提出する必要がありますのでご注意ください。

政 治 団 体 解 散 届

令和 〇〇 年 1 2 月 5 日

総 務 大 臣
東京都選挙管理委員会

殿

資金管理団体に指定している場合は、この届出とあわせて「資金管理団体でなくなった旨の届」（記載例 1 6 参照）も必要です。

政治団体の名称	佐藤次郎を応援する会
事務所の所在地	東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
代表者の氏名	佐 藤 次 郎 (印)
会計責任者の氏名	町 田 花 子 (印)

令和〇〇年 1 1 月 3 0 日に解散したので、政治資金規正法第 1 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

《備 考》

- 1 解散の日から 3 0 日以内に届け出ること（全国団体 3 枚、都団体 2 枚）。
- 2 解散届の提出をする場合には、法第 1 7 条第 1 項に規定する解散の日までの「収支報告書」を提出すること。
- 3 資金管理団体に指定したまま解散する場合は、「資金管理団体でなくなった旨の届」を同時に提出すること。

コード								入 力	
-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

《記載例 13》

受	付	印

活動区域の区分	
☐	全国（2都道府県以上）
☒	東京都内

資金管理団体指定届

令和 ○×年 9 月 6 日

総務大臣
殿
東京都選挙管理委員会

代表者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

氏名	鷗田 桜子 (印)
住所 (代表者の住所)	千代田区有楽町○丁目1番1号
公職の種類	都議会議員 (現職・候補者)
選挙区	千代田区

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	都庁地域フォーラム
主たる事務所の所在地	(〒 100-0011) 電話 03 (1234) △△○○ 東京都 千代田区内幸町○丁目2番2号
代表者の氏名	鷗田 桜子
指定年月日	令和 ○×年 9 月 1 日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ○×年 9 月 6 日

氏名 鷗田 桜子 (印)

コード								入力	
-----	--	--	--	--	--	--	--	----	--

《記載例 1 4》

受	付	印

活動区域の区分	
☐	全国（2都道府県以上）
☒	東京都内

資金管理団体届出事項の異動届

総務大
東京都選挙管理委員会

代表者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

令和〇〇年 7月 9日

氏名	鷗田 桜子 (印)
住所 (代表者の住所)	千代田区有楽町〇丁目1番1号
資金管理団体の名称	都庁地域フォーラム

届出事項に異動があったの
下記のとおり届け出ます。

この届出と同時に「届出事項等の異動届」が必要な場
合がありますので、ご注意ください。

記

異動事項		内 容	異動年月日
公職の種類	新	都議会議員 (現職・候補者) 選挙区 (千代田区)	令和
	旧	都議会議員 (現職 候補者) 選挙区 (千代田区)	〇〇・7・7
資金管理 団体の名称	新		令和
	旧		・ ・
主たる事務所 の所在地	新	(〒100-0005) 電話 (03-5320-△△××) 東京都 千代田区丸の内〇丁目3番3号	令和
	旧	東京都千代田区内幸町〇丁目2番2号	〇〇・7・7
代表者の 氏名	新		令和
	旧		・ ・

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 7月 9日

氏 名 鷗田 桜子 (印)

《 記載例 1 5 》

受	付	印

活動区域の区分
☐ 全国（2都道府県以上）
☒ 東京都内

資金管理団体指定取消届

令和 ○△年 1 月 4 日

総務大臣
殿
東京都選挙管理委員会

代表者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

氏	鷗田 桜子 ⑩
住所 (代表者の住所)	千代田区有楽町○丁目1番1号

下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の 名 称	都庁地域フォーラム
主たる事務所の 所 在 地	(〒100-0005) 電話 03 (5320) △△×× 東京都 千代田区丸の内○丁目3番3号
取 消 年 月 日	令和 ○○年 1 2 月 3 1 日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和○△年 1 月 4 日

氏 名 鷗田 桜子 ⑩

コード								入 力	
-----	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

《 記載例 16 》

受	付	印

活動区域の区分
☐ 全国（2都道府県以上）
☒ 東京都内

資金管理団体でなくなった旨の届

令和〇〇年 12月 5日

総務大臣
東京都選挙管理委員会

殿

代表者の住所を記載します。
事務所の所在地ではありません。

氏名	佐藤 次郎 (印)
住所 (代表者の住所)	新宿区四谷〇丁目1番1号

下記の政治団体は、政治資金規正法第19条第3項第2号に掲げる事由により、資金管理団体でなくなったため、その旨を届け出ます。

記

資金管理団体の名称	佐藤次郎を応援する会
主たる事務所の所在地	(〒160-0022) 電話 03 (5321) △△〇〇 東京都 新宿区新宿△丁目1番1号 都庁ビル201号
資金管理団体でなくなった事由	☒ 解散 ☐ 資金管理団体の届出をした者が死亡した ☐ 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなった ☐ 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった ☐ その他 ()
事由発生年月日	令和 〇〇年 11月 30日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年 12月 5日

氏名 佐藤 次郎 (印)

- (注意) 1 「資金管理団体でなくなった事由」欄には、いずれかの事由にチェックを入れること。
2 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合には、新たに選任された代表者が届け出ること。

IV 政治資金パーティー

1 政治資金パーティーとはどのようなものをいいますか。

政治資金パーティーとは、対価（会費）を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含みます。）に関し支出することとされているものをいいます（規正法8条の2）。

したがって、この要件に該当するものであれば、励ます会、出版記念会、勉強会、セミナーなどいかなる名称、名目であっても政治資金パーティーに含まれます。

なお、会費を徴収して行う催物であっても、例えば忘年会、新年会、〇〇さんの△△を祝う会等、その「名称のいかん」、「会費額の大小」を問わず、当初より収益のあがることを予定していない催物は、政治資金パーティーとはいいません。

また、政治資金パーティーの開催者は、パーティー券等の購入者（対価を支払う者）に対し、当該パーティーが政治資金パーティーであることを書面で告知する必要があります（規正法22条の8②）。

2 政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。

政治資金パーティーは、原則として「政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定されています（規正法8条の2）。

しかし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催することも可能です。

ただし、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催する場合、パーティーの開催規模により、特別の手続きが必要になることがあります（63～65 ページ 参照）。

3 政治資金パーティーにはどのような規制がありますか。

政治資金パーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）は、債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附には該当しませんが、①パーティー収支の明確化、②パーティー券の大口購入者の公開、③量的制限及びあっせんの制限等の規制が設けられています。

1 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払い（パーティー券の購入）をする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（開催の案内状、開催通知又はパーティー券等）により告知しなければなりません（規正法 22 条の 8 ②）。

その告知の文言は「この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。」と記載します（規正規則 39 条）。

2 量的制限（個別制限）と公開基準

一回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いは 150 万円以下に限られます（規正法 22 条の 8 ①、③）。

また、政治資金パーティーの対価の支払いについての公開基準は、一回の政治資金パーティー当たり 20 万円を超えるもの（20 万 1 円以上）で、支払いをした者の氏名（又は団体名称）、住所（又は所在地）、職業（又は代表者氏名）を収支報告書へ記載しなければなりません（規正法 12 条）。

3 その他の規制

政治活動に関する寄附と同様に次の規制があります。

ア 匿名等による支払いの禁止（規正法 22 条の 8 ④）

本人以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払いをすることは禁止されています。

イ あっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 8 ④）

政治資金パーティーの対価の支払いのあっせんをする場合において、相手方に対して、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該対価の支払いのあっせんに係る行為をすることや、意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で対価としての金銭等を集める行為は禁止されています。

ウ 公務員の地位利用による関与の禁止（規正法 22 条の 9）

国又は地方公共団体の一般職の公務員等は、その地位を利用して政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、支払いを受けたり、他の者がするこれらの行為に関与することは禁止されています。

4 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限

政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、政治資金パーティーの残額は、政治団体のする寄附の制限（規正法 21 条の 2、22 条①）の範囲内で、他の政治団体へ寄附することができます。

また、政治団体以外の団体や個人が「政治資金パーティー」を開催し、その残額等により政治活動に関する寄附をする場合には、「会社、労働組合その他の団体」又は「個人」としての規制を受けることとなります。（規正法 21 条①、21 条の 3 ①、②、③）。

各寄附の制限の詳細については、66～80 ページの「V 寄附の制限」を参照してください。

4 特定パーティーとはどのようなパーティーをいうのですか。

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価（会費）に係る収入が「1 千万円以上になるもの」をいいます（規正法 12 条① I へ）。

政治資金パーティーを開催することについては、何ら届出の必要がありません。

しかし、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれるものを開催するときは、その開催しようとするときから政治団体（**特定パーティー開催団体**）とみなされますので、政治団体としての届出（設立届、特定パーティー開催計画書及び告知文書）、会計帳簿の備付け、収支報告書の提出義務を負うこととなります（規正法 18 条の 2）。

また、計画当初は特定パーティーとならないはずであった政治資金パーティーが、開催規模を拡大した場合や、結果として 1 千万円以上となった場合にも「特定パーティー開催団体」となりますので、規模の拡大を決定したとき又は 1 千万円以上になったときから 7 日以内に設立の手続きが必要となります（規正法 18 条の 2 ①）。この場合、届出を出すまでの間は、届出をしたものとみなされることになっています（規正法 18 条の 2 ③）。

なお、既存の政治団体が特定パーティーを開催するときには特段の届出は必要ありません。

5 政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときの 手続きはどのようにしますか。

政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときには、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、設立の届出が必要となります（規正法 18 条の 2 ①）。これは、規正法 8 条の 2 で「政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならない。」と規定していることから、政治団体以外の者が一定規模以上の政治資金パーティーを開催するときには、この者を政治団体とみなして届出義務、収支報告義務等を課すことにより、政治団体が開催するものとの調和を図ろうとしているものです。

1 設立届

特定パーティー開催団体の設立は、当該パーティーを開催しようとするときから 7 日以内（規正法 18 条の 2 ②により読み替えて適用される 6 条①）に「政治団体設立届」と「特定パーティー開催計画書」（規正規則 13 条）及び対価の支払いが「政治資金パーティーの対価の支払いである旨の告知をする書面」（規正法 22 条の 8 ②、⑤）を届け出る必要があります。

パーティー開催計画書には、パーティーの名称、開催年月日、開催場所、収入予定金額、パーティー券 1 枚当たりの販売単価、収益の予定支出先などを記載します。

提出先、提出部数等は 22 ページの「3 政治団体の所管及び届出先」及び 23 ページの「4 提出部数」と同様ですが、この届出がされた後でなければ、特定パーティーに係る対価の支払いを受けたり、支出をしたりすることができません。

2 異動届及び解散

(1) 異動届

設立届及び添付した書類の内容に変更があったときは、政治団体の手続き同様、その変更事由の生じた日から 7 日以内に届出が必要となります（規正法 18 条の 2 ①）。

異動の届出の手続きは、政治団体の「届出事項等の異動届」（54 ページ参照）と同様です。

(2) 特定パーティー開催団体の解散

特定パーティー開催団体は、特定パーティーが開催された後「3 ヶ月以内」に収支報告書を提出することが義務付けられており、この報告書の提出により政治団体でなくなったものとみなされます（規正法 18 条の 2 ④）。

したがって、この場合には解散届は不要です。ただし、特定パーティーを開催

しようとする団体が、当該特定パーティーを中止した場合には、当該特定パーティーを中止した旨及びその年月日について規正規則 11 条による解散届とその日までの収支報告書を中止の決定の日から 30 日以内に提出しなければなりません。

収支報告書の記載については、通常 of 政治団体の収支報告書と異なり、特定パーティーの開催準備から開催終了後までの決算のすべてを報告することになりますので、年をまたぐ場合もあります。

なお、収入・支出は予定されているものまで含みますので、原則として繰越金は「ゼロ」となりますが、添付する領収書等の写しは、報告日までに支出したものについて提出します。

3 特定パーティーを開催した者の寄附の制限

特定パーティー開催団体は、収支報告・届出関係については政治団体とみなされますが、政治活動に関する寄附の規定の適用についてまで政治団体とみなされるものではありません。

そのため、政治資金パーティーの残額により政治活動に関する寄附をする場合には、「会社、労働組合その他の団体」としての規制を受けることとなります（規正法 21 条①、③、21 条の 3①、②）。

V 寄 附 の 制 限

規正法では、政治団体としての届出前に政治活動のために寄附を受け、又は支出することを禁止しています（規正法8条）。

また、公職の候補者や当該公職の候補者の後援団体（後援会）等が寄附を行う場合には、政治活動はもちろんのこと政治活動以外であっても「選挙区内にある者」に対しては、公選法により特定の場合を除き一切禁止されます（公選法 199 条の2～199条の5）。

ここでは、規正法及び公選法により禁止される寄附について解説します。

1 規正法でいう寄附はどのようなものをいいますか。

規正法では、寄附とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と規定しています（規正法4条③）。

この寄附のうち、規正法は政治活動に関してされる「政治団体への寄附」及び「公職の候補者への寄附」について一定の制限をしています。

さらに、公選法では、規正法で定義される「寄附」に「約束」も含めて「寄附」と定義しており（公選法 179 条②）、公職の候補者及び当該公職の候補者の後援団体（後援会）等がする「選挙区内にある者に対してする寄附」は、どのような名義であっても特定の場合を除き一切禁止しています。

（注）1 「その他の財産上の利益」には、事務所や労務の無償提供、物品・電気・ガスといった有体物・無体物の財産上の利益も含まれます。

さらに、公選法では、花輪・供花・香典・祝儀・その他これに類するもの（餞別金・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮等）も寄附に含むことが明記されています。

2 「党費又は会費」とは、団体の構成員個人に対し、その団体の党則・規約等に定められている義務としての債務であり、会社や法人その他の団体が負担する場合は、たとえ党費・会費名目であっても寄附とみなされます（規正法5条②）。

2 寄附の量的な制限にはどのようなものがありますか。

規正法は、政治団体や公職の候補者に対してする「政治活動に関する寄附」を量的に規制しています。この制限には、個人や団体（政党及び政治資金団体を除く。）がする寄附の年間の総量を規制した総枠制限（規正法 21 条の 3）と、一つの政治団体及び一人の公職の候補者に対してできる年間の総量を規制した個別制限（規正法 22 条）とがあります。

これらの寄附は、金銭等によらない寄附（事務所・自動車・労務等の無償提供や物品・電気・ガスといった有体物・無体物も含む。）も含めて、寄附の限度額内に限られます。

何人も、この量的制限に違反する寄附を受けることができません（規正法 22 条の 2）。

1 総枠制限（規正法 21 条の 3）

(1) 個人のする寄附（69 ページ図 1 参照）

個人のする寄附の限度額は、政党（政党支部を含む。以下同じ。）・政治資金団体へは年間 2,000 万円、その他の政治団体や公職の候補者へは 1,000 万円で、あわせて年間 3,000 万円が限度となっています（規正法 21 条の 3①、③）。

ただし、特定寄附や遺贈による寄附はこの限度額から除かれています（規正法 21 条の 3④）。

(2) 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体のする寄附は、政党・政党の支部・政治資金団体に対するものに限られ、その限度額は資本金・組合員数・前年経費の額に応じて、年間 750 万円～1 億円の範囲と制限されます（68 ページ別表 1 参照）（規正法 21 条の 3①）。

なお、政党の支部であっても①「1 以上の区市町村の区域を単位とした支部」及び②「選挙区の区域を単位とした支部」以外は、政党以外の一つの政治団体とみなされますので、会社等は、上記①又は②の区域を単位として設けられる政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附をすることができますが、それ以外の政党の支部に対しては、政治活動に関する寄附をすることはできません（規正法 21 条④）。

(別表 1) 会社・労働組合・その他の団体の規模別寄附の総枠制限

会 社 の 規 模 (資本金又は出資の金額)	労働組合又は職員団体の規模 (組合員又は構成員の数)	会社、労働組合又は職員団体以外の 団体 (その他の団体) の 規 模 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金団 体 対 する 寄 附 の 限 度 額 (万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	1,500
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	3,000
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～ 1億 円未満	3,500
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億 円以上 ～ 1億 2千万円未満	4,000
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億 2千万円以上～ 1億 4千万円未満	4,500
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億 4千万円以上～ 1億 6千万円未満	5,000
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億 6千万円以上～ 1億 8千万円未満	5,500
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億 8千万円以上～ 2億 円未満	6,000
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億 円以上 ～ 2億 2千万円未満	6,300
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億 2千万円以上～ 2億 4千万円未満	6,600
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億 4千万円以上～ 2億 6千万円未満	6,900
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億 6千万円以上～ 2億 8千万円未満	7,200
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億 8千万円以上～ 3億 円未満	7,500
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億 円以上 ～ 3億 2千万円未満	7,800
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億 2千万円以上～ 3億 4千万円未満	8,100
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億 4千万円以上～ 3億 6千万円未満	8,400
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億 6千万円以上～ 3億 8千万円未満	8,700
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億 8千万円以上～ 4億 円未満	9,000
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億 円以上 ～ 4億 2千万円未満	9,300
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億 2千万円以上～ 4億 4千万円未満	9,600
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億 4千万円 ～ 4億 6千万円未満	9,900
1050億円以上	110万人以上	4億 6千万円以上	1 億円

2 個別制限 (規正法 22 条)

(1) 個人のする寄附

個人のする寄附の個別制限は、政党・政治資金団体に対して行うときにはありませんが、その他の政治団体へは年間 150 万円以内となります。

また、公職の候補者への寄附は「選挙運動に関するもの」を除き、金銭等によるものは寄附が禁止されています。この公職の候補者への寄附は、年間 150 万円以内となります (規正法 21 条の 2、22 条②)。

ただし、公職の候補者自身が自ら指定している資金管理団体へ自己資金を寄附するときには、個別制限は適用されませんので、総枠制限 (年間 1,000 万円以内) の範囲まで可能ですし、遺贈による寄附も制限されません (規正法 22 条③)。

なお、公職の候補者が資金管理団体以外の政治団体へ自己資金を寄附する場合は、個別制限が適用され 1 団体につき年間 150 万円以内となります。

(2) 会社・労働組合・その他の団体のする寄附

会社、労働組合及びその他の団体が行う、政党、政党支部及び政治資金団体への寄附に個別制限はありませんが、その他の政治団体や公職の候補者への寄附は禁止されています（規正法 21 条①）。

(3) 政治団体のする寄附

政党・政治資金団体以外のその他の政治団体の間における政治活動に関する寄附は、年間 5,000 万円までに制限されます（規正法 22 条①）。

さらに、政党以外の政治団体が公職の候補者の政治活動に関してする寄附については、金銭等によるものは「選挙運動に関するもの」を除き、禁止されています（規正法 21 条の 2）。

（図 1） 総枠制限と個別制限

寄 附 者 受 領 者		個 人 (公職の候補者等を含む。)		会 社 ・ 労 働 組 合 等 そ の 他 の 団 体 等		政 治 団 体							
		総枠制限		個別制限		総枠制限		個別制限		政党	政治資金団体	政党・政治資金団体以外の政治団体	
		総金額の限度額	同一者への限度額	総金額の限度額	同一者への限度額	総枠制限	総枠制限	総枠制限	個別制限	総金額の限度額	同一者への限度額		
政治団体	政 党 (政党支部を含む。)	年間 2,000万円 以内	制限なし	資本金・組合員の数等に応じて 年間 750万円 ～1億円 以内	制限なし	制限なし	制限なし	制 限 な し					
	政 治 資 金 団 体 (政党が指定)												
	資 金 管 理 団 体 (公職の候補者等が指定)	年間 150万円 以内★	禁 止										
	上 記 以 外 の 政 治 団 体	年間 1,000万円 以内						年間 150万円 以内					
公職の候補者等								年間 150万円 以内※	制 限 な し ※				

- 注) 1 ★印については、公職の候補者等自身が指定した資金管理団体へ寄附をする場合には個別制限がなく、総枠制限が限度となります。
2 ※印については、金銭等による寄附は選挙運動に関するもの以外禁止されます（限度額には、物品等を含む。）。
3 政治資金団体に対する寄附又は政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付による寄附を除く。）は、預貯金等の口座への振込又は振替に限られます。
4 資金管理団体の届出をした公職の候補者等が政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、当該資金管理団体に対して寄附する場合（特定寄附）、制限はありません。
5 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。
6 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは原則として禁止されています。（詳細は74ページ参照。）
7 公職の候補者等の後援団体は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは原則として禁止されています。ただし、当該団体が後援する公職の候補者等、政党その他の政治団体への寄附はできます。また、後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附も可能です。（一定期間（任期満了前の90日間等）を除く。） ※花輪・供花・香典・祝儀等の類は、禁止

3 総枠制限及び個別制限のないもの

(1) 特定寄附（規正法 21 条の 3④、22 条③）

特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自ら指定した資金管理団体へ寄附したもの（規正法 19 条の 4）をいい、寄附の量的制限から除かれます。

(2) 個人が遺贈によってする寄附（規正法 21 条の 3 ④、22 条③）

遺贈による寄附は、寄附者が既に他界していることから量的制限がありません。

3 量的な制限以外で規制されるのはどのような寄附ですか。

政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附は、2 で説明している量的制限等の他に、次のように寄附を行う者の区分により制限されたり、禁止されています。

また、寄附を受ける行為も禁止の対象とされることもあります。具体的な規制内容については、次のようになっています。

- ① 誰もがしてはいけない寄附
- ② 会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く。）がしてはいけない寄附
- ③ 公職の候補者がしてはいけない寄附
- ④ 後援団体がしてはいけない寄附
- ⑤ ①から④以外の寄附に関する制限

1 誰もがしてはいけない寄附

(1) 公職の候補者に対する政治活動に関する寄附（規正法 21 条の 2）

公職の候補者個人に対する政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附は、物品等の寄附に限られ、金銭等の寄附は禁止されます（規正法 21 条の 2）。

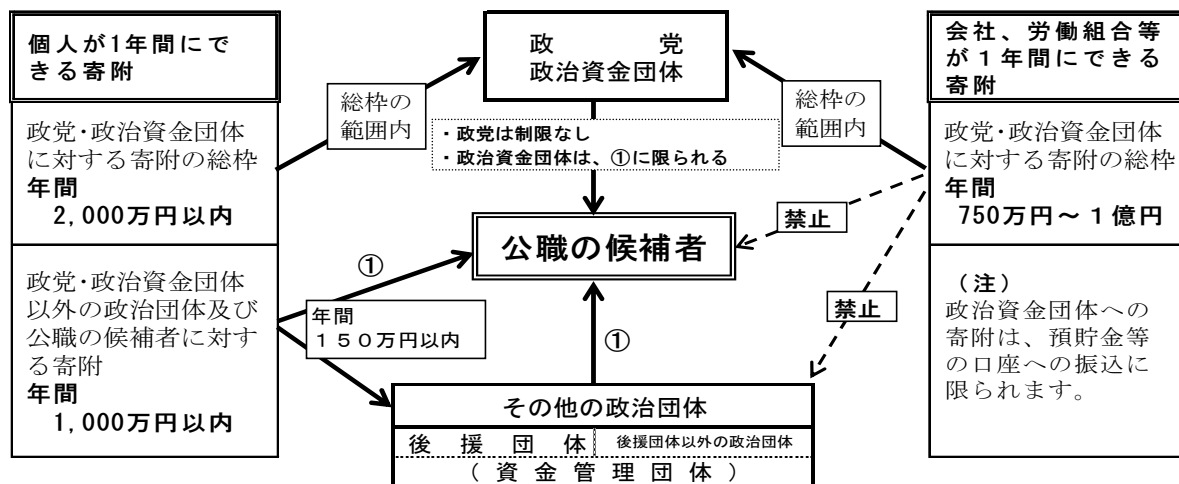
この寄附は、政党がする場合には除かれますので、政党が公職の候補者に寄附するときには、物品等及び金銭等のいずれも可能です。

また、会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）が公職の候補者個人へ政治活動に関して寄附することは禁止されます。

※選挙運動に関する寄附

陣中見舞、公認料、推薦料など、選挙運動のためのいっさいの寄附を指し、寄附をする期間や名目についての特別な規定はありません。金銭・有価証券による寄附を受けることもできますが、年間限度額（寄附者 1 人当たり 150 万円）の制限があります。また、選挙運動に関する寄附を受けた候補者（出納責任者）は、公選法に基づき、選挙運動費用収支報告書に記載し提出する必要があります（公選法 189 条）。

(図 2) 個人・会社その他の団体の寄附



(注) ①の寄附は、政治活動に関するものは「物品等」のみで、【金銭等】は選挙運動に関するものに
限られる。

(2) 他人名義・匿名の寄附 (規正法 22 条の 6)

何人も、本人以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附をすることも、受けることもできません。

したがって、政治活動に関する街頭募金や資金カンパの場合は必ず、寄附者の氏名・住所・職業・寄附金額・寄附年月日を明確にする必要があります。

ただし、政党・政治資金団体に対してする寄附で、政党・政治資金団体が街頭等で行う政談演説会の場所又は一般に公開される講演会若しくは集会の会場で行われる 1,000 円以下の寄附 (カンパ) は、匿名による寄附が可能です。

(3) 飲食物の提供 (公選法 139 条)

何人も、選挙運動に関して、どのような理由であっても、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、飲食物を提供することはできません。ただし、衆議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者と参議院比例代表選出議員選挙の特定枠の名簿登載者を除く公職の候補者は、選挙事務所で一定数の弁当を提供することができます (衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党と衆参比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等は提供できません。)

(4) 後援団体の集会・行事等における一定期間内の寄附 (公選法 199 条の 5②、④)

後援団体の総会 (結成集会を含む。) 又は後援団体が行う見学・旅行等において、その選挙区内にある者に対し、当該団体が支援する公職の候補者の選挙前の一定期間 (次の期間をいいます。)、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品等を供与することは禁止されています。

- ① 任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間
- ② 解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間
- ③ 当該選挙を行うべき事由を生じた旨の告示 (事由発生告示) をした日の翌日から当該選挙の期日までの間

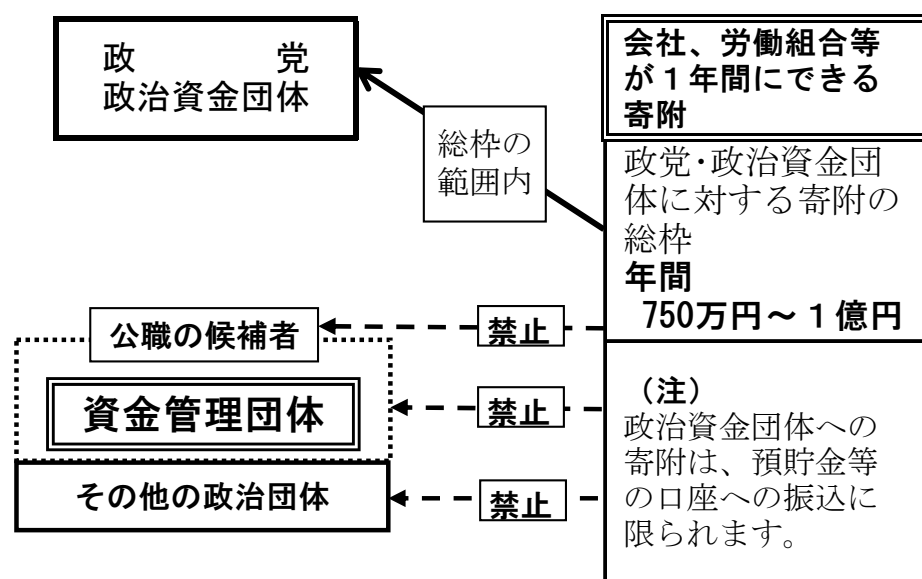
2 会社・労働組合・その他の団体がしてはいけない寄附

(1) 政治活動に関する寄附

会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体以外の者への「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています（規正法 21 条）。

なお、これらの団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされます（規正法 5 条②）ので、寄附の量的制限及び質的制限が適用されます。

（図 3）



(2) 特定会社等がする政治活動に関する寄附

ア 補助金・負担金・利子補給金等の交付を受けた会社等

- a 国から、補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究・調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの、政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法 22 条の 3 ①）。

ただし、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る規正法 3 条 1 項 2 号若しくは 3 号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附には適用されません（規正法 22 条の 3 ③）。

なお、規正法 22 条の 3 ③とは別に、規正法 21 条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

- b** 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金等（試験研究に係るもの等は除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附が、その交付の決定の通知を受けた日から1年間を経過する日までの間、禁止されます。これに該当する政治団体は広範囲に及び、政党であっても当該地方公共団体の公職の候補者を公認・推薦するような場合は、その限りにおいて規制の対象となります（規正法22条の3④）。

イ 出資等を受ける会社等

- a** 国から、資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、出資等を受けている限り、期間を問わず、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法22条の3②）。

ただし、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る規正法3条1項2号若しくは3号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附には適用されません（規正法22条の3③）。

なお、規正法22条の3③とは別に、規正法21条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

- b** 地方公共団体から出資等を受ける会社その他の法人については、アbと同様、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、又は反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附ができません。

ウ 会社等以外

何人も、ア及びイの適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附を勧誘し、又は要求してはならず、これを受けることもできません（規正法22条の3⑤、⑥）。

(3) 国又は地方公共団体と特別な関係にある者の寄附（公選法199条）

ア 国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者の寄附の禁止

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関して寄附をすることはできません。

イ 国又は地方公共団体が行う利子補給の対象となっている融資を受けている 会社その他の法人の寄附の禁止

a 会社その他の法人が、国が利子補給をした金融機関から当該利子補給に係る融資（試験研究・調査及び災害復旧に係るものを除く。**b**も同じ。）を受けた場合は、衆議院議員及び参議院議員選挙に関して寄附をすることはできません。

b 会社その他の法人が、地方公共団体が利子補給をした金融機関から当該利子補給に係る融資を受けた場合は、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して寄附をすることはできません。

a、**b**において寄附ができない期間は、当該金融機関が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日（始期）から、利子補給金の交付の日から起算して1年間を経過した日（終期）までの間です。

(4) 赤字会社の寄附（規正法 22 条の 4）

三事業年度（定款又は法令により定められた営業年度をいう。）以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附はできません。

何人も、これに反する寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

※ ここでいう欠損とは、確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金であり、当期損失ではありません。

(5) 外国人・外国法人等からの寄附の受領（規正法 22 条の 5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることは禁止されています。

ただし、その主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている会社からの寄附は除かれています。

なお、この寄附をするときに寄附者は、寄附を受ける者にその旨を文書で通知しなければなりません。

3 公職の候補者がしてはいけない寄附

(1) 選挙区内にある者に対する寄附（公選法 199 条の 2）

公職の候補者は、自分の選挙区内にある者に対しては、次のア～ウの寄附の場合を除き、いかなる名義であっても寄附することはできません。

ア 政党その他の政治団体及びその支部への寄附

公職の候補者に係る後援団体であっても、公職の候補者自身がその団体へ自己資金を寄附する場合は、特定寄附を除き、総枠制限（政党・政治資金団体に対しては年間 2,000 万円以内、それ以外の政治団体は年間 1,000 万円以内）及び個別制限（その他の政治団体に対しては年間 150 万円以内）が適用になります。

ただし、その後援団体が公職の候補者自ら指定した資金管理団体の場合には個別制限はありませんので、総枠制限の範囲まで寄附が可能です。

イ 親族（6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族）への寄附

ウ 当該公職の候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償

ただし、政治教育集会であっても以下の場合は禁止されています。

- ① 参加者に対して饗応接待が行われるようなもの
- ② 当該選挙区外において行われるもの
- ③ 当該選挙ごとに定める一定期間(2ページ(5)参照)内に行われるもの

※ 「禁止された寄附に該当する」が罰則の適用がないもの（公選法 249 条の 2③）

a 公職の候補者が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする祝儀の供与（金銭以外も可）。

b 公職の候補者が葬式（告別式を含む。）に自ら出席しその場においてする香典の供与（弔意を表すために供与する金銭を含む。）又は葬式の日（複数回行われる場合は、最初に行われる日）までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与。

ただし、金銭に限られ、供花や花輪あるいは線香を出すことは、罰則の対象となるものと解されます。

※ 選挙に関するものである場合又は通常一般の社交の程度を超える場合は、罰則の対象となります（公選法 249 条の 2）。

※ 政党・その他の政治団体又は当該候補者等の親族に対する場合を除き寄附を勧誘し、又は要求すること及び当該公職の候補者が行う政治教育集会への実費補償を除き、何人も公職の候補者に対して選挙区内への寄附の勧誘・要求をすることは禁止されています（公選法 199 条の 2③）。

(2) 公職の候補者を名義人とする寄附（公選法 199 条の 2②）

公職の候補者以外の者は、どのような理由であっても公職の候補者の選挙区内にある者に対して、「公職の候補者を名義人」として寄附をすることは禁止されています。

ただし、当該公職の候補者の親族に対してする場合や、当該公職の候補者の行う政治教育集会に関して必要やむを得ない実費の補償としてする場合は除かれます（一定期間(2ページ(5)参照)内に行われるものは不可）。

(3) 公職の候補者に係る後援団体への一定期間内の寄附

公職の候補者は、自身の後援団体に対し一定期間(2ページ(5)参照)内の寄附が禁止されます（公選法 199 条の 5 ③、④）。

ただし、他の公職の候補者の後援団体に対する寄附は、個別制限（年間 150 万円以内）の範囲内であれば可能です。また、自らの資金管理団体にする寄附は、総枠制限(年間 1,000 万円以内)の範囲内であればいつでも可能です。

4 後援団体がしてはいけない寄附（公選法 199 条の 5）

公職の候補者の後援団体は、次の場合を除き当該選挙区内にある者に対して寄附することは禁止されています。

① 政党、その他の政治団体又はその支部への寄附

② 当該公職の候補者への寄附

当該公職の候補者であっても、金銭等による寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます（規正法 21 条の 2）。

③ 後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附

当該後援団体の行事又は事業であっても、当該選挙の一定期間内（任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間等）は禁止されます。

また、花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類する寄附は常時禁止されています。

5 公職の候補者の関係会社等の禁止される寄附（公選法 199 条の 3）

公職の候補者が役職員や構成員である会社その他の法人又は団体（政治団体を含む。）は、公職の候補者の氏名を表示し、又は氏名が類推されるような方法で、当該選挙区内にある者（政党及びその他の政治団体又はその支部にする寄附を除く。）へ寄附することは、どのような理由であってもできません。

なお規正法は、会社、労働組合及びその他の団体が行う政党・政治資金団体以外への政治活動に関する寄附を禁止しています（規正法 21 条①）。

6 公職の候補者の氏名を冠した会社等の禁止される寄附（公選法 199 条の 4）

公職の候補者の氏名が表示又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、選挙区内にある者（政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者を除く。）に対して寄附することはできません。なお、上記とは別に、規正法 21 条の規定により、会社等は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

7 その他寄附に関する制限

(1) 政治団体の届出前の寄附の授受（規正法 8 条）

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動含む。）のために、いかなる名義であっても、寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

(2) 他人名義又は匿名の寄附の授受（規正法 22 条の 6）

規正法は、いかなる場合でも本人名義以外の名義や匿名による政治活動に関する寄附を禁止しています。

ただし、政党・政党支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会や集会の会場で受ける 1,000 円以下の匿名による寄附（カンパ）については、例外として認められます（規正法 22 条の 6 ②）。

なお、この規定に違反してされた寄附（金銭又は物品）の所有権は、国庫に帰属するため、速やかに国庫に納付しなければなりません（規正法 22 条の 6 ④）。

(3) 寄附のあっせんに係る威迫行為（規正法 22 条の 7）

ア 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんをする行為は禁止されています。

イ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金・工賃・下請代金その他性質上これらに類するものから控除による方法で、当該寄附を集めることは禁止されています。

(4) 公務員の地位利用による関与等（規正法 22 条の 9）

国又は地方公共団体の一般職の公務員等は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

(5) 出納責任者の届出前の寄附の授受等（公選法 184 条）

選挙時における出納責任者は、選任の届出がされた後でなければ、いかなる名義であっても選挙運動のための寄附を受けたり、支出したりすることはできません。

【参考】 規正法及び公選法における寄附の制限一覧

I 定 義

1 規正法での寄附（規正法 4 条③）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。

2 公選法での寄附（公選法 179 条②）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。

II 誰もが受けてはいけない寄附

- 1 量的制限等に違反する寄附の受領（規正法 22 条の 2）
- 2 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人からの寄附（規正法 22 条の 3⑥）
- 3 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社からの寄附（規正法 22 条の 4②）
- 4 外国人等からの寄附（規正法 22 条の 5）
- 5 他人名義又は匿名による寄附（規正法 22 条の 6③）
- 6 請負者等からの選挙に関しての寄附（公選法 200 条②）

III 誰もが求めてはいけない寄附

- 1 会社等に対する寄附の勧誘・要求（規正法 21 条③）
- 2 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人に対する寄附の勧誘・要求（規正法 22 条の 3⑤）
- 3 公務員に対する関与の要求（規正法 22 条の 9②）
- 4 候補者等に対する寄附の勧誘・要求（公選法 199 条の 2③）
- 5 候補者等を名義人とする寄附の勧誘・要求（公選法 199 条の 2④）
- 6 請負者等への選挙に関する寄附の勧誘・要求（公選法 200 条①）

IV してはいけない寄附

1 誰もがしてはいけない寄附

- (1) 公職の候補者への寄附（規正法 21 条の 2①）
公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等の寄附
（ただし、政党がする寄附を除く。）
- (2) 他人名義又は匿名による寄附（規正法 22 条の 6①）
- (3) 選挙運動に関する飲食物の提供（公選法 139 条）
- (4) 後援団体の集会、行事等における一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5②）

2 会社等の寄附制限

- (1) 会社、労働組合及びその他の団体（政治団体を除く。）の、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の者への寄附（規正法 21 条①）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人の寄附（規正法 22 条の 3 ①）
- (3) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社の寄附（規正法 22 条の 4 ①）

3 寄附の量的制限

- (1) 総枠制限を超える寄附（規正法 21 条の 3）
- (2) 個別制限を超える寄附（規正法 22 条）

4 請負者等の寄附の禁止

- (1) 国・地方公共団体と請負等の契約の当事者からの選挙に関する寄附（公選法 199 条①）
- (2) 国・地方公共団体から利子補給の対象である融資を受けている会社・法人からの選挙に関する寄附（公選法 199 条②）

5 公職の候補者等がしてはいけない寄附

- (1) 公職の候補者が選挙区内にある者に対してする寄附（公選法 199 条の 2 ①）
政党その他の政治団体又はその支部、親族、政治教育集会の実費補償を除き、選挙区内にある者への寄附は、いかなる名義であっても禁止
※ 政治教育集会であっても、饗応接待、選挙区外、一定期間内は禁止

<禁止されるが罰則の適用がないもの>

- ① 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀（公選法 249 条の 2 ③Ⅰ）
 - ② 葬式へ自ら出席した場合の香典又は葬式の日までの間に自ら弔問した場合の香典（公選法 249 条の 2 ③Ⅱ）
- (2) 公職の候補者以外の者が、選挙区内にある者に対してする公職の候補者名義の寄附（公選法 199 条の 2 ②）
 - (3) 公職の候補者の関係会社等が、公職の候補者の氏名を表示又は類推される方法でする寄附（公選法 199 条の 3）
 - (4) 公職の候補者の氏名等を冠した団体が、当該選挙に関してする寄附（公選法 199 条の 4）
 - (5) 公職の候補者が、自身の後援団体に対してする一定期間内の寄附（公選法 199 条の 5 ③）
 - (6) 公職の候補者が、社交の程度を超えてする寄附（公選法 249 条の 2 ②）

6 後援団体がしてはいけない寄附

後援団体が、当該選挙区内にある者に対し次に掲げた以外の寄附をすることは禁止されます（公選法 199 条の 5 ①）。

- (1) 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附
- (2) 当該団体が後援する公職の候補者に対してする寄附（選挙運動以外の「金銭等」の寄附は禁止される。）
- (3) 当該団体が設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するものを除く。）

ただし、一定期間内は禁止されます。

V その他の制限

- 1 政治団体の届出前の寄附又は支出の禁止（規正法 8 条）
- 2 他人名義又は匿名の寄附の授受の禁止（規正法 22 条の 6）
- 3 寄附のあっせんによる制限
 - (1) 何人も寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 7 ①）
 - (2) 寄附者の意思に反する賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法での寄附を集める行為の禁止（規正法 22 条の 7 ②）
- 4 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限（規正法 22 条の 9 ①）
- 5 何人も公務員に対して上記 4 の行為を要求してはならない（規正法 22 条の 9 ②）
- 6 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（公選法 184 条）

注) 「一定期間内」については、用語の説明（2 ページ）を参照してください。

VI 規 正 法 の 罰 則

1 寄附の制限に違反したときは、どのような罰則が適用されますか。

規正法は、諸規定が正しく履行されるように、それを担保する意味で罰則が規定されています。

したがって、規正法違反の罪を犯した者は、それぞれの罪状に応じて処罰されます。

また、処罰を受けた者は、さらに、一定期間、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止され、投票することも、立候補することもできません。停止期間は、犯した罪や刑罰の種類によって異なります。

主な罰則は次のようになっています。

1 規正法の寄附の制限に適用される罰則

禁 止 さ れ て い る 寄 附		規 正 法 関 係 条 文	罰 則	規 正 法 関 係 条 文
1	政治団体届出前の寄附の受領・支出	8	5年以下の禁錮 又は 100万円以下の罰金	23
2	会社・労組等の寄附制限	21①	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	26 I
3	会社等への制限を超える寄附の勧誘・要求	21③	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅱ
4	政治家の政治活動に関する寄附	21の2①	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
5	総枠制限を超える寄附	21の3①②③	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
6	個別制限を超える寄附	22①②	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅰ
7	会社等の寄附、公職の候補者への寄附、総枠・個別制限を超える寄附等の受領	22の2	1年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
8	補助金等交付団体の寄附	22の3①②	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	26の2 I
9	補助金等交付団体の寄附の勧誘・要求	22の3⑤	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅱ
10	補助金等交付団体の寄附の受領	22の3⑥	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
11	外国人・外国法人等からの寄附の受領	22の5①	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
12	匿名の寄附	22の6①	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅳ
13	匿名の寄附の受領	22の6③	3年以下の禁錮 又は 50万円以下の罰金	Ⅲ
14	赤字会社からの寄附	22の4①	50万円以下の罰金	26の3 I
15	赤字会社からの寄附の受領	22の4②	50万円以下の罰金	Ⅱ
16	業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法での寄附のあっせん行為	22の7①	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	26の4 I
17	寄附等への公務員の関与等	22の9①	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	Ⅲ
18	寄附等への公務員の関与等の請求	22の9②	6ヵ月以下の禁錮 又は 30万円以下の罰金	Ⅳ
19	寄附者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他から控除による方法での寄附のあっせんをした者	22の7②	20万円以下の罰金	26の5
注 1： 上記の「14～15」及び「19」以外の罪を犯した者には、情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科されることがあります（規正法27条①）。 2： 上記の「1～19」又は注1の罪で罰金刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から5年間選挙権及び被選挙権が停止されますし、禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判の確定の日から刑の確定執行が終わるまでの間及びその後5年間は選挙権及び被選挙権が停止されます（規正法28条）。				

2 公選法の寄附の制限に適用される罰則

禁 止 さ れ て い る 寄 附		公 選 法 関 係 条 文	罰 則	公 選 法 関 係 条 文
1	飲食物の提供禁止	139	2年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	243① I
2	出納責任者の届出前の寄附の受領・支出	184	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	246① I
3	請負者等の寄附	199①	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	248①
4	会社等の特定の寄附	199	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	Ⅱ②
5	特定の者に対する寄附の勧誘・要求等	200①②	3年以下の禁錮 又は50万円以下の罰金	249
6	公職の候補者等の当該選挙に関する寄附	199の2①	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2①
7	公職の候補者等の社交の程度を超える寄附	Ⅱ	1年以下の禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2①②
8	公職の候補者等の選挙に関しないもので、かつ、社交の程度を超えない禁止される寄附	Ⅱ	50万円以下の罰金	249の2③
9	公職の候補者等を名義人とする寄附	199の2②	50万円以下の罰金	249の2④
10	公職の候補者等を威迫した寄附の勧誘・要求	199の2③	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑤
11	公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的の寄附の勧誘・要求	199の2③	3年以下の懲役若しくは禁錮 又は50万円以下の罰金	249の2⑥
12	公職の候補者等以外の者を威迫した政治家名義の寄附の勧誘・要求	199の2④	1年以下の懲役若しくは禁錮 又は30万円以下の罰金	249の2⑦
13	公職の候補者等の関係会社等の選挙に関する寄附	199の3	50万円以下の罰金	249の3
14	公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附	199の4	50万円以下の罰金	249の4
15	後援団体の寄附	199の5①	50万円以下の罰金	249の5①
16	後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与をしたもの	199の5②	50万円以下の罰金	249の5②
17	法人・団体等が後援団体の集会等における饗応接待又は金銭若しくは物品等の供与	199の5②	50万円以下の罰金	249の5③
18	公職の候補者等の後援団体への一定期間内の寄附	199の5③	50万円以下の罰金	249の5④
注 1：上記の「2～7」及び「10～12」の罪を犯した者には、情状により、懲役又は禁錮及び罰金を併科される場合があります（公選法 250条①）。 2：重大な過失により上記「2～9」の罪を犯した者も、処罰されることがあります（公選法 250条②）。				

2 寄附の制限以外にも罰則がありますか。

規正法において寄附の制限に違反した罰則以外にも、次のような行為について罰則を規定しています。

その主な内容は次のとおりです。

罰 則		該 当 条 文
24 条	I 3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	9条、18条③、19条の4に違反して、会計帳簿を備えず・未記載・虚偽記入をした者
	Ⅱ Ⅱ	10条に違反して、明細書の未提出・未記載・虚偽記入をした者
	Ⅲ Ⅱ	11条に違反して、領収書の未徴取・未送付・虚偽記入をした者
	Ⅳ Ⅱ	16条①(19条の11②の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に違反して、会計帳簿等の保存をしない者
	V Ⅱ	16条①(19条の11②の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿等に虚偽記入をした者

24 条	VI	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	15 条の規定による事務の引継をしない者
	VII	〃	31 条の規定により求められた説明の拒否、虚偽説明、又は収支報告書等の訂正命令に違反した者
25 条①	I	5 年以下の禁錮又は 100 万円以下の罰金	12 条、17 条に違反して、収支報告書等を提出しなかった者
	I の 2	〃	19 条の 14 に違反して、政治資金監査報告書を提出しなかった者
	II	〃	12 条、17 条、18 条④、19 条の 5 に違反して、収支報告書等への記載すべき事項を記載しなかった者
	III	〃	12 条①、17 条①の収支報告書等に虚偽の記入をした者
25 条②		50 万円以下の罰金	25 条①において、政治団体の代表者が、会計責任者の選任等について相当の注意を怠ったとき（17 条を除く。）
26 条の 2	V	3 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 6①に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いをした者
	VI	〃	22 条の 8④で準用する 22 条の 6③に違反して匿名で政治資金パーティーの対価の支払いを受けた者
26 条の 3	III	50 万円以下の罰金	22 条の 8①に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いを受けた者
	IV	〃	22 条の 8②に違反して、政治資金パーティーの告知をしなかった者
	V	〃	22 条の 8③に違反して、パーティーの対価の支払いの限度額を超えて支払いをした者
26 条の 4	II	6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 7①に違反して、政治資金パーティー対価の支払いのあっせんをした者
	III	〃	22 条の 9①に違反して、政治資金パーティーの対価の支払い等に関与した公務員
	IV	〃	22 条の 9②に違反して、公務員等に対し政治資金パーティーの対価の支払い等の関与を求めた者
26 条の 5	II	20 万円以下の罰金	22 条の 8④で準用する 22 条の 7②に違反して、パーティー対価の支払いをしようとする者の意思に反して、その者の賃金等から控除する方法により集めた者
26 条の 6		30 万円以下の罰金	19 条の 13③の政治資金監査報告書に虚偽記載をした者
26 条の 7		1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	19 条の 28 又は 19 条の 32⑦に違反して、秘密を漏らした者
27 条①		禁錮及び罰金の併科	23 条、24 条、25 条①、26 条、26 条の 2、26 条の 4
27 条②		重大な過失による処罰（情状酌量）	24 条、25 条①

- ※ 1 23 条から 26 条の 5 まで及び 27 条②の罰金刑は、裁判確定日から 5 年間……公民権は停止される（28 条①）
- 2 23 条、24 条、25 条①、26 条、26 条の 2、26 条の 4 及び 27 条②の禁錮刑は、裁判確定日から、①刑の執行を終わるまでの間・刑の時効を除き刑の執行免除を受けるまでの間及びその後 5 年間、又は②刑の執行を受けることがなくなるまでの間……公民権は停止される（28 条②）

VII 政治活動の規制

1 政治活動と選挙運動はどのように違いますか。

政治活動とは、一般的抽象的には「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指していると言えます。

公選法では、この政治活動の概念から「選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動とし、選挙の期間中の特定の団体(政治活動を行う団体)の政治活動の方法について、一定の制限を設けています。

また、選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。」(昭 52. 2. 24 最高裁判決)と解され、政治活動とは観念的に区別しています。

なお、公選法では主として選挙運動について規制していますが、通常行われる政治活動についても規制している部分があります。

2 日常の政治活動に何か規制がありますか。

政治活動を行うことは、憲法で保障された権利であり、本来自由なもので何ら規制されるものではありません。しかし、政治活動の名目でも選挙の事前運動とみなされる場合は公選法によって禁止されています。

なお、選挙が行われていないときであっても次の政治活動については、一定の制限を受けます。

1 文書図画の掲示に関する規制(公選法 143 条⑯)

公職の候補者(現職、候補者、立候補予定者)の氏名や氏名類推事項(写真、似顔絵等)及び後援団体(公選法 199 条の 5 に該当する団体)の名称を記載した政治活動のために使用される文書図画については、次のものを除き掲示できませんので、注意を要します。

(1) 立札・看板の類（のぼりを含む。）

- ア 掲 示 場 所 政治活動を行う事務所（公職の候補者及び後援団体の事務所・連絡所）
- イ 枚 数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所2枚が限度（発行枚数は、オの表参照）
- ウ 看板の規格 縦 150 cm × 横 40 cm以内（「足」の部分を含みます。）
- エ 証票の貼付 選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものだけに限り掲示できます。

※ 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所で掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに付けはできません。

オ 選挙の種類別の証票枚数

選挙の種類	証 票 発 行 限 度 枚 数		証 票 交 付 申 請 先
	候 補 者 等	後 援 団 体	
衆議院議員（比例代表）	38 枚 〔1小選挙区で 10枚以内〕	57 枚 〔1小選挙区で 15枚以内〕	中 央 選 管 （総務省）
衆議院議員（小選挙区）	10 枚	15 枚	都 選 管
参議院議員（比例代表）	全国で 100 枚 都内で 40 枚以内	全国で 150 枚 都内で 60 枚以内	中 央 選 管 （総務省）
参議院議員（選挙区）	40 枚	60 枚	都 選 管
都知事	40 枚	60 枚	都 選 管
都議会議員	6 枚	6 枚	都 選 管
政令市長	10 枚	10 枚	市 選 管
政令市議会議員	6 枚	6 枚	市 選 管
区市長・区市議会議員 （政令市を除く。）	6 枚	6 枚	区 市 選 管
町村長・町村議会議員	4 枚	4 枚	町 村 選 管

(2) ポスターの掲示

公職の候補者又は後援団体が使用する政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター（裏打ちポスター）、事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスター及び選挙運動にわたるポスターの掲示は禁止されています。

また、それ以外の政治活動用ポスター、例えば演説会の開催告知ポスター等は掲示できますが、そのポスターには必ず、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法

人は名称)及び住所(法人は所在地)を記載しなければなりません(公選法 143 条⑱)。

ただし、このポスターは、選挙前の一定期間(注の期間)は掲示が禁止されます。

なお、この規制を受ける政治活動用ポスターは、公職の候補者又は後援団体が使用するものに限られますので、後援団体となっていない「その他の政治団体」又は「政党、政党の支部」の政治活動に用いられるポスターは、一般的には、演説会等の「弁士」として掲載されている公職の候補者が選挙に立候補した場合(掲示できなくなります。)を除き、一定期間内であっても規制の対象とはなりません。

(注)：一定期間(選挙によって期間が異なります。)

- | | | |
|-------------|----|--------------------------------------|
| ① 衆議院議員総選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで |
| ② 参議院議員通常選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から選挙の期日まで |
| ③ 地方公共団体の選挙 | …… | 任期満了の日の6か月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで |

(3) 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り、規格及び枚数に制限はありません。

2 その他の規制

(1) 解散電報の禁止(公選法 142 条⑬)

衆議院の解散に関し、公職の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を表示して、郵便又は電報により、選挙人にあいさつする行為は禁止されています。

(2) あいさつ状の禁止(公選法 147 条の2)

公職の候補者は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)を出すことは禁止されています。

(3) 挨拶を目的とする有料広告の禁止（公選法 152 条①）

公職の候補者及び後援団体は、当該選挙区にある者に対し、主として挨拶（時候の挨拶、慶弔、激励、感謝及びその他これらに類する挨拶など）を目的とする有料広告を、新聞、雑誌、ビラ、パンフレット及びインターネット等に掲載したり、テレビ、ラジオ等で放送したりすることは禁止されています。

また、何人もこれらの行為を求めることも禁止されています（公選法 152 条②）。

3 事前運動とはどのようなことをいいますか。

公選法は、選挙運動を選挙期日の公示日前又は告示日前に行うことを禁止しており（公選法 129 条）、形式上は合法的な文書図画であっても、実体において選挙運動と認められるものは事前運動となり禁止されます。

特に、選挙前に行う「後援団体の政治活動」については注意が必要です。例えば、後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載する、氏名を大書きする、写真や経歴を掲げ「〇〇を・・・大成させていただきたい。」等の記載をする、後援会事務所の所在や連絡先のない後援会の加入勧誘の文書の頒布、総会及び講演会等の日時や開催場所を記載しないもの、開催場所の借り上げや使用許可のない講演会の開催案内等については、選挙運動性があるとみなされるおそれがあります。

1 選挙運動にあたるおそれのある文言

「あなたの一票を〇〇党の候補者へ」、「〇〇〇〇君を国会へ送る会」、「〇〇党公認」、「立候補予定者」など

2 選挙運動とみなされないもの

- ① 立候補の準備行為 …… 政党の公認を求める行為、立候補のための瀬踏み行為、名簿作成、候補者選考会・推薦会の開催、立候補のために供託金を供託することなど
- ② 選挙運動の準備 …… 選挙運動費用の調達、選挙事務所借入の内交渉、選挙運動員・労務者の内交渉、ポスター・看板等の作成など
- ③ 政治活動 …… 党勢拡大、政策の普及・宣伝など
- ④ 後援会活動 …… 会員募集など選挙運動にわたらない政治活動
- ⑤ 社交行為 …… 通常の一般の範囲（寄附には一定の制限あり）

4 選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。

政治活動は、選挙期間中であっても原則的には自由なものです。しかし、公選法では、選挙の自由公正を確保するために必要やむを得ず「政党その他の政治活動を行う団体（政治団体に限りません。）」の特定の政治活動を、選挙運動規制の補完として規制しています。

なお、団体とみなされない純粋個人が行う政治活動（文書図画の掲示を除く。）は、選挙運動とみられない限りいかなる時期であっても規制の対象とされません。ただし、個人の政治活動であっても、選挙期間中に当該選挙の候補者の氏名、氏名類推事項を表示した文書図画を頒布、掲示すると禁止された選挙運動にあたるおそれがあります。

1 選挙期間中に規制される政治活動（公選法 201 条の 5～13）

政党その他の政治活動を行う団体が、選挙期間中に行う政治活動は、その態様あるいは効果の点で選挙運動と紛らわしい次に掲げるものが規制を受けます。

	政治活動の規制される選挙	政治活動の規制を受けない選挙
選挙の種類	・衆議院議員選挙 ・参議院議員選挙 ・都道府県議会議員選挙 ・指定都市議会議員選挙 ・知事選挙 ・市長（特別区の区長を含む）選挙	・指定都市以外の市議会（特別区の区議会を含む）議員選挙 ・町村議会議員選挙 ・町村長選挙
規制される政治活動の方法	① 政談演説会の開催 ② 街頭政談演説の開催 ③ 政治活動用自動車（船舶）の使用 ④ 拡声機の使用 ⑤ ポスターの掲示 ⑥ 立札・看板の類の掲示 ⑦ ビラ類の頒布 ⑧ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示	①～⑧の規制は受けない
選挙の種類を問わず禁止される方法	⑨ 連呼行為 ⑩ 公共の建物における文書図画の頒布 ⑪ 掲示・頒布する文書図画への候補者の氏名・氏名類推事項の記載（新聞・雑誌・インターネット等を除く）	

- 注) 1 ①～⑩は、確認団体に限り一定の条件の下で行うことができますが、⑪は確認団体であっても行えません。
- 2 ⑨～⑪は、「政治活動の規制を受けない選挙」であっても行えません。
- 3 衆議院議員選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等については、選挙運動として一定の活動が行えます。
- 4 ③の船舶の規制は、衆議院議員選挙に限られます。
- 5 ⑪のうち、インターネット等を利用する方法により頒布する文書図画については、選挙運動のため、又は挨拶目的のため、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示したインターネット広告を、有料で、掲載することが禁止されています。ただし、政党等については、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、有料バナー広告を掲載することが認められています（公選法 142 条の 6、152 条）

2 政治活動規制の時間的場所的範囲

規制を受ける時間的範囲は、選挙運動の期間中（選挙の公示日又は告示日から選挙の前日）及び選挙の当日に限られます。

規制の場所的範囲は、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙は全国を通じて規制を受けませんが、その他の選挙については、当該選挙の行われる区域に限られます。

なお、投票が行われない場合（候補者の数が選挙すべき定数を超えず、投票手続きを省略し、その候補者をそのまま当選人とする無投票当選の場合）は、立候補の届出を締切り（公示日又は告示日の午後 5 時）、選挙長が「投票を行わない旨の告示」をした後は、当該選挙の選挙運動が行われないため、同時期に同区域で他の選挙が行われていない限り、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動は、選挙期間中の規制を受けなくなります。

3 確認団体制度

参議院議員選挙、都道府県議会議員選挙、指定都市議会議員選挙、知事選挙又は市長（特別区の区長を含む）選挙の行われる区域においては、当該選挙の選挙運動期間（公示日又は告示日から選挙の前日までの間）、一定の要件を備える政治団体が当該選挙を管理する選挙管理委員会等に届出をし、その確認を受けることによって、前頁の表中①から⑩までの政治活動を、一定の範囲内で行うことができるようになります。この選挙運動期間中も政治活動を行うことができる政治団体を「確認団体」と言います。

確認団体は、選挙運動期間中一定の範囲内で自らの政治活動を行えるほか、一定の範囲内で支援する候補者の選挙運動に及ぶ活動をも行えます。

ただし、当該選挙を管理する選挙管理委員会等から確認を受けていない政治団体は、政党も含めて当該選挙の期間中、上記の政治活動が行えません。

Ⅷ 政治資金と税

(税に関するお問合せは、最寄りの税務署までお願いします。)

政治団体は、政党等を除き、法律上は「人格なき社団」として取り扱われます。政党は、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」により法人格を取得できます。

1 政治団体に対する税金の扱いはどうになりますか。

1 寄附収入に対する課税

(1) 法人税

人格なき社団は、法人税法上、法人とみなされ法人税法の適用をうけますが(法人税法3条)、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないとされています(法人税法6条)。また、法人格を有する政党等についても、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課せられないこととされており(法人税法6条、法人格付与法13条①)、政治団体の寄附収入には法人税は課税されません。

(2) 贈与税

相続税法では、人格なき社団は個人とみなして相続税法を適用するとされていますが(相続税法66条)、法人からの寄附収入は贈与税の対象とされません(相続税法21条の3①Ⅰ)し、個人からの寄附収入は贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものは非課税措置がとられており(相続税法21条の3①Ⅲ)、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとされています。

法人格のある政党等も、法人は贈与税の納税義務者となっていない(相続税法1条の4)ことから贈与税は課税されません。

2 事業収入に対する課税

(1) 法人税

政治団体等が行う収益事業の所得は法人税の対象となります。「収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう」(法人税法2条⑬)とされ、これに該当する事業を政治団体が行っていれば課税されることになります。例えば、通常行われているパーティー事業は収益事業に該当しないと解されています。出版事業(機関紙誌等の発行事業)も「特定

の資格を有する者を会員とする法人が、その会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うもの」(法人税法施行令5条①Ⅻ)に該当するものであれば課税されません。

(2) 消費税

消費税については、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税され(消費税法4条①)、法人格を有する政党等のほか、人格なき社团は法人とみなされることから(消費税法2条①Ⅶ、3条)、政治団体もこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税されます。

3 政治団体に対する税金の扱い

政治団体はその収入の多くを寄附による収入と事業による収入に依存しており、これらの収入については多くの場合課税されません。しかし、政治団体がその収入を政治活動以外のために消費するような場合には、当然課税対象になりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員に配分するなどした場合には、その受益者において課税されることになります。

<まとめ> 政治団体に対する課税

- ・ 寄附収入 → 法人税及び贈与税は課税されない。
- ・ 事業収入 → 収益事業による収益は法人税が課税される。
ただし、政治団体が行う出版事業、パーティー開催事業等は収益事業とみなされない限り、法人税は課税されない。
購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合は、消費税が課税される。

2 公職の候補者が受けた寄附は課税されますか。

公職の候補者個人が政治活動に関して受けた政治資金(寄附)は雑所得となり、他の所得と合算して課税対象になります。政治資金に係る雑所得計算では、政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、雑所得として課税の対象となります。

ただし、政治活動に要した費用の方が、政治資金として受けた収入より多い場合でも(赤字分)、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

(政治資金に係る収入) - (政治活動の費用) = 雑所得

※ 雑所得として他の所得と合算して課税対象とされる。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法 189条に基づき収支報告されているものについては非課税とされ、課税されません（所得税法 9 条①XIX、相続税法21条の3①VI）。

3 会社が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか。

法人が政党、政党支部及び政治資金団体に対し、政治活動に関する寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となります（法人税法 37 条）。

< 損金算入限度額 >

$$\text{※} \left[(\text{資本金等の額}) \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

法人税法に関するお問合せは、最寄りの税務署までお願いします。

4 個人が政治献金したときに課税上の優遇措置が受けられると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

個人からの寄附については、個人献金を奨励する目的から、一定の要件のもとに税の優遇措置を設けています。

その方法は、寄附を受けた政治団体が寄附者の氏名及び寄附金額等を収支報告書に明記し、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成の上、東京都選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けます。政治団体はこれを寄附者に交付し、寄附者が税務署へ確定申告することになります。

したがって、「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付する政治団体は、確定申告の期間に間に合うようなるべく早めに収支報告書を提出することが望ましいです。

個人献金に対する優遇措置の内容は、次のとおりです。

1 優遇措置の要件

個人が政治団体に対して寄附をした場合に、必ずしも課税上の優遇措置が受けられるわけではなく、以下のアからエの要件のすべてを満たすことが必要です（租税特別措置法 41 条の 18）。

ア 個人からの寄附であること

優遇措置が受けられるのは「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定めている党費・会費や政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてされるもの」は対象になりません。

イ 適格団体（優遇措置の対象となる団体）に対する寄附であること

適格団体とは、次の団体をいいます。

- ① 政党及び政党支部
- ② 政治資金団体
- ③ 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体（国会議員氏名届を提出している政治団体）
- ④ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出している団体）
- ⑤ 特定の公職の候補者（衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、政令指定都市の長、政令指定都市の議会の議員）を支援することを本来の目的とする政治団体

ただし、「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない政治団体は、寄附金控除の対象になりません。現職であつても届出のない場合は、対象になりませんので必ず届出をしてください。

※ 適格団体以外にも、特定の公職の候補者に対する「選挙運動に関してされた寄附」にも税の優遇措置が適用されます。

ウ 優遇措置の対象となる期間

a 特定の公職の候補者の後援団体

特定の公職の候補者の後援団体は、推薦をしている公職の候補者が現職あるいは選挙に立候補していることが要件となります。

- ① 公職の候補者が立候補したとき、立候補した年（12 月 31 日まで）とその前年に限られます。
- ② 現職が立候補しなかったとき、その議員の任期の期間までとなります。

b 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体

国会議員氏名届を提出している政治団体（政策研究団体等）は、届けられ

ている国会議員すべてが現職でなくなったときは、現職でなくなった日から優遇措置を受けられません。

エ 収支報告書に寄附者が記載されていること

優遇措置を受けるためには、寄附を受けた政治団体が収支報告書に寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額（５万円以下でも記入）及び寄附年月日を記載していることが必要です。

オ その他

次の場合には、税の優遇措置を受けられません。

- ① 規正法に違反する寄附
- ② 立候補予定者に関わる政治団体に寄附をしたが、立候補予定者が立候補しなかったとき
- ③ 公職の候補者本人が自己の資金管理団体や後援会に対して寄附をしたとき
- ④ 公職の候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるとき

2 「寄附金（税額）控除のための書類」の交付

寄附を受けた適格団体は、収支報告書に寄附者の氏名等を記載するとともに、収支報告書を提出する際に「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者ごとに作成したものを添付し、総務大臣又は東京都選挙管理委員会の確認印を受け、これを寄附者に交付します。

寄附者は、交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ確定申告の際に添付し、税の軽減を受けることになります。

なお、確定申告の期限（３月 15 日）までに収支報告書が提出できないとき、あるいは「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が遅れていて期限までに間に合わないときは、政治団体が発行した「寄附金の領収書（写し）」を添付して申告し、後日、確認印が押された「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けた後に税務署へ提出することになります。

※ 全国団体は、「寄附金（税額）控除のための書類」を東京都選挙管理委員会で受け付けた後に、総務省で確認の上交付しますので、処理状況については総務省までお問い合わせください。

3 寄附金控除の額（租税特別措置法 41 条の 18②）

政治団体に寄附をした者の寄附金控除は、所得控除により計算します。

なお、政党、政治資金団体に対する寄附に限り、所得控除と税額控除のいずれかを選択することができます。

詳細は最寄りの税務署までお問い合わせください。

ア 所得控除の額 = (①又は②のいずれか少ない方の金額) - (2 千円)

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

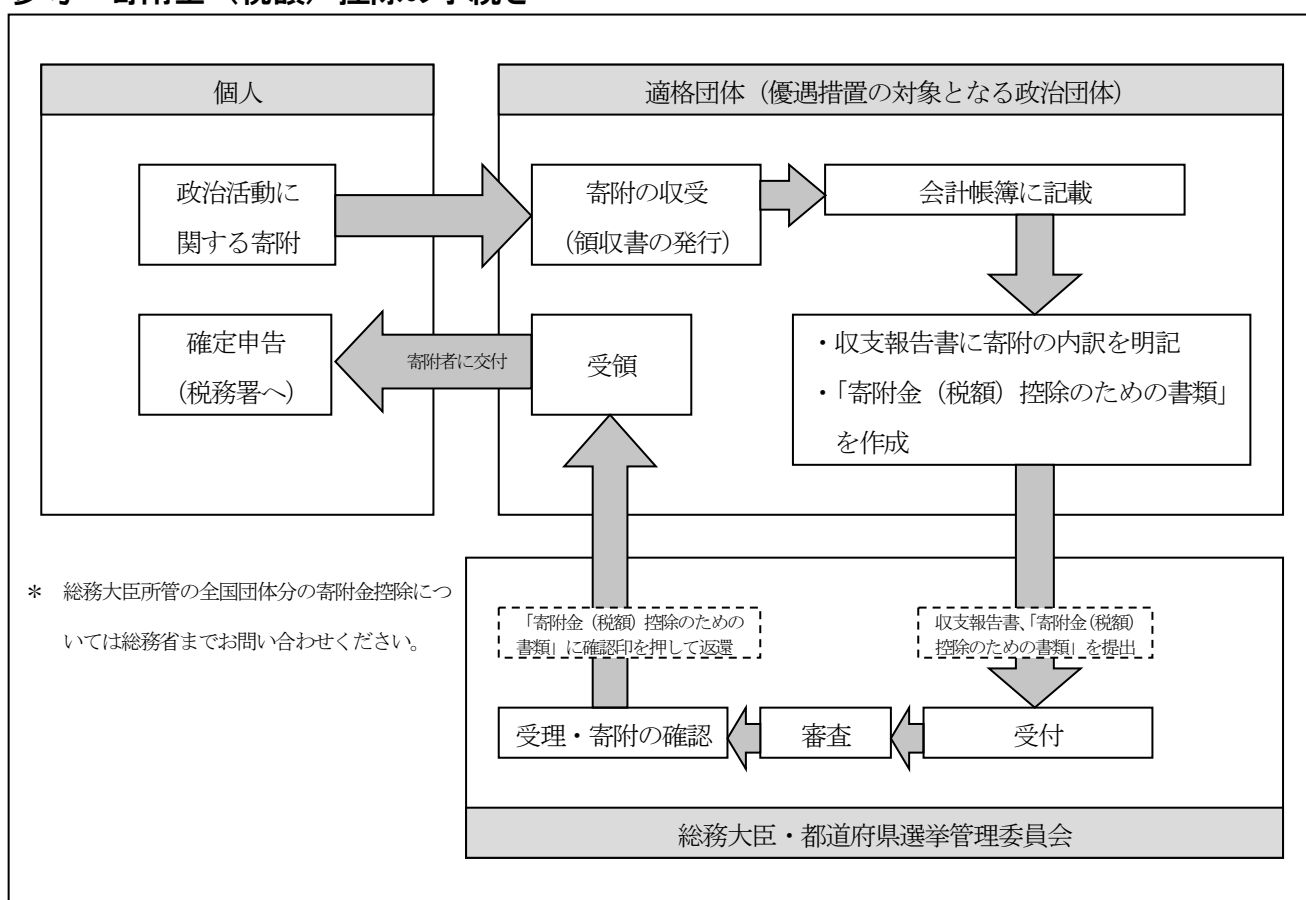
② その年の総所得金額等の 40%相当額

イ 税額控除の額 = {(その年の政党等に対する寄附金の合計額) - (2 千円)} × 30 %
(その年分の所得税額の 25%相当額を限度とします。)

※ **特定寄附金**とは、国や地方公共団体に対する寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることとされています（租税特別措置法 41 条の 18）。

注意：寄附金控除の控除率や基礎控除額は、毎年のように改正されています。対象年により控除額が変動することがありますので、最終的な確認は最寄りの税務署までお願いいたします。

参考 寄附金（税額）控除の手続き



Ⅸ 政治団体の会計処理

規正法では、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係るすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載しなければならないと規定しています（規正法 9 条①）。

1 会計帳簿の備付及び記載義務

政治団体の会計責任者は、団体の収入、支出及び金銭等の運用に関する事項について記載する帳簿を備え、それらに当該団体のすべての収入及び支出等について記載し、管理することになっています。

また、規正法では、代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、7 日以内に明細書を会計責任者に提出しなければならない（規正法 10 条①）としており、政治団体から直接支出されたものでなくとも、会計帳簿や収支報告書の記載上、その政治団体の支出として取り扱われます。

政治団体の収支については、すべてこれを公表し、国民の批判に委ねようとする規正法の趣旨（規正法 1 条）から、支出を受けた者は、当該支出を受けた金銭等を自らの責任と判断で処理しうる立場にある者であることを要するので、単に当該政治団体の手足としての事務職員に交付したことをもって支出したということとはできないとされています。

これらのことから、当該団体の内部組織の「青年部」「女性部」等名称のいかんを問わず、政治団体として届出のない組織（当該団体の内部支部など）が支出したものについては、具体的に責任のある者が支出するか、当該内部組織が使用した具体的内容によって、帳簿に記載します。

(1) 会計帳簿

会計帳簿の種類は、「収入簿」、「支出簿」及び「運用簿」の三種類（規正規則 6 条）で、この様式及び記載要領を参考に各政治団体の会計責任者が作成、管理します。様式及び記載の方法については、100 ページ「3 収入簿・支出簿・運用簿の様式」（13 号様式）、104 ページ「4 収入簿・支出簿・運用簿の記載要領」を参照してください。

(2) 政治資金に係る金銭等の運用

政治団体が「その有する金銭等（現金及び有価証券）」を運用する場合や公職の候補者が政党から受けた「政治活動に関する寄附その他の政治資金

に係る金銭等（自己資産や政治活動以外の活動による収入を除く。）」を運用する場合、①金融機関への預金又は貯金、②国債証券等、③金銭信託で元本補てん契約のあるもの以外は禁止されています（規正法 8 条の 3）。

(3) 会計帳簿及び領収書の保存

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、収支報告書の要旨が公表された日から 3 年間保存しなければなりません（規正法 16 条①）。

(4) 政治団体が支出できないもの

ア 公職の候補者の選挙運動費用

公職の候補者の選挙運動に関するものは、公選法に基づく「選挙運動費用収支報告書」へ記載されるものをいいます。

この選挙運動費用収支報告書は、公職の候補者（又は出納責任者）が当該選挙を管理した選挙管理委員会に対し、選挙後 15 日以内に提出するものです。

したがって、選挙運動費用収支報告書に記載した経費は、政治団体の会計とは別になりますので、ご注意ください。

政治団体が計上するのは当該団体の政治活動に関する収入及び支出に限られます。

ただし、当該団体が選挙期間中、確認団体（89 ページ参照）となった場合に、当該選挙に関し政治活動として支出したものは選挙関係費として計上することになっています。

※ 選挙関係費としての支出

一般的には、確認団体となった団体以外の政治団体は、政治活動を行う団体ですので、政治団体自身が選挙運動をし、その経費を計上することはありえないと考えられます。したがって、「陣中見舞」・「公認料」・「推薦料」等の名目での金銭等又は物品等の寄附（「利益の供与＝無償提供といえます。」を含む。）として公職の候補者自身（又は出納責任者）へ供与した場合に限られます。

イ 供託金

公職の候補者が提出する供託金は、公職の候補者が供託すべきものであるため、通常、政治団体が支出することはありません。

ただし、国政選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等が供託する供託金を除きます。

2 政治団体の収支報告書

規正法は、政治団体の会計責任者に、毎年当該政治団体の収入・支出等を記載した報告書（収支報告書）を作成し、提出することを義務付けています（規正法 12 条①）。

また、政治団体を解散するときは、解散の日までの収支報告書を、会計責任者及び代表者の連名で提出する必要があります。

収支報告書の記載等詳細については、109～140 ページ「X 収支報告書の提出と記載例」を参照してください。

(1) 収支報告書の様式及び記載例

収支報告書には、資金管理団体及び国会議員関係政治団体は人件費を除く支出について、それ以外の政治団体（政党支部を含む。）は政治活動費の支出について、各項目別に内訳を人件費を除く経常経費は（その 14）に、政治活動費は（その 15）にそれぞれ記載して報告することになっています（125～130 ページ参照）。

(2) 収支報告書に添付する領収書等の写し

政治団体は政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、また、「資金管理団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「5 万円以上」の支出について、さらに、「国会議員関係政治団体」は経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費の支出のうち「1 万円超」の支出について、明細を記載し、その明細についての領収書等の写し（複写機により A 4 用紙に複写）を添付することになっています。

なお、領収書を受けること等ができない支出（自販機で購入した場合、振込の方法による支出、無償提供による支出など）は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）に記載します。

また、金融機関の振込などの明細書（受領書）を領収書に代えて収支報告書に添付する際には、併せて

① 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（15 号様式）

② 「振込明細書に係る支出目的書」（16 号様式）

のいずれかの書面を提出するか、会計責任者が余白に支出の目的を記載することが必要です。

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて、払込取扱票等を用いて支払ったときに金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）に、支出の目的が記載されていない場合には、払込金受領証の写しに併せて、以下の書面の提出が必要になります。

① 金融機関において支払った場合

金融機関が発行した払込金受領証は、振込明細書に該当するので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(15号様式)を添付するか、「振込明細書に係る支出目的書」(16号様式)の添付又は会計責任者が余白に支出の目的を記載することが必要です。

② コンビニエンスストアで支払った場合

コンビニエンスストアが発行した払込金受領証は、振込明細書に該当しないので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(15号様式)を添付します。

収支報告書の様式は、東京都選挙管理委員会のホームページ(「政治団体/政治資金」→「政治資金規正法関係様式集」)に掲載しています。

(3) 収支報告書の提出期限

政治団体の会計責任者は、解散する場合を除き、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年(1月1日から12月31日まで)における収入、支出その他の事項を記載した報告書を、その翌日からの3月以内(3月31日(※1)まで)に東京都選挙管理委員会(全国団体は、東京都選挙管理委員会を経由して総務大臣)へ提出することが義務付けられています(規正法12条①)。

※1 国会議員関係政治団体は5月31日(規正法19条の10)

この間に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる場合には4月30日(※2)までとなります。また、提出期限の末日が土曜日又は日曜日の場合には月曜日が提出期限となります。

※2 国会議員関係政治団体は6月30日(規正法19条の10)

ア 収支報告書は、1年間、当該政治団体に収入及び支出がない場合でも次の様式を提出する必要があります。

①表紙(その1)、②収支の状況(その2)、③資産等の総括表(その17)及び④宣誓書(その20)

イ 政治団体が収支報告書を提出期限までに提出をせず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない場合には、規正法8条の適用については、提出期限の翌日から、その団体は政治団体として届出のない団体とみなされます(規正法17条②)(37ページ参照)。

したがって、その日以後当該団体は「政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」ことになります(規正法8条)。

3 収入簿・支出簿・運用簿の様式

第 13 号様式（規正規則第 6 条関係）

I 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 …… 合 計			
2 の 1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 …… 小 計 合 計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々 2 何 々 …… 小 計 (合 計)			
2 の 2 政党匿名寄附	1 何 々 2 何 々 …… 合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何 々 2 何 々 …… 小 計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何 々			
ア 個人からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 ……			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 ……			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 …… 計			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
〔政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳〕				
ア 個人によるもの	① 何 々 ② 何 々 …			
イ 法人その他の団体によるもの	① 何 々 ② 何 々 …			
ウ 政治団体によるもの	① 何 々 ② 何 々 … (内訳の計)			
(3) その他の事業	(2) 何 々 (内訳の計)			
	1 何 々 2 何 々 … 小 計 合 計			
4 借入金	1 何 々 2 何 々 … 合 計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何 々 2 何 々 … 合 計			
6 その他の収入	1 何 々 2 何 々 … 合 計			
収 入 の 総 額				

Ⅱ 支 出 簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
(2) 光熱水費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
(4) 事務所費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
	合 総 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
(2) 選挙関係費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	合 計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1 何 々				
ア 機関紙誌の発行事業費	2 何 々				
					
	小 計				
イ 宣伝事業費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	小 計				
	合 計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	小 計				
エ その他の事業費	1 何 々				
	2 何 々				
					
	小 計				
	合 計				

支 出 の 目 的		金 額	年月日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
(4) 調査研究費	1 何 々 2 何 々 合 計				
(5) 寄附・交付金	1 何 々 2 何 々 合 計				
(6) その他の経費	1 何 々 2 何 々 合 計 総 計				
支 出 の 総 額					

Ⅲ 運 用 簿

運 用 の 目 的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備 考
項 目	摘 要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等にかかる金銭等の金額 (b)	収入金額 (a) - (b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何 々 2 何 々							
2 国債証券等	1 何 々 2 何 々							
3 金銭信託	1 何 々 2 何 々							

4 収入簿・支出簿・運用簿の記載要領

I 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載してください。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいいます。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載します。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載します。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下（7）を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下（6）において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書きに規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載します。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載します。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めません。

ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載します。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載します。

イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載します。

ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載します。
- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載します。

- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載します。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載します。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載します。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載します。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載します。

- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。

- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。

- (ロ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつてをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつてをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつてに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつて者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載します。

- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載します。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載します。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

Ⅱ 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載してください。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載します。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「⊗甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載します。
- ア 人 件 費** 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光 熱 水 費** 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費** 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費** 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載します。
- ア 組織活動費** 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費** 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費**
- (7) **機関紙誌の発行事業費** 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (4) **宣伝事業費** 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (9) **政治資金パーティー開催事業費** 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう
- (1) **その他の事業費** 上記の(7)、(4)及び(9)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費** 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入

費、翻訳代の類をいう。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。

カ その他の経費 その他の上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(7) 支出簿は、毎年 12 月 31 日（解散などの場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

Ⅲ 運 用 簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載します。

なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。

- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいいます。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証証券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する証券をいう。）又は、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する証券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいいます。
- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいいます。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいいます。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金額の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

X 収支報告書の提出と記載例

1	収支報告書の提出	111
2	提出する収支報告書用紙の内容	115
3	収入・支出項目の分類基準	116
4	収支報告書各用紙の記載例	
I	表紙	118
II	収入の状況	
1	収支の状況（その2）	119
2	機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）	120
3	借入金（その4）	120
4	本部又は支部から供与された交付金に係る収入（その5）	121
5	その他の収入（その6）	121
6	寄附の内訳（その7）	122
7	寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（その8）	123
8	政党匿名寄附の内訳（その9）	123
9	機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち 特定パーティーの対価に係る収入の内訳（その10）	124
10	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その11）	124
11	政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳（その12）	124
III	支出の状況	
1	支出項目別金額の総括表（「その13」、都団体は「その2」）	125
2	経常経費の内訳（その14）	125
3	政治活動費の内訳（その15）	126
4	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（その16）	130
5	資産等の状況（その17・その18・その19）	131
6	宣誓書（その20）	133
7	領収書等の写しを添付できない場合	134
8	無償提供の記載方法	136
5	寄附金（税額）控除のための書類について	138

1 収支報告書の提出

政治団体の会計責任者は、毎年 12 月 31 日（解散のときはその日）現在で、その年における当該団体の収支を報告することが義務づけられています。したがって、**収支報告書は収入・支出が「0 円」であっても、すべての政治団体に提出の義務があります。**未提出の場合は「5 年以下の禁錮又は 100 万円以下の罰金」のほかに公民権停止を含む罰則があります。

また、**提出期限までに前年提出分も含めて 2 年分の収支報告書を提出しない団体は、**規正法 8 条の適用については、政治団体としての届出がなかった団体とみなされ、**提出期限を経過した日以後、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができないこと**になります（規正法 17 条②）。

(1) 収支報告書の様式

収支報告書の様式については、東京都選挙管理委員会のホームページ（<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>）に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 提出期間

毎年 12 月 31 日現在の収支等を、**翌年の 1 月 4 日から 3 月 31 日**（土曜日、日曜日、祝日は除く。）までに提出します。

国会議員関係政治団体の提出期間は、**翌年の 1 月 4 日から 5 月 31 日まで**となります。

3 月 31 日（国会議員関係政治団体は 5 月 31 日）が土曜日又は日曜日の場合には、翌月曜日までとなります。

また、この間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙があったときには、4 月末（国会議員関係政治団体は 6 月末）となります。

※ 例年、**2 月中旬～3 月末及び 5 月下旬は窓口が大変混雑しますので、なるべく早めにご提出をお願いします。**また、混雑時には、受付まで長時間お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出部数

区 分	収支報告書 (控えを含む。)	領収書等の写し (複写機により複写したものに限る。)	第 15 号様式 第 16 号様式	政治資金 監査報告書
都 団 体 (表紙は白色)	2 部	1 部 ・ 収支報告書記載順に並べ、 収支報告書とは別に綴じて A 4 判で提出願います。	1 部 ・ 該当団体のみ ・ 領収書と一緒に綴 ってください。	1 部 ・ 国会議員関係 政治団体のみ
全国団体 (表紙は青色)	2 部 + 〒郵便番号の 付いている表紙 1 枚			

※ 受付後に、収支報告書 1 部を控えとしてお渡ししますので、2 部提出してください。
(1 部の場合には、**控えは発行できません。**)

※ **収支「0 円」の場合**には、次の様式を 1 セットとして 2 組提出してください。

(その 1) **表紙** (全国団体は表紙のみ別に 1 枚必要です。)

(その 2) **収支の状況**

(その 17) **資産等の総括表**

(その 20) **宣誓書**

※ 収支報告書の表紙(その 1)は、自作のものでも差し支えありませんが、年末に東京都選挙管理委員会からお送りさせていただく表紙(その 1)もご持参いただくと形式審査を効率良く行うことができますので、ご協力願います。

※ 領収書等に支出の目的、金額及び年月日の記載があり、かつ、その領収書等が当該政治団体あてに発行されたものであることをご確認ください。

(4) 記載要領

「3 収入・支出項目の分類基準表」(116・117 ページ参照) 及び各様式の記載例 (118 ページ以降) を参照の上、誤りのないよう作成してください。

(5) 提出先

東京都選挙管理委員会事務局 総務課 政治団体担当
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 北 (N) 塔 40 階
電話 03-5000-7257 (直通)

(6) 政治団体区分別・提出書類

政治団体の区分	(その14) 経常経費の内訳		(その15) 政治活動費の内訳		政治資金監査 報告書の添付
	添付	明細記載及び 領収書等の写しの添付	添付	明細記載及び 領収書等の写しの添付	
① 一般の政治団体 (資金管理団体及び国会議員関係政治 団体以外の団体)	—	—	必要 (支出額0円の ときは不要)	5 万円以上	—
② 資金管理団体 (国会議員関係政治団体を除く。)	必要 (支出額0円の ときは不要)	5 万円以上	必要 (支出額0円の ときは不要)	5 万円以上	—
③ 国会議員関係政治団体 (資金管理団体が国会議員関係政治団 体に該当する場合を含む。)	必要 (支出額0円の ときは不要)	1 万 1 円以上	必要 (支出額0円の ときは不要)	1 万 1 円以上	必要

- ① **一般の政治団体** (資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体) は、**1 件 5 万円以上** の政治活動費について、内訳を個別に記載し、領収書等のコピーを提出してください。なお、経常経費については、個別に記載する必要はありません。
- ② **資金管理団体** (国会議員関係政治団体を除く。) は、人件費を除く **1 件 5 万円以上** のすべての支出について、内訳を個別に記載し、領収書等のコピーを提出してください。
- ③ **国会議員関係政治団体** (資金管理団体が国会議員関係政治団体に該当する場合を含む。) は、人件費を除く **1 件 1 万 1 円以上** のすべての支出について、内訳を個別に記載し、領収書等のコピーを提出してください。また、登録政治資金監査人による政治資金監査報告書を添付してください。

なお、国会議員関係政治団体は、1 円以上のすべての領収書を保存しなければなりません。

(7) **金融機関での振込明細書等の写しを添付する場合は**、併せて「領収書等を徴し難かった支出の明細書 (第 15 号様式)」又は「振込明細書に係る支出目的書 (第 16 号様式)」を添付するか、会計責任者が余白に支出の目的を記載してください。

コンビニエンスストア等において払込取扱票等を用いて支払った場合には、「領収書等を徴し難かった支出の明細書 (第 15 号様式)」を添付してください。

(8) 郵送による提出

収支報告書を郵送により提出する場合は、以下の書類を東京都選挙管理委員会までお送りください。

① 送付書類・部数

区 分	収支報告書 (控えを含む。)	領収書等の写し (複写機により複写 したものに限る。)	第 15 号様式 第 16 号様式	政 治 資 金 監査報告書	平日の日中に連絡の取 れる連絡先電話番号、担 当者名を記載したもの	返信用封筒 (収支報告書 1 部を郵送するこ とのできる額の 郵便切手を貼付 したもの)
都 団 体 (表紙は白色)	2 部	1 部 ・ 収支報告書記載順 に並べ 、収支報告 書とは別に綴じて A 4 判で提出願 います。	1 部 ・該当団体のみ ・領収書と一緒 に綴ってください。	1 部 ・国会議員関係 政治団体のみ	1 部	1 部
全国団体 (表紙は青色)	2 部+ 〒郵便番号の 付いている表 紙 1 枚					

② 送付先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 北 (N) 塔 40 階

東京都選挙管理委員会事務局 総務課 政治団体担当

ア 郵送で提出される際は、宣誓書に会計責任者の押印をお願いいたします。

イ 収支報告書は、当方に到着してから順次内容の確認を行います。状況によっては相応のお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

ウ **郵送の場合の受付日は、当方に到着し内容の確認が取れた日になります。**3月末に発送いただいた場合、受付日が4月1日以降となる場合がありますのでご注意ください。

エ **「届出事項等の異動届」の届出については、政治資金規正法の規定により郵送等による届出が認められていないため、収支報告書の表紙の内容等に変更が生じた場合は窓口又はオンラインにてご提出ください。**

オ 提出される前には、あらかじめ内容をご確認ください。また、提出された収支報告書の内容について当方からご連絡することがありますので、**提出した収支報告書の内容を確認できるもの（データやコピー等）の保管をお願いいたします。**

控えをお送りいただいても、**切手を貼付した返信用封筒**が同封されていない場合は控えを返送できませんので、ご注意ください。

カ 郵送による提出の場合であっても、「寄附金（税額）控除のための書類」のお渡し（確認印を押印した書類の交付）については、書類の性質上、窓口での交付のみの対応とさせていただきますので、ご了承ください。

(9) オンラインによる提出

収支報告書は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用して、インターネット上で提出することができます。「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の利用に際しては、システムの利用申請が必要です。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

政治資金 オンライン 検索

<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

(10) 政治団体を解散する場合の手続き

政治団体は、解散の届出をしない限り、その実態にかかわらず存続しているものとして取り扱われます。したがって、たとえ活動が休止しているような場合であっても、毎年収支報告書の提出が必要になります。

政治団体を解散する場合には、以下の書類をご提出ください。

なお、政治資金規正法では解散から 30 日以内（国会議員関係政治団体は 60 日以内）に届出をしなければならないと規定されています。

区 分	解散届	解散する年の 1 月 1 日から解散の日までの収支報告書※（控えを含む。）	領収書等の写し（複写機により複写したものに限る。）	第 15 号様式 第 16 号様式	政治資金 監査報告書	資金管理団体 でなくなった 旨の届
都 団 体	2 部	2 部	1 部 ・収支報告書記載順に並べ、 収支報告書とは別に綴じて A 4 判で提出願います。	1 部 ・該当団体のみ ・領収書と一緒に 綴ってください。	1 部 ・国会議員関係 政治団体のみ	2 部 ・該当団体のみ
全国団体	3 部	2 部 + 〒郵便番号の付 いている表紙 1 枚				3 部 ・該当団体のみ

※ 解散する年の収支報告書の宣誓書には、**代表者**の記名押印又は署名も必要です。

郵送で提出される際は、上記に加え、「平日の日中に連絡の取れる連絡先電話番号、担当者名を記載したもの」並びに「返信用封筒（収支報告書 1 部を郵送することのできる額の郵便切手を貼付したもの）」各 1 部を同封してお送りください。

(11) その他

- ① 収支報告書の記載漏れや誤記には十分ご注意ください（元号の誤記や、記載漏れが多く見受けられます。）。誤記を訂正する場合には、会計責任者の「訂正印」又は会計責任者本人の署名による訂正が必要です。

なお、訂正印や宣誓書の押印及び署名はコピー不可ですので、コピーをした場合は、印を押しなおすか再度署名してください。

- ② 収支報告書及び政治団体に係る各種届出の様式は**東京都選挙管理委員会のホームページに掲載しています**ので、ダウンロードしてご利用ください。

(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>)

- ③ 収支報告書の表紙の内容等に変更が生じた場合は「届出事項等の異動届」（資金管理団体については、併せて「資金管理団体届出事項の異動届」）が必要になります。（都団体 2 部、全国団体 3 部）。

- ④ **消せるボールペンなど、文字を消すことができる筆記具**は使用できません。

- ⑤ 収支報告書における氏名の記載にあたっては、戸籍名を記載した上であれば、旧姓を付記することは差し支えありません。

- ⑥ 総務省のホームページに「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」が掲載されています。
(https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01_1.html)

2 提出する収支報告書用紙の内容

種 類	項 目 の 区 分	内 容	0 円 の 場 合
その 1	表紙 (必ず提出)	都団体は白色、全国団体は青色です。	必要
その 2	収支の状況 (必ず提出)	収支の総計等を記載します。	必要
その 3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	事業収入がある場合に必要です。都団体は、「その 2」の機関紙誌の発行その他の事業による収入欄の明細を記載します。	—
その 4	借入金	借入金収入がある場合に必要です。都団体は、「その 2」の借入金欄の明細を記載します。	—
その 5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	交付金収入がある場合に必要です。都団体は「その 2」の本部又は支部から供与された交付金に係る収入欄の明細を記載します。	—
その 6	その他の収入	その他の収入がある場合に必要です。都団体は、「その 2」のその他の収入欄の明細を記載します。	—
その 7	寄附の内訳	「その 2」の寄附欄に収入がある場合に必要です。「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」、「政治団体からの寄附」にそれぞれ区分し、別業で作成します。	—
その 8	寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳	「その 2」の該当する寄附欄に収入がある場合に、「その 7」の区分と同様の区分ごとに作成します。	—
その 9	政党匿名寄附の内訳	「その 2」の該当する寄附欄に収入がある場合に必要です。	—
その 10	特定パーティーの対価に係る収入の内訳	「その 3」の事業のうち、収入額が 1,000 万円以上の政治資金パーティーを開催した場合に必要です。	—
その 11	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	「その 3」の事業で 政治資金パーティーを開催した団体のうち、1 回のパーティーにつき「1 人又は 1 法人等」で「20 万円を超える」パーティー券の購入者があった場合に必要です。	—
その 12	政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳	「その 3」の事業のうち、政治資金パーティーを開催した団体で、1 件 20 万円を超えるあつせんをした者があった場合に必要です。	—
その 13	支出項目別金額の内訳	全国団体のみ必要です。支出の総計を記載します。	—
その 14	経常経費（人件費を除く。）の内訳 (資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ必要)	<u>資金管理団体及び国会議員関係政治団体の支出にのみ必要です。</u> 全国団体は「その 13」、都団体は「その 2」で、人件費を除く経常経費（光熱水費、備品・消耗品費、事務所費）について支出がある場合に、項目別区分ごとに別業で内訳を記載します。 資金管理団体は 5 万円以上、国会議員関係政治団体は 1 万 1 円以上の支出の明細を記載し、領収書等の写しを添付します。	—
その 15	政治活動費の内訳	全国団体は「その 13」、都団体は「その 2」で政治活動費について支出がある場合に、項目別区分ごとに別業で内訳を記載します。 5 万円以上（国会議員関係政治団体は 1 万 1 円以上）の支出は明細を記載し、領収書等の写しを添付します。	—
その 16	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳	政治団体の支出のうち、本部や支部（届出があるものに限る。）に対して供与した交付金がある場合に再掲します。 本部や支部のない政治団体は、不要です。	—
その 17	資産等の総括表 (必ず提出)	当該政治団体が所有する資産等の有無について「項目別区分」の口内にレ点を記入します。	必要
その 18	資産等の項目別内訳 (「その 17」で「無」の項目は不要です。)	「その 17」で「有」と答えた項目について、項目別区分ごとに別業で内容を記載します。	—
その 19	不動産の利用の現況	資金管理団体が不動産（「その 18」のア、イ、ウの資産をいう。）の利用の現況について、項目別区分ごとに別業で記載します。	—
その 20	宣誓書 (必ず提出)	政治団体の名称、会計責任者の氏名の記載と押印が必要です。 日付は、提出日以前になります。	必要
第 15 号様式	領収書等を徴し難かった支出の明細書	・慶弔費など社会通念上領収書等を徴し難い事情の場合は、この様式を作成してください。 ・振込明細書等の写しを添付してください。（金融機関の振込明細書の写しの場合は、「第 15 号様式」又は「第 16 号様式」のいずれかを提出してください。 <u>コンビニエンスストア等で払込取扱票等を用いて支払った場合には、「第 15 号様式」になります。</u> ）	—
第 16 号様式	振込明細書に係る支出目的書	支出の目的に対応する振込明細書の写しを添付してください。（金融機関の振込明細書の写しの場合は、「第 15 号様式」又は「第 16 号様式」のいずれかを提出してください。 <u>コンビニエンスストア等で払込取扱票等を用いて支払った場合には、「第 15 号様式」になります。</u> ）	—

1 収支「0 円」の場合にも、様式（その 1、2、17、20）の提出が必要です。

2 その他の様式は、記入した項目があるもののみ添付してください。

3 収入・支出項目の分類基準表

(収入)

項目		内容
1	党費又は会費	個人が負担する党費又は会費の合計金額及び納入した者の実人員(当該団体の規約等の定めにより集められた金額)。なお、「法人その他の団体」からの党費又は会費は寄附となるので除く(法人等からの寄附を受けられるのは、政党等に限られる。)
2	(1) 個人	個人からの寄附(特定寄附を含む。)
	(2) 法人その他の団体	法人その他の団体から受けた寄附(党費・会費として受けた金額を含む。)
	(3) 政治団体	政治団体として届出がある団体からの寄附
	(4) 政党匿名寄附	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会において受けた1,000円以下の寄附。この例以外は、すべて禁止
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関紙誌の発行事業収入、政治資金パーティーの開催事業収入、新年会・忘年会等その他催し物の会費による収入をいう。具体的には、「〇〇機関紙発行事業」・「△△政治資金パーティー開催事業」・「〇〇△△講演会」等名称を事業ごと、開催回ごとに記載するが、ここに掲載した事業については、支出の2「政治活動費」の(3)機関紙誌の発行その他の事業費のいずれかの支出として掲載される。なお、これらの事業で「お祝い」等の会費以外の収入は、寄附となる。
4	借入金	個人又は金融機関等からの借入金
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部・支部間又は支部間における(選挙管理委員会又は総務大臣へ届出がある支部に限る。)交付金・還付金・納付金・寄附等によって受けた額
6	その他の収入	上記1から5に分類できない収入額で、例えば、預金利子や労務等の無償提供による寄附をした場合の支出に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類をいう。 この項目は、1件10万円以上については明細を記載する。

(支出)

項目		内容
1	(1) 人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費	電気・ガス・水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、ボールペン、鉛筆等の事務用品類、事務服、新聞、雑誌、ガソリン(事務所用自動車)等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費	事務所の借料損料(地代・家賃など)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの。

2政治活動費	(1) 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、当該団体の大会費・行事費（臨時に会費等を徴収しないで実施したもの）、組織対策費（当該団体の日常的政治活動を行う上で要する経費）、渉外費（他団体との交渉、意見交換の経費、パーティーの会費など）、交際費（慶弔等の儀礼的に支出する経費など）など。
	(2) 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認料・推薦料や陣中見舞、その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費（選挙時の確認団体の政治活動費等）の類をいう。政治活動に関する寄附（選挙に関するものを除く）は、「(5)寄附・交付金」に区分される。
	(3) ア 機関紙誌の発行事業費	材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料、発行事業従事者の給与など
	イ 宣伝事業費	遊説費、新聞・テレビ・ラジオの広告費、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費など
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費、記念品代、講演諸経費など
	エ その他の事業費	新年会・忘年会開催費、講演会開催費、バザー開催費、バス旅行会開催費など
(4) 調査研究費	研修会費、資料費、書籍購入費など	
(5) 寄附・交付金	寄附、交付金など	
(6) その他の経費	借入金返済、貸付金など	
本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳		
(1) 資金管理団体は人件費以外の金額が5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体は人件費以外の金額が1万1円以上について、その他の政治団体は政治活動費の一件当たりの金額が5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的及び支出年月日等の明細を記載する。		
(2) 政治活動費は、上記の区分（例示）により、項目別区分欄に「組織活動費（組織対策費）」、「その他の事業費（新年会）」というように小分類し、それぞれ別葉に作成すること（記載例参照）。		
(3) 「政党の本部」又は「政治資金団体」は監査意見書と領収書等の写し、「国会議員関係政治団体」は政治資金監査報告書と領収書等の写し、「 <u>政党の支部</u> 」又は「 <u>その他の政治団体及びその支部</u> 」は領収書等の写しは、収支報告書記載順に綴じ、収支報告書とは別に綴じて1組提出する（5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の支出について必要）。		
(4) 支出項目の分類は、基本的に支出の目的により区分する（例えば、人件費でも宣伝活動に要したものは宣伝事業費として計上する。）。		

4 収支報告書各用紙の記載例

I 表紙

(※あくまでも記載例ですので各項目間の数値等は一致しない場合があります。)

(その1)

都団体用

(その1)

収 支 報 告 書

しん じゅく せい さく けん きゅう かい
新 宿 政 策 研 究 会

1 政治団体の名称 **〒160-0022 新宿区新宿△-1-1 新宿マンション101号**

2 主たる事務所の所在地 **新宿 太郎**

3 代表者の氏名 **乙 野 次 郎**

4 会計責任者の氏名 **令和 ○○ 年分**

5 令和 ○○ 年分

「無」に✓の場合
は記入不要

資金管理団体及び国会議員関係政治団体の
届出状況は、毎年12月31日現在の状況です。

団体コード 00001239200110
前年繰越額 123,000 円

事務担当者の氏名 **乙 野 友 子**

事務担当者は、
収支報告書の記載内
容について説明が可
能な方を記載してく
ださい。

前年からの繰越額です。
必ず前年分の収支報告書の
繰越額を確認してください。
新設政治団体は、0円とな
ります。

1年の途中で、新規の指定又は取消があった
場合に、指定されていた期間を記入します。

※該当箇所に [✓] すること。

政治団体の区分

☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

東京都内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1
号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2
号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補
者の氏名 **新宿 太郎**

公職の種類 **衆議院議員 (現・候)**

資金管理団体の指定の有無
☒ 有 ☐ 無

公職の種類 **衆議院議員 (現・候)**

資金管理団体の届
出をした者の氏名 **新宿 太郎**

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しな
くなった場合のみ記入のこと。

(その1)

全国団体用

(その1)

収 支 報 告 書

に ほん せい さく けん きゅう かい
日 本 政 策 研 究 会

1 政治団体の名称 **〒102-0093 千代田区平河町○丁目1番1号**

2 主たる事務所の所在地 **新宿 太郎**

3 代表者の氏名 **乙 野 次 郎**

4 会計責任者の氏名 **令和 ○○ 年分**

5 令和 ○○ 年分

団体コード 00002469500000
前年繰越額 123,000 円

事務担当者の氏名 **乙 野 友 子**

事務担当者は、
収支報告書の記載内
容について説明が可
能な方を記載してく
ださい。

前年からの繰越額です。
必ず前年分の収支報告書の
繰越額を確認してください。
新設政治団体は、0円とな
ります。

1年の途中で、新規の指定又は取消があった
場合に、指定されていた期間を記入します。

※該当箇所に [✓] すること。

政治団体の区分

☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1
号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2
号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補
者の氏名

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しな
くなった場合のみ記入のこと。

Ⅱ 収入の状況

1 収支の状況（その2）

支 出 の 状 況		都 団 体 用	
(その2) 表紙の前年繰越額と一致します。			
項 目	金 額	項 目	金 額
I 収入総額 (1)～(2)の計	19,118,720	II 支出総額 1～2の計	18,662,898
(1) 前年からの繰越額	123,000	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	7,697,263
(2) 本年の収入額 1～6の計	18,995,720	(1) 人 件 費	432,020
1 個人の負担する党費又は会費	1,200,000	(2) 光 熱 水 費	194,543
(党費又は会費を納入した人) 実人数です。	120人	(3) 備品・消耗品費	921,000
2 寄附 (1)～(2)の計	1,755,600	(4) 事 務 所 費	1,149,700
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	1,755,600	2 政治活動費	10,965,635
ア 個人からの寄附	1,155,600	(1) 組 織 費	2,230,650
(うち特定寄附)	(200,000)	(2) 選 挙 費	945,150
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア～エの計	6,838,005
ウ 政治団体からの寄附	600,000	ア 機関紙誌の発行事業費	423,040
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(100,000)	イ 宣伝事業費	2,902,280
(2) 政党匿名寄附	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,417,060
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	13,830,000	エ その他の事業費	95,625
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入) (1000万円以上の政治資金パーティー)	12,240,000	(4) 調 査 研 究 費	118,790
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (1パーティーで1人20万円超の支払)	850,000	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	512,620
(2のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	(600,000)	(6) そ の 他 の 経 費	320,420
4 借 入 金	500,000	備 考	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,100,000		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	610,120	III 翌年への繰越額 (I－II)	455,822
(1) 10万円未満のものの計	10,120		
(2) 10万円以上のものの計	600,000		

収 支 の 状 況

全国団体用

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	19,118,720
(前年からの繰越額)	123,000
(本年の収入額)	18,995,720
支 出 総 額	18,662,898
翌年への繰越額	455,822

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	1,200,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	実人数です。 120人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分		備 考
(ア) 個人からの寄附	1,155,600	
(うち特定寄附)	(200,000)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	政党・政党の支部、政治資金団体以外の政治団体は受領できません。
(ウ) 政治団体からの寄附	600,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,755,600	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(100,000)	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,755,600	

2 機関紙誌の発行その他の事業による収入（その3）

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
機関紙「国政報告だより」	980,000	
新宿太郎を励ます会	11,000,000	令和〇〇年1月30日 新宿区〇町 〇〇ホテル〇の間 (前年収入50万円、共催した××政治連盟の収入80万円)
〇△記念パーティー	1,240,000	令和〇△年3月10日 新宿区△△ △△会館で開催予定
忘年会	96,000	令和〇〇年12月2日
忘年会	514,000	令和〇〇年12月10日
- 会費等の収入を伴って行った事業等をすべて記載します。 - また、ここに記載した事業については、（その2）の「2 政治活動費（3）機関紙誌の発行その他の事業費」の支出に対応していますので、必ず「アからエの各事業」に区分し、かつ事業の種類ごとに（その15）を作成します。 - 政治資金パーティーは、備考欄に開催日、開催場所等を記載します。 - 特定パーティー（1,000万円以上の政治資金パーティー）の場合は、併せて（その10）にも記載が必要です。 - 都団体は、合計額が（その2）の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」に記載の額と一致します。 - 同一事業名で複数回開催した場合は、備考欄に開催日を記入します。		
この頁の小計	13,830,000	(注1) 同一の事業収入は一行に計上してください。 (注2) 政治資金パーティーのうち、1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください。
合計	13,830,000	(注3) 1回の政治資金パーティーにつき、同一者から20万円超の対価の支払いがある場合は（その11）に支払をした者の氏名等を記載してください。 (注4) 政治資金パーティーは備考欄に開催日、開催施設の所在地（区市町村名を含む）及び施設名を記載してください。

3 借入金（その4）

（その4）

(4) 借入金		
借入先	金額	備考
新宿銀行新宿支店	300,000	
新山 新一郎	200,000	
- その年の12月31日現在で、借入先ごとの残高が100万円を超える場合（100万1円以上の場合）には、（その17）の「資産等の総括表」の「シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金」の有の口にし点をし、（その18）に借入先及び未返済の金額を具体的に記載します。 - 都団体は、合計額が（その2）の「4 借入金」に記載の額と一致します。		
この頁の小計	500,000	(注1) 12月31日現在で、同一の借入先からの100万円を超える借入金がある場合は、（その17）に有と記載し、内訳として（その18）が必要です。
合計	500,000	(注2) 合計は最終頁に記載してください。

4 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（その5）

（ここで言う支部とは、選挙管理委員会又は総務大臣へ届出をした支部を指します。）

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
新宿政策研究会〇〇支部	500,000	〇〇. 6. 30	新宿区〇〇3丁目2番1号	
//	400,000	〇〇. 12. 24	//	
（計）	（ 900,000 ）			
新宿政策研究会△△支部	200,000	〇〇. 12. 25	新宿区△△4丁目3番2号	
- この様式は、政治団体の本部又は支部として届出のある団体が、当該政治団体の本部又はその他の支部から受けた交付金を記載します。 - 本部又は支部を持たない独立した政治団体がこの様式を使用することはありません。 - 都団体は、合計額が（その2）の「5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入」に記載の額と一致します。				
こ の 頁 の 小 計	1,100,000	（注1）同一の本部又は支部（選挙管理委員会又は総務大臣へ届出たものに限る）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。 （注2）合計は最終頁に記載してください。		
合 計	1,100,000			

5 その他の収入（その6）

（その6）

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
金銭以外のものによる寄附相当分	90,000	〇〇. 6. 10 新宿太郎に選挙運動用葉書を提供
//	400,000	〇〇. 6. 25 新宿太郎に選挙事務所を提供（8日間）
広告掲載料	110,000	機関紙掲載広告料 〇〇. 8. 8
- 収入の各項目（その3～5、その7）に区分されない収入がある場合にこの様式に記載します。 - 支出（その14、その15）で無償提供したもの（例：選挙運動用葉書、選挙事務所等）がある場合には、必ずこの様式に収入として記載します。 - 都団体は、（その2）の「6 その他の収入」に記載した内容と一致します。 - 例えば「預金利息」等で、1件10万円に満たないものは合算して「1件10万円未満のもの」に記載します。		
こ の 頁 の 小 計	600,000	（注1）1件10万円以上の収入は個別に記載し、1件10万円未満の収入は「1件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載してください。 （注2）「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1件10万円未満のもの	10,120	
合 計	610,120	

6 寄附の内訳（その7）

(1) 個人からの寄附

(その7) 「特」は、特定寄附であることの表示です。特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附で、自ら指定した資金管理団体に寄附したものです。

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分			1. 個人	2. 法人・その他の団体	3. 政治団体
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考			
新 宿 太 郎	200,000	〇〇.1.11	新宿区新宿〇丁目1番1号	都議会議員				
特 //	200,000	〇〇.5.1	//	//				
(計)	(400,000)							
乙 部 五 郎	60,000	〇〇.						
A 沢 良 子	30,000	〇〇.10.1	中野区中野〇丁目1番1号	会社員				
B 山 義 郎	18,000,000	〇〇.10.15	埼玉県戸田市〇×12番1号	会社役員	遺 贈			
丙 野 次 郎	120,000	〇〇.12.25	新宿区荒木町〇番2号	会社役員	事務所の無償提供			
C 川 花 子	340,000	〇〇.12.25	渋谷区代々木〇丁目2番2号	無職				
・ 年間5万円を超える(5万1円以上)寄附者について、個別に記載します。 ・ 記載する内容は、寄附した時点(年月日)における氏名、住所及び職業です。 ・ 寄附金控除を受けるときには、年間5万円以下であっても記載しなければなりません。 ・ 遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載します。								
複数ページの「小計」と「その他の寄附」の合計額を記載します。								
上記内訳に記載した以外の寄附額の合計です。 記載が複数ページになる場合は、最後のページに記載します。								
こ の 頁 の 小 計	18,950,000							
そ の 他 の 寄 附	285,600							
合 計	19,235,600							

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 当該政治団体の本部又は支部(選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る)からの交付金は、(その5)に記載してください。

(2) 法人・その他の団体からの寄附 ※ 政党・政党の支部及び政治資金団体以外にはありません。

(その7) (1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分			1. 個人	2. 法人・その他の団体	3. 政治団体
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考			
D 株式会社	100,000	〇〇.1.10	新宿区〇△1丁目1番1号	F野 一郎	上場・外資50%超			
株式会社E	80,000	〇〇.4.1	新宿区〇〇2丁目1番1号	G野 二郎				
複数ページの「小計」と「その他の寄附」の合計額を記載します。								
上記内訳に記載した以外の寄附額の合計です。 記載が複数ページになる場合は、最後のページに記載します。								
こ の 頁 の 小 計	180,000							
そ の 他 の 寄 附	285,600							
合 計	465,600							

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 当該政治団体の本部又は支部(選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る)からの交付金は、(その5)に記載してください。

・ 外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けることはできません。
ただし、その主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附は受けることができます。
その場合は備考欄に「上場・外資50%超」と記載します。
・ 法人その他の団体から寄附を受けることができるのは、政党・政党の支部及び政治資金団体に限られます。

(3) 政治団体からの寄附

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	2.法人・その他の団体	3.政治団体
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
H政治連盟	100,000	〇〇.1.10	新宿区〇△1丁目1番1号	J野 一郎		
I政経調査会	40,000	〇〇.4.1	新宿区〇〇2丁目1番1号	K野 二郎		
当該政治団体と本部支部の関係のない政治団体(政党)の支部等は、交付金に係る収入(その5)ではなく、寄附(その7)に記載します。			//	//		
〇〇党△△支部	150,000	〇〇.6.1	新宿区〇△4丁目1番1号	L野 四郎		
複数ページの「小計」と「その他の寄附」の合計額を記載します。			上記内訳に記載した以外の寄附額の合計です。記載が複数ページになる場合は、最後のページに記載します。			
こ の 頁 の 小 計	390,000		(注1) 同一者からの年間5万円超(5万円以上)の寄附は個別に記載してください。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人・その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 当該政治団体の本部又は支部(選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る)からの交付金は、「その5」に記載してください。			
そ の 他 の 寄 附	210,000					
合 計	600,000					

7 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳(その8)

(その8)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳			あっせん者の区分	1.個人	2.法人・その他の団体	3.政治団体
寄附のあっせん者の氏名(又は名称)	金 額	提 供 日	集 め た 期	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
K政治連盟	100,000	〇〇.11.1	〇〇.10.1~ 〇〇.10.30	新宿区〇〇1丁目2番3号	K野 三郎	
都団体は、(その2)の「2 寄附(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」に記載の額と一致します。						
こ の 頁 の 小 計	100,000		(注) あっせんをした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。			
そ の 他 の 寄 附	0					
合 計	100,000					

8 政党匿名寄附の内訳(その9)※政党・政党の支部及び政治資金団体以外にはありません。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金 額	年 月 日	備 考
〇〇区〇〇町〇丁目 〇〇駅前街頭	9,730	〇〇.3.10	
〇〇区〇〇町〇丁目 〇〇会館〇〇の間	12,330	〇〇.10.15	〇〇演説会
- 政党匿名寄附は、政党、政党の支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受けた1件1,000円以下の匿名寄附を指します。 - この寄附は、政党、政党の支部及び政治資金団体以外は受領できませんので、その他の政治団体にはありません。			
こ の 頁 の 小 計	22,060		(注) 政党、政党の支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会の会場等で受けた1,000円以下の匿名寄附が対象となります。
合 計	22,060		

9 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（その10）

(その10)

1つの特定パーティーで開催年以外の収入がある場合や他の団体と共同で開催した場合には、備考欄に開催年以外の収入、共催した政治団体の名称・収入等を記載します。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対 価 に 係 る 収 入 の 金 額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備 考
新宿太郎を励ます会	11,000,000	550	〇〇. 1. 30	新宿区△町1番1号 〇〇ホテル〇の間	前年収入 ××人、〇〇円
					共催した ××政治連盟の収入80万円
〇△記念パーティー	1,240,000	62	〇△. 3. 10	新宿区△△2丁目3番4号 △△会館	開催予定 (規模2千万円)
・ (その3)に記載した政治資金パーティーの中から、特定パーティー(収入が1,000万円以上の政治資金パーティー)又は特定パーティーとなると見込まれるものについて、再度詳細を記載します。 ・ 前年開催又は翌年開催であっても、開催規模が1,000万円以上又は1,000万円以上と見込まれる政治資金パーティーは、当該年の収入が1,000万円未満であっても記載します。 ・ 前年の収入がある場合には、備考欄にその人数・金額を記載します。 ・ 共催の場合には、備考欄に共催した団体の名称・金額を記載します。 ・ 都団体は、(その2)の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入(1)(3のうち特定パーティーの対価に係る収入)」に記載の額と一致します。					
こ の 頁 の 小 計	12,240,000	(注1) 特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーをいいます。			
合 計	12,240,000	(注2) 開催場所欄には、開催施設の所在地(区市町村名を含む)及び施設名を記載してください。			
(注3) (その3)に記載した特定パーティーの詳細を再掲してください。					

10 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（その11）

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		新宿太郎を励ます会		
		対価の支払をした者の区分		①.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体		
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
新 宿 健 一	250,000	〇〇. 1. 21	新宿区新宿〇丁目1番2号	会社役員		
丙 野 次 郎	150,000	〇〇. 1. 25	新宿区荒木町〇番2号	会社役員	前年分の購入金額 60,000円	
同一の政治資金パーティーにおいて、20万円を超える（20万1円以上の）パーティー券の購入者について、パーティー別、購入者の区分別に記載します（前年にも当該政治資金パーティー券を購入しており、本年の購入分とあわせて20万円を超えた場合には、備考欄に「前年分の購入金額」を記載します。）。						
こ の 頁 の 小 計	400,000	(注) この頁には、1パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超（20万1円以上）のもののみ個別に記載してください。 合計は最終頁に記載してください。				
合 計	400,000					

11 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳（その12）

(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳		政治資金パーティーの名称 新宿太郎を励ます会				
		対価の支払のあっせん者の区分 1.個人 2.法人・その他の団体 ③.政治団体				
対価の支払のあっせん者の氏名 (又は名称)	金 額	提 供 月 日	集 め た 期 間	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
新宿政治連盟	600,000	〇〇. 1. 28	〇〇. 1. 1~ 1. 25	新宿区〇△3丁目3番3号	乙部 一郎	
都団体は、(その2)の「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 ((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)」に記載の額と一致します。						
この頁の小計	600,000					
合 計	600,000					

Ⅲ 支出の状況

1 支出項目別金額の総括表（その13）

※ 都団体の支出項目別金額は、（その2）を参照してください。

（その13）

3 支出項目別金額の内訳

全国団体のみ使用

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	5,432,020	内訳（その14）は不要です。
(2) 光 熱 水 費	(その14) 194,543	資金管理団体及び国会議員関係政治団体は、内訳（その14）が必要です。
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	(その14) 921,000	
(4) 事 務 所 費	(その14) 1,149,700	
小 計	7,697,263	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	(その15) 2,230,650	200,000円 ←
(2) 選 挙 関 係 費	(その15) 945,150	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	6,838,005	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	(その15) 423,040	
イ 費	(その15) 2,902,280	(その16) に記載した金額を項目別に記載してください。
エ 業 費	(その15) 3,417,060	
エ その他の事業費	(その15) 95,625	
(4) 調 査 研 究 費	(その15) 118,790	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	(その15) 512,620	205,000円 ←
(6) そ の 他 の 経 費	(その15) 320,420	
小 計	10,965,635	405,000円 ←
合 計	18,662,898	(注)（その16）に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

2 経常経費の内訳（その14）

（その14）

資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ使用

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		1. 光熱水費 2. 備品・消耗品費 3. 事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所机椅子等の購入	50,500	〇〇. 3. 20	〇〇事務機販売（株）	千代田区〇〇1丁目2番3号	
ガソリン代 （3～6月分）	54,054	〇〇. 7. 10	△△石油販売（有）	新宿区×〇1丁目2番3号	
自動車部品代	73,500	〇〇. 9. 27	××自動車（株）	新宿区〇×3丁目4番5号	
プリンタートナー代	54,000	〇〇. 10. 1	（株）△×キャピタル	渋谷区××2丁目4番6号	
・ 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
こ の 頁 の 小 計	232,054	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
そ の 他 の 支 出	688,946	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	921,000	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。			

3 政治活動費の内訳（その15）

(1) 組織活動費

このページと次のページの2種類の様式があります。
どちらの様式でも差し支えありません。

(その15)

項目別区分の内容を具体的に記載します（小分類ごとに別業）。
※具体例は「3 収入・支出項目の分類基準表」を参照してください。↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	①. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	組織対策費		
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
役員会資料印刷費	65,000	〇〇. 6. 9	(株)〇〇印刷	新宿区〇△2丁目2番2号	
役員会昼食代	52,500	〇〇. 6. 10	××食堂	// △△町4番4号	
選挙運動用筆書の印刷	90,000	〇〇. 6. 10	(株)〇〇印刷	// 〇△2丁目2番2号	候補者に寄附
組織活動交付金	100,000	〇〇. 9. 14	新宿政策研究会〇〇支部	// 〇〇3丁目2番1号	
組織活動交付金	100,000	〇〇. 9. 14	新宿政策研究会△△支部	// △△4丁目3番2号	
会議飲み物代	52,605	〇〇. 10. 20	△△商店	// 〇△町8番8号	
会議室使用料・弁当代	269,770	〇〇. 12. 27	新宿〇△ホテル	// 〇△4丁目5番6号	
支部（政治団体の届出をしている支部に限る。）に交付した政治活動費は、（その16）に再掲します。					
・ 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	729,875	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別業としてください。			
その他の支出	625,500				
合 計	1,355,375				

(2) 選挙関係費

(その15)

項目別区分の内容を具体的に記載します（小分類ごとに別業）。
※具体例は「3 収入・支出項目の分類基準表」を参照してください。↓（費目ごとに適宜小分類して記入）

項目別区分	1. 組織活動費 ②. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費	項目別区分小分類 ※記入必須	陣中見舞		
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	300,000	〇〇. 5. 10	新宿 太郎	新宿区新宿〇丁目1番1号	
選挙運動用筆書の提供	90,000	〇〇. 6. 10	//	//	無償提供
選挙事務所の提供	400,000	〇〇. 6. 25	//	//	無償提供
・ 選挙に関して支出される経費は、通常、支出を受けた者の選挙運動費用として扱われますので、当該候補者の選挙運動費用収支報告書に収入として計上されます。 ・ 確認団体や名簿届出政党等でない政治団体等に対する政治活動に関する寄附（選挙に関するものを除く）については、「（5）寄附・交付金」に計上します。 ・ 候補者が選挙運動に関して支出した経費は、政治団体の経費とは異なるため、この収支報告書には計上しません。（選挙運動費用収支報告書と政治団体の収支報告書に二重に計上することはありません。）					
・ 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	790,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別業としてください。			
その他の支出	155,150				
合 計	945,150				

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費

(その15)

「機関紙誌の発行事業費（〇〇〇）」と記載し、（〇〇〇）は機関紙誌の発行事業費の内容を小分類して記載します（小分類ごとに別葉）。
 ※具体例は「3 収入・支出項目の分類基準表」を参照してください。≫

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分 機関紙誌の発行事業費（印刷費）			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
国政報告だより(1号)印刷費	55,000	〇〇. 3. 15	〇〇印刷(株)	新宿区〇〇2丁目2番2号	
国政報告だより(2号)印刷費	55,000	〇〇. 6. 15	//	//	
国政報告だより(3号)印刷費	55,000	〇〇. 9. 15	//	//	
国政報告だより(4号)印刷費	55,000	〇〇. 12. 15	//	//	
・ 機関紙等を本部等から購入して配布したような場合には、項目別区分は「機関紙誌の発行事業費(購入費)」などと記載します。また、本部等に支出した分については、(その16)に再掲します。 ・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	220,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
その他の支出	16,840	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	236,840	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。			

イ 宣伝事業費

(その15)

「宣伝事業費（〇〇〇）」と記載し、（〇〇〇）は宣伝事業費の内容を小分類して記載します（小分類ごとに別葉）。
 ※具体例は「3 収入・支出項目の分類基準表」を参照してください。≫

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分 宣伝事業費（ポスター作成費）			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ポスターデザイン費	50,000	〇〇. 4. 30	市川 次郎	千葉県市川市〇〇4丁目1番1号	
ポスター印刷費	123,000	〇〇. 6. 15	〇〇(株)	千代田区〇〇1丁目1番1号	
・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	173,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
その他の支出	38,500	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	211,500	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。			

ウ 政治資金パーティー開催事業費

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		政治資金パーティー開催事業費 (新宿太郎を励ます会)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
講師謝礼	150,000				(その3)「機関紙誌の発行その他の事業による収入」の事業名を記載します。 - 同一事業名で複数回開催した場合には、1開催ごとに別葉にし、日付や回数を書き加えて区別してください。	
//	150,000					
会場借上費	345,000					
飲食費	1,475,900	00. 2. 10	//	//		
この頁の小計	2,120,900				(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
その他の支出	56,780				(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
合 計	2,177,680				(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。	
					(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。	

エ その他の事業費

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		その他の事業費 (忘年会 12/2)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
飲食費	92,345	00. 12. 25	レストラン〇〇	新宿区〇×町1番1号		
この頁の小計	92,345				(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
その他の支出	3,280				(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。	
合 計	95,625				(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。	
					(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。	

(4) 調査研究費

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		調査研究費 (書籍等購入費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
雑誌購読料	65,300	〇〇. 2. 15	(株)〇〇堂	千代田区〇〇1丁目1番1号	
書籍購入費	52,000	〇〇. 9. 10	△△書店	品川区△△2丁目3番4号	
・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	117,300				
その他の支出	1,490				
合 計	118,790				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別業にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(5) 寄附・交付金

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附・交付金 (寄附金)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄 附	100,000	〇〇. 6. 1	千代田政治連盟	千代田区飯田橋〇丁目〇番〇号	
//	100,000	〇〇. 9. 25	新宿健一後援会	新宿区西新宿〇丁目〇番〇号	
//	50,000	〇〇. 9. 26	四谷次郎後援会	// 四谷〇丁目〇番〇号	
・ この区分は、政治活動に関する寄附を記載します。 ・ 候補者等へ選挙運動に関する寄附をした場合は、「選挙関係費」に区分されます。 ・ 政治資金パーティーへの参加の会費(パーティー券の購入)は、「組織活動費」に区分されます。 ・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	250,000				
その他の支出	56,780				
合 計	306,780				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別業にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附・交付金 (交付金)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
交 付 金	200,000	〇〇. 3. 1	新宿政策研究会〇〇支部	新宿区〇〇3丁目2番1号	
・ 本部又は支部(届出があるものに限る。)への交付金を記載します。 ・ 当該団体が、本部又は支部(届出があるものに限る。)に対して供与した交付金は、すべて(その16)に再掲します。 ・ 支出が5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 ・ 振込手数料はその他の支出に計上します。					
この頁の小計	200,000				
その他の支出	5,840				
合 計	205,840				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別業にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(6) その他の経費

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		その他の経費（借入金返済）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
借入金の返済	200,000	〇〇. 12. 28	新山 新一郎	新宿区新宿〇丁目1番1号	
- 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合は、必ず領収書等の写しを提出してください。 - 振込手数料はその他の支出に計上します。					
こ の 頁 の 小 計	200,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 項目別区分ごとに別業にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告			
そ の 他 の 支 出	420				
合 計	200,420				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	120,000	〇〇. 12. 25	丙野 次郎	新宿区荒木町〇番2号	
・（その7）の金銭以外の寄附（事務所の無償提供など）に対応する支出の記載例です。 ・ この場合、金銭の収受がなく、通常領収書が発行されないのので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（第15号様式）に記載して添付する必要があります。					
こ の 頁 の 小 計	120,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
そ の 他 の 支 出		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	120,000	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。			
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。			

4 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳 (その16)

(その16)

(その14、その15)のうち、
該当するものを再掲します。

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目		月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	該当する支出の「項目別区分」を記載します。	9. 14	新宿政策研究会〇〇支部	新宿区〇〇3丁目2番1号	
〃	100,000	〇〇. 9. 14	〃 △△支部	〃 △△4丁目3番2号	
寄附・交付金	200,000	〇〇. 3. 1	〃 〇〇支部	〃 〇〇3丁目2番1号	
〃	5,000	〇〇. 3. 1	〃 △△支部	〃 △△4丁目3番2号	
- すべての支出のうち、政治団体の本部が支部（届出のあるものに限る。）へ、又は支部が本部やその他の支部（届出があるものに限る。）へ支出した場合に、その内容を記載します。 - この様式は、1円以上のすべての支出を記載します。 - 全国団体は、支出項目にしたがって、(その13)の備考欄にその合計を記載します。					
こ の 頁 の 小 計	405,000				(注1) 当該政治団体の本部又は支部（選挙管理委員会又は総務大臣へ届け出たものに限る。）への支出があった場合、その14、その15に記載したうえで、支出項目を問わず1円以上のすべての支出を再掲するものです。合計は最終頁に記載してください。
合 計	405,000				(注2) 支出項目は、その2（都団体）または、その13（全国団体）の項目と一致します。 例：組織活動費、寄附・交付金

5 資産等の状況（その17・その18・その19）

(1) 資産等の総括表（その17）

（その17） 資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☒	☐	「有」の場合は（その18）が必要です。
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。 (注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(2) 資産等の項目別内訳（その18）

（その18）
2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分	預金又は貯金
摘 要	金 額	年 月 日	備 考
残高	1,200,000		
・ 普通預金は記載しないでください。 ・ 金額に関わらず記載し、年月日は不要です。			

(注) （その17）で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。
借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）
2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳		項目別区分	借 入 金
摘 要	金 額	年 月 日	備 考
新宿銀行新宿支店	1,500,000		
甲 山 一 郎	1,200,000		
・ 借入先ごとに、毎年12月31日現在における借入残高が100万1円以上のときに作成します。 ・ 年月日は不要です。			

(注) （その17）で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。
借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

資産等の記載方法一覧表

資産等の種類	摘 要 欄	備 考 欄
ア 土 地	土地の所在地を「〇〇区△△町 1 丁目 2 番地 3 号」と記載します。	土地の面積を「〇〇㎡」と記載します。 (取得年月日を記載します。)
イ 建 物	建物の所在地を「〇〇区△△町 1 丁目 2 番地 3 号」と記載します。	建物の面積を「〇〇㎡」と記載します。 (取得年月日を記載します。)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	土地の所在地及び地上権、賃借権の別を、「〇〇区△△町 1 丁目 2 番地 3 号 (地上権)」と記載します。	面積を「〇〇㎡」と記載します。 (取得年月日を記載します。)
エ 動 産	取得価格が 100 万円を超える動産の品目を、「自動車」・「応接セット」・「絵画」等と記載します。	品目の数量 (取得年月日を記載します。)
オ 預 金 又 は 貯 金	「残高」と記載します。	(年月日は不要です。)
カ 金 銭 信 託	「金銭信託」と記載します。	(設定年月日を記載します。)
キ 有 価 証 券	金融商品取引法 2 条 1 項及び 2 項に規定する有価証券の種類を「国債」・「株式」・「社債」等と記載します。	銘柄及び数量を「〇年〇月〇日発行 10 年国債 (額面 100 万円)」・「甲株式会社発行株式 (1,000 株)」等と記載します。 (取得年月日を記載します。)
ク 出 資 による 権 利	出資先を「〇〇合名会社」・「△△合資会社」等と記載します。 出資先ごとに個別に記載します。	(出資年月日を記入します。)
ケ 貸 付 金	貸付先ごとの残高が 100 万円を超えるものごとに貸付先を個別に記載します。	(年月日は不要です。)
コ 敷 金	支払われた金額が 100 万円を超える敷金の支払先を記載します。	(支払年月日を記入します。)
サ 施 設 の 利 用 に 関 す る 権 利	取得価格が 100 万円を超える施設の種類の「ゴルフ場会員権」・「スポーツクラブ会員権」等と記載します。	施設の名称を「備考」欄に、「甲カントリークラブ」・「乙会員制スポーツクラブ」等と記載します。 (取得年月日を記入します。)
シ 借 入 金	借入先ごとの残高が 100 万円を超えるものごとに借入先を個別に記載します。	(年月日は不要です。)

(3) 不動産の利用の現況（その19） → 資金管理団体以外は、不要です。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不 動 産 の 内 訳		項 目 別 区 分		建 物	
摘 要	用 途	利 用 の 現 況			
		事 務 所 以 外 の 用 に 供 し て い る 場 合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
千代田区〇〇町一丁目1番地〇号	事 務 所				
当該資金管理団体が所有する不動産として、(その17)で「土地」、「建物」又は「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」について「有」とし、その内訳を(その18)に記載した不動産の利用状況を記載します。					

(注) 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象になります。

(その17)の項目別区分ごとにそれぞれ別葉で作成してください。

6 宣誓書（その20）

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

☒ 1 領収書等の写し 収支報告書の(その14)又は(その15)に記載のある5万円以上(国会議員関係政治団体は1万1円以上)の支出に係る領収書等の写しを添付しているときに、✓を記載します。

☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。） 政党の本部、政治資金団体以外はありません。

☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○△ 年 ○ 月 ○ 日

作成した日、政治団体の名称、会計責任者の氏名を記入してください。
（(その1)に記載している内容と一致するよう記載してください。）

代表者の氏名は解散届に添付する最終年の収支報告書に記載します。
解散の年より前の収支報告書には、記載しないでください。

政治団体の名称 **新宿政策研究会**

会計責任者の氏名 **乙野 次郎** 乙野

↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（ 代 表 者 の 氏 名 乙野 ）

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

(注2) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書を提出する際の注意事項（国会議員関係政治団体のみ該当）

- ☐ 収支報告書に政治資金監査報告書の原本が添付されているか？
- ☐ 政治資金監査報告書に記載された日付は収支報告書のその20（宣誓書）と同日か前の日付か？
- ☐ 政治資金監査報告書に記載された政治団体名は収支報告書のその1に記載されたものと同じか？
- ☐ 政治資金監査報告書の本文中の監査期間（年）の記載は正しいか？
- ☐ 登録政治資金監査人の署名欄は自署されているか？
- ☐ （領収書等の亡失等があった場合）「領収書等亡失等一覧表」が添付されているか？

7 領収書等の写しを添付できない場合

(1) 領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）

第15号様式（第9条関係）

領収書等を徴し難かつ

収支報告書において該当する支出の「支出の目的」を記入します。

支出の目的		金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要			
備品・消耗品費	プリンター代	54,000	00. 10. 1	コンビニエンスストアでの払込のため
組織活動費	お祝い金	50,000	00. 6. 15	社会通念上領収書を徴し難いため
選挙関係費	選挙運動用葉書の提供	90,000	00. 6. 10	無償提供のため
//	選挙事務所の提供	400,000	00. 6. 25	//
宣伝事業費	ポスター印刷費	123,000	00. 6. 15	クレジットカード払いのため
寄附・交付金	寄附	100,000	00. 9. 25	銀行振込のため
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	120,000	00. 12. 25	無償提供のため

・ 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合に金融機関及びコンビニエンスストアの振込等を用いる場合、振込又は払込明細書に加えて本様式（第15号様式）を添付してください。
 なお、金融機関での振込の場合には、本様式のほか「振込明細書に係る支出目的書」（第16号様式）又は支出の目的が記載された振込明細書の写しの添付によることも可能です。
 ・ 領収書の紛失は「領収書等を徴し難かった」理由には該当しませんので、必ず領収書の「再発行」を受けてください。

政治団体の名称 新宿政策研究会

会計責任者の氏名 乙野 次郎

乙野

印

(注1) 「項目」欄には、(その14)・(その15)の「項目別区分」を記載してください。例：組織活動費、宣伝事業費、寄附・交付金など

(注2) 「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。

(注3) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

【振込受領証の例】

振込受領書
(コンビニエンスストア用)

ご依頼人
□□□□□□□□ 様

請求書番号
××××-△△△△

金額
¥55,000

受取人
株式会社
△×キャピタル

受領印

収入印紙貼付欄

1234
00. 10. 01
××ストア
△△店

コンビニ→お客様渡し
代行業社××××(株)

コンビニエンスストアでの払込であり、かつ支出の目的が記載されていないため、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」が必要です。

振込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名
□□□□□□□□ 様

お問合せ番号
××××-△△△△

金額
¥11,000
内消費税等(1,000)

受取人
×××ファイナンス
サービス(株)

収入印紙貼付欄

出納
00. △△. ××
△△銀行
××支店

(お客様控)

金融機関での振込のため、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の添付のほか「振込明細書に係る支出目的書」の添付又は会計責任者が余白に支出の目的を追記によることも可能です。

(2) 振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）

第16号様式(第9条関係)

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	項 目	摘 要
	《経常経費》 1. 光熱水費 2. 備品・消耗品費 3. 事務所費 《政治活動費》 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー開催事業費 6. その他の事業費 7. 調査研究費 8. 寄附・交付金 9. その他の経費	ポスターデザイン費

政治団体の名称 新宿政策研究会

(備考)

- 「項目」欄は、該当する番号((その14)・(その15)の「項目別区分」)に○をつけてください。
- 「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。
- 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。
- この用紙の大きさは、A4判です。

支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合に金融機関の振込を利用し、領収書に替えて「振込明細書の写し」を用いる場合、本様式（第16号様式）又は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（第15号様式）のいずれかを添付するか、若しくは振込明細書に支出の目的が記載されている必要があります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

☆☆ 銀行

取引銀行 〇〇〇〇	取引店 〇〇〇	口座番号 *****
取扱店 〇〇〇〇〇	お取引日 〇〇-△△-××	時刻 △△:××
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥〇〇〇,〇〇〇	手数料 ¥〇〇〇
お取引後の残額(円) *****		おつり

お振込明細またはご案内
〇〇〇〇〇
△△△△△△
普通 ××××××××××××××

□□ □□ 様

電話

〇〇〇〇〇△△△△△×××××
電話番号 〇〇-△△△△-×××××
取扱番号 △△△△△△

ご依頼人

印紙税申告納付につき××
税務署承認済

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

☆☆ 銀行

取引銀行 〇〇〇〇	取引店 〇〇〇	口座番号 *****
取扱店 〇〇〇〇〇	お取引日 〇〇-4-30	時刻 △△:××
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥50,000	手数料 *****
お取引後の残額(円) *****		おつり

お振込明細またはご案内
〇〇〇〇〇
△△△△△△
普通 ××××××××××××××

イチカワ ジロウ 様

電話

シンジュクセイサクケンキュウカイ
電話番号 〇〇-△△△△-×××××
取扱番号 △△△△△△

ご依頼人

印紙税申告納付につき××
税務署承認済

このように会計責任者が余白に支出の目的を追記した場合には、「振込明細書に係る支出目的書」及び「領収書等を徴し難かった支出の明細書」は不要です。

8 無償提供の記載方法

(1) 無償提供を受けた場合の記載方法(事務所の無償提供)

① 収入

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分				
寄附者の氏名(又は名称)		金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考		
丙野 次郎		120,000	〇〇 12 25	新宿区荒木町〇番2号	会社役員	事務所の無償提供		

- ・事務所の無償提供を受けた場合、利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので寄附にあたります。そのため、寄附の内訳(その7)に当該内容を記載します。
- ・事務所の利用料相当分を時価に換算した金額を記載します。
- ・備考欄に「事務所の無償提供」と記載します。

② 支出

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
金銭以外のものによる寄附相当分	120,000	〇〇 12 25	丙野 次郎		新宿区荒木町〇番2号		

- ・①の収入は実際の収入ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じてしまいます。そこで、経理上の処理のため、支出にも同額を計上します。
- ・支出の項目は政治活動費のその他の経費(その15)とし、支出の目的欄には、「金銭以外のものによる寄附相当分」と記入します。

③ 領収書等を徴し難かった支出の明細書

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	120,000	〇〇 12 25	無償提供のため

②の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴することができないと考えられます。そのため、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(第15号様式)を作成します。

※ 無償提供であっても寄附に該当するので、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など寄附の制限の対象になります。

(2) 無償提供をした場合の記載方法(選挙運動用葉書及び選挙事務所の無償提供)

① 支出

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			選挙関係費 (陣中見舞)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
選挙運動用葉書の提供	90,000	〇〇	6	10	新宿 太郎	新宿区新宿〇丁目1番1号	無償提供
選挙事務所の提供	400,000	〇〇	6	25	新宿 太郎	新宿区新宿〇丁目1番1号	無償提供

- ・ 無償提供分の支出について、時価に換算した金額を記載します。
- ・ 備考欄に無償提供と記載します。

② 収入

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
金銭以外のものによる寄附相当分	90,000	〇〇.6.10 新宿太郎に選挙運動用葉書を提供
金銭以外のものによる寄附相当分	400,000	〇〇.6.25 新宿太郎に選挙事務所を提供(8日間)

- ・ ①の支出は実際の支出ではないため、翌年への繰越額が実際の金額と不一致になる現象が生じます。そこで、経理上の処理のため、収入にも同額を計上します。
- ・ 収入の項目はその他の収入(その6)とし、摘要欄に「金銭以外のものによる寄附相当分」と記入し、備考欄に無償提供をした日付や内容を記入します。

③ 領収書等を徴し難かった支出の明細書

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
項 目	摘 要			
選挙関係費	選挙運動用葉書の提供	90,000	〇〇.6.10	無償提供のため
選挙関係費	選挙事務所の提供	400,000	〇〇.6.25	無償提供のため

- ①の支出は金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴することができないと考えられます。そのため、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(第15号様式)を作成します。

5 寄附金（税額）控除のための書類について

課税上の優遇措置の適用を受ける団体（適格団体）への個人からの寄附について、寄附者が所得税の優遇措置を受けるためには、収支報告書に記載した「個人からの寄附」の内訳一件ごとに、『寄附金（税額）控除のための書類』を適格団体が作成し、添付する必要があります。

同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には「寄附金の額」の欄には合計額を記載し、その内訳を下段の「寄附の内訳」の欄に記載します。この場合、上段の「寄附年月日」の欄には記載しないでください。

その他、次ページの記載例を参照してください。

(1) 適格団体について

適格団体とは、次の団体をいいます。

- ① 政党、政党の支部及び政治資金団体
- ② 国会議員が主宰又は主要な構成員である政治団体
（国会議員氏名届を提出している団体です。）
- ③ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出している団体です。）
- ④ 特定の公職の候補者を推薦し、又は支持する政治団体（いわゆる後援会など）

国会議員、都道府県知事、都道府県の議会の議員、政令指定都市の市長、又は政令指定都市の議会の議員（いずれも立候補予定者を含む。）を推薦し、又は支持することを本来の目的としている団体のうち、「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している団体が対象となります。

ただし、現職以外（立候補者又は立候補予定者）に係る団体にあつては、当該選挙に立候補した者の後援団体に限ります。

(2) 控除の対象

- ① 当該議員の現職の期間中が対象になります。
- ② 選挙に立候補した場合は、当該選挙に立候補した年とその前年が対象です。
- ③ 現職の議員が立候補しなかったときは、その議員の任期中が対象となります。
- ④ 国会議員氏名届を提出している団体は、その団体に国会議員が所属している期間中が対象となります。
- ⑤ 例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対して寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対して寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

(3) 寄附金（税額）控除のための書類の交付

① 都 団 体

都団体は、東京都選挙管理委員会で審査・確認の上、確認印を押印して当日又は後日交付します（3月下旬に提出された書類については、4月以降の交付となります。）。

② 全国団体

全国団体は、東京都選挙管理委員会で書類を受領した後、総務省へ送達し、総務省において審査・確認の上、交付しますので、都団体に比べて日数がかかります。予めご了承ください。

(4) 寄附金（税額）控除のための書類の様式

寄附金（税額）控除のための書類については、東京都選挙管理委員会のホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>)

(5) 確認済みの書類の交付窓口

- ① 都 団 体 …………… 東京都選挙管理委員会事務局 総務課政治団体担当
03-5000-7257
- ② 全国団体 …………… 総務省 自治行政局選挙部 政治資金課
03-5253-5578

《記載例 1》 現職議員の後援会が寄附を1回受領した場合

確認欄

寄附金（税額）控除のための書類

（その7）の記載内容と一致させてください。

この寄附金は政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	A 沢 良子									
住所	中野区中野〇丁目1番1号									
寄附金の額				百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	3	0	0	0	0
※寄附年月日	令和〇〇年10月1日									

（寄附金の額には必ず¥をつけること。）

（寄附を受けた団体）

名称	新宿政策研究会		収支報告書表紙（その1）の内容と一致します。
所在地	新宿区新宿△ー1ー1新宿マンション		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 （租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号） 1	左記以外の特定の政治団体 （租税特別措置法第41条第3号又は第4号） 2	「国会議員氏名届」を提出している団体が記載。国会議員関係政治団体の記入箇所はありません。
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 新宿 太 良	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 令和〇〇年△月△日	

（寄附の内訳）

寄附年月日	寄附金（税額）	寄附金（税額）	寄附金（税額）
・ ・ ・	円	・ ・ ・	円
・ ・ ・	円	・ ・ ・	円
この欄は、寄附を複数回で受領した場合に、日付順に掲載します。1回のみの場合には記載しないでください。			
・ ・ ・	円	・ ・ ・	円

（同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です。）

《記載例 2》 政党の支部が寄附を複数回受領した場合

確 認 欄

寄附金（税額）控除のための書類

（その7）の記載内容と一致させてください。

この寄附金は政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏 名	新 宿 花 子									
住 所	新宿区四谷〇丁目1番1号									
寄 附 金 の 額				百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	9	0	0	0	0
※ 寄 附 年 月 日	令和 年 月 日									

（寄附金の額には必ず¥をつけること。）

寄附を複数回で受領したときには、寄附の内訳の欄に記載し、ここに寄附年月日を記入しないでください。

（寄附を受けた団体）

名	称	△△党東京都新宿区第1 2支部		→ 収支報告書表紙 (その1)の内容と 一致します。
所	在	地		
団 体 の 区 分 〔いずれか該当するも の番号を○で表示〕		政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項) 第1号又は第2号	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項) 第3号又は第4号	
		①	2	
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合		その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕		政党及び政党の支部は記載不要です。 又は支部		
		(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日		
		選挙 令和 年 月 日		

（寄附の内訳）

寄 附 年 月 日	寄 附 金 の 額	寄 附 年 月 日	寄 附 金 の 額
〇〇・ 1 ・ 25	30,000円	・ ・	円
〇〇・ 6 ・ 25	30,000円	・ ・	円
〇〇・ 11 ・ 25	30,000円	年の途中で寄附者の住所等が異動した場合には、 余白にその旨を記載します。（収支報告書（その7）と 一致します。）	
〇〇・ 12 ・ 25	100,000円		
・ ・	円		

（同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です。）

※ 11月25日分までは新宿区新宿□丁目3番3号である。

政治団体の手引

許可なく複製転載を禁ずる。

令和 7 年 3 月 初版発行

令和 6 年度
登録第 37 号

編集・発行 東京都選挙管理委員会事務局 総務課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第一本庁舎北 (N) 塔 4 0 階
電話 03-5000-7257 (直通)
<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>
株式会社イマイシ
印刷所 東京都足立区梅島一丁目 3 1 番 1 5 号
電話 03-3848-1311

レザック・扉部分は古紙配合率 7 0 % 以上ではない。

